

第3章

選択・集中プログラムの取組

(1) 選択・集中プログラムの取組とは

選択・集中プログラムは、厳しい財政状況のもとで「みえ県民カビジョン」を推進していくにあたり、特に注力すべき政策課題として取り上げ、「行動計画」の計画期間中（4年間）に行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものです。

選択・集中プログラムには、「緊急課題解決プロジェクト」と「新しい豊かさ協創プロジェクト」の2種類を設けているほか、「南部地域活性化プログラム」に取り組んでいます。

選択・集中プログラムには、各プロジェクト等に、その成果や取り組んだことの効果を表す指標を設け、実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げ、数値目標としています。また、進行管理を的確に行い、県民の皆さんに各プロジェクト等の進捗状況をお示しすることができるよう、実践取組ごとに年次目標を設定しています。

平成26年版成果レポートでは、平成25年度に県が取り組んだ選択・集中プログラムの取組の成果と課題を検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各プログラムごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントを中心に明らかにしています。

【選択・集中プログラムの指標の考え方】

＜選択・集中プログラム＞の進行管理を的確に行うとともに、県民の皆さんに取組の進捗状況をお示しするため、「プロジェクトの数値目標」、「実践取組の目標」について、それぞれの性質をふまえた実現可能かつ挑戦的な目標値を掲げています。

平成26年版成果レポートでは、行動計画で掲げた平成27年度目標値とあわせて、今年度の目標値もお示ししています。

○ プロジェクトの数値目標

「プロジェクトの数値目標」は、各＜選択・集中プログラム＞のこの計画における目標（「平成27年度末での到達目標」）をふまえ、当該＜選択・集中プログラム＞において、さまざまな主体の取組によって得られる最終的な成果を、県民の皆さんの立場からあらわそうとしたものです。

＜選択・集中プログラム＞の進行管理において、基本的な指標として活用します。

○ 実践取組の目標

「実践取組の目標」は、各＜選択・集中プログラム＞の目標を達成するために、県が＜選択・集中プログラム＞を構成する＜実践取組＞として取り組んだことの直接的な事業効果をあらわす指標です。

＜選択・集中プログラム＞は複数の＜実践取組＞から成り立っていますので、＜実践取組＞の効果が相まって＜選択・集中プログラム＞の成果につながります。このため、＜選択・集中プログラム＞の進行管理において、「プロジェクトの数値目標」を補足する指標として用います。

(2) 選択・集中プログラムの取組一覧

選択・集中プログラムの取組		頁
緊急課題解決プロジェクト	1 命を守る緊急減災プロジェクト	350
	2 命と地域を支える道づくりプロジェクト	362
	3 命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	366
	4 働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	374
	5 家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	380
	6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	384
	7 三重の食を拓く「みえフードイノベーション」 ～もうかる農林水産業の展開プロジェクト	390
	8 日本をリードする「メイド・イン・三重」 ～ものづくり推進プロジェクト	398
	9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	406
	10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	410
新しい豊かさ 協創プロジェクト	1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト	414
	2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト	422
	3 スマートライフ推進協創プロジェクト	426
	4 世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト	432
	5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト	438
南部地域活性化プログラム		446

* 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、59 ページ～60 ページをご覧ください。

(3) 選択・集中プログラムの取組数値目標等一覧

選択・集中プログラムの取組名		数値目標				進捗度		
		目標項目	25年度目標値	25年度実績値	目標達成状況			
緊急課題解決1	命を守る緊急減災プロジェクト	プロジェクトの数値目標	緊急減災に向けた行動項目(アクション)の進捗率	61.8%	65.6%	1.00	B	
		実践取組	緊急に減災対策を実施する市町の数	29市町	29市町	1.00		
			防災講演会、研修会等への参加促進	10,000人	11,247人	1.00		
			耐震基準を満たした住宅の割合	86.4%	85.2%	0.99		
			県立学校の耐震化率	100%	100%	1.00		
			私立学校の耐震化率	91.6%	92.9%	1.00		
			災害拠点病院等の耐震化率	68.6%	68.6%	1.00		
			新たな防災対策の計画的な推進					
			学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	100%	100%	1.00		
			防災に関連した人材の育成(累計)	160人	179人	1.00		
脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所(累計)	111か所		150か所	1.00				
農地・漁港海岸保全施設等の整備延長(累計)	2,964m	2,965m	1.00					
緊急課題解決2	命と地域を支える道づくりプロジェクト	プロジェクトの数値目標	命と地域を支える道の供用延長	129.7km	128.0km	0.99	A	
		実践取組	命を支える道の供用延長	86.8km	87.3km	1.00		
			地域を支える道の供用延長	42.9km	40.7km	0.95		
緊急課題解決3	命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト	プロジェクトの数値目標	二次救急病院における勤務医師数	1,344人 (24年度)	1,389人 (24年度)	1.00	B	
			がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん	28.0%	乳がん 18.8%		乳がん 0.67
				子宮頸がん	30.9%	子宮頸がん 30.9%		子宮頸がん 1.00
		大腸がん		27.9%	大腸がん 24.0%	大腸がん 0.86		
		(24年度)		(24年度)				
		実践取組	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	192人	196人	1.00		
			県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	651人	641人	0.98		
			救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	618機関	610機関	0.99		
				がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数(累計)	804人	783人		0.84
		緊急課題解決4	働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト	プロジェクトの数値目標	県内労働力人口に占める就業者の割合	97.0%		96.8%
実践取組	本プロジェクトにより支援した人の数			30,100人	28,204人	0.93		
	事業参加者の県内中小企業への就労			30人	86人	1.00		
	新規就農希望者等への就労・就農支援			100人	135人	1.00		
	漁師育成機関の整備推進(累計)			3か所	3か所	1.00		
	福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数			270人	404人	1.00		
	県が就労に向けて支援した述べ若年者数			16,000人	13,800人	0.86		
	県立高等学校卒業生徒の内定率			98.0%	97.9%	0.99		
緊急課題解決5	家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト	プロジェクトの数値目標	「みえの子育ちサポーター」認証者数(累計)	5,200人	5,482人	1.00	A	
		実践取組	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	8,000点	8,123点	1.00		
			思春期ピアサポーター養成者数(累計)	60人	70人	1.00		
		子どもの医療費助成の実施						
緊急課題解決6	「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト	プロジェクトの数値目標	県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	332人	334人	1.00	B	
		実践取組	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数	5,438人	6,057人	1.00		
			民間企業における障がい者の実雇用率	1.58%	1.60%	1.00		
			福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	13,300円	集計中	未確定		
		総合相談支援センターへの登録者数	5,740人	4,986人	0.87			
緊急課題解決7	三重の食を拓く「みえフードイノベーション」~もうかる農林水産業の展開プロジェクト	プロジェクトの数値目標	「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数(累計)	112件	111件	0.98	B	
		実践取組	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	105	集計中	未確定		
			「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数(累計)	(達成済)	37件	1.00		
			地域活性化プラン等の策定・実践への支援	170プラン	190プラン	1.00		
緊急課題解決8	日本をリードする「メイド・イン・三重」~ものづくり推進プロジェクト	プロジェクトの数値目標	操業しやすいと感じる企業の割合の伸び率	130	集計中	未確定	B	
		実践取組	外資系企業の誘致	1件	3件	1.00		
			海外展開等による取引先の拡大					
		世界に誇れるものづくり中小企業の創出	30社	29社	0.97			
緊急課題解決9	暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト	プロジェクトの数値目標	野生鳥獣による農林水産被害金額	698百万円 以下(24年度)	701百万円 (24年度)	0.99	B	
		実践取組	ニホンジカの捕獲頭数	17,800頭	17,529頭	0.98		
			有害鳥獣捕獲野生獣のうち利活用された頭数	1,200頭	1,066頭	0.89		
			野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	4地域	8地域	1.00		
緊急課題解決10	地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	プロジェクトの数値目標	不適正処理事案における支障除去の着手件数	4件	4件	1.00	A	
		実践取組	不適正処理事案における支障除去の着手件数	4件	4件	1.00		
			処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	10% (24年度)	25% (24年度)	1.00		

選択・集中プログラムの 取組名		数値目標					
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	
新しい 豊かさ 協創1	未来を築く子ども の学力向上協創プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	授業内容を理解している子どもたちの割合	83.0%	83.1%	1.00	B
		実践取組	子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	90.0%	92.7%	1.00	
			地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数	27市町	29市町	1.00	
			研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合	99.0%	98.2%	0.99	
			1,000人あたりの不登校児童生徒数	11.2人	集計中	未確定	
新しい 豊かさ 協創2	夢と感動のスポーツ 推進協創プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	県内スポーツ大会・イベントの参加者数	192,417人	222,169人	1.00	A
		実践取組	「スポーツボランティアバンク」の登録人数	400人	523人	1.00	
			スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数(累計)	4市町	4市町	1.00	
			強化指定する高校運動部活動数	10部	21部	1.00	
			県障がい者スポーツ大会参加者数	1,500人	1,501人	1.00	
新しい 豊かさ 協創3	スマートライフ推進 協創プロジェクト	プロジェクト の数値目標	県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して取り組むプロジェクト数(累計)	13件	16件	1.00	A
		実践取組	クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化	20社	43社	1.00	
			自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援(累計)	27社	30社	1.00	
			大規模な新エネルギー施設の導入	1施設	2施設	1.00	
			協議会(電気自動車等を活用したまちづくりを検討する協議会)での検討・取組数	5件	7件	1.00	
			企業の省エネルギーにつながる取組促進	5社	8社	1.00	
			観光レクリエーション入込客数	4,000万人	4,080万人	1.00	
新しい 豊かさ 協創4	世界の人々を呼び 込む観光協創プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	観光レクリエーション入込客数	4,000万人	4,080万人	1.00	B
		実践取組	延べ宿泊者数	800万人	982万人 (暫定値)	1.00	
			リピート意向率	88.0%	84.5%	0.96	
			県内の外国人延べ宿泊者数	120,000人	121,680人 (暫定値)	1.00	
			海外の自治体等との連携事業者数(累計)	5件	10件	1.00	
			受講生(「三重can-coo(観光)本気塾」を受講した方)が取り組んだ地域活動数(累計)	20件	29件	1.00	
新しい 豊かさ 協創5	県民力を高める絆 づくり協創プロ ジェクト	プロジェクト の数値目標	地域活動に参加している学生の割合	21.0%	20.7%	0.99	B
		実践取組	パートナーグループネットワーク構築数(累計)	2,700	2,549	0.88	
			認定NPO法人数	10法人	4法人	0.40	
			学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	5回	12回	1.00	
			県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数(累計)	32団体	34団体	1.00	
			パーキングパーミット制度における利用証の保有者数(累計)	11,200人	19,061人	1.00	
			パートナーグループ登録数(累計)	900グループ	681グループ	0.43	
			NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数(累計)	15事業	19事業	1.00	
南部地域活性化プログラム	実践取組	プログラムの 数値目標	若者の定住率	62.4%	57.8%	0.93	B
		集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	6地域	6地域	1.00		
		東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	26,629円	26,315円	0.99		
			南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進				

* 斜線の欄は、数値目標を設定していない取組を表しています。

(4) 選択・集中プログラムの取組評価表の見方

緊急課題解決 ○ ○○○○○

【主担当部局：○○○○○】

プロジェクトの目標

このプロジェクトに取り組むことによって課題解決が進んだ4年後の状態を記載しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度をA～Dの4段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-------------------------	------	------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における選択・集中プログラムの目標項目を記載しています。	23年度の現状値※1	24年度の目標値※1	25年度の目標値※1	25年度の目標の達成状況※2	26年度の目標値※1	27年度の目標値※1
		24年度の実績値※1	25年度の実績値※1			

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。
26年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成26年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。

※1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(○○年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(○○年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 25年度における目標達成の状況を1.00（達成）～0.00までの数値で表記しています。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
実践取組名を記載しています。	実践取組の目標項目名を記載しています。	23年度の現状値	24年度の目標値	25年度の目標値	25年度の目標達成状況	26年度の目標値	27年度の目標値
			24年度の実績値	25年度の実績値			

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等				

平成 26 年版成果レポート(案)では、事業費(「予算額等」欄)は、平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は決算見込額、平成 26 年度は予算額を記載しています。

平成 25 年度 of 取組概要

平成 25 年度 of 取組内容(県の取組(活動)結果)を具体的に明らかにしています。

文中「*」のついている語句は、巻末(参考)の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 25 年度 of 成果と残された課題(評価結果)

平成 25 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議でいただいた主な意見を記載しています。

*新しい豊かさ協創プロジェクトのみ。

平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 26 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

「平成 25 年度 of 取組概要」「平成 25 年度 of 成果と残された課題(評価結果)」「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見」「平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向」の箇条書き先頭記号は○番号としています。
この番号は、上記の項目にある同じ○番号の文書の内容を結びつけるものではありません。

緊急課題解決 1

命を守る緊急減災プロジェクト

【主担当部局：防災対策部】

プロジェクトの目標

県民の皆さんの命を守ることを最優先として緊急かつ集中的に取り組むべき対策を定めた「三重県緊急地震対策行動計画」や新たに策定する「三重県新地震対策行動計画（仮称）」、災害に強い地域づくりをめざす「三重県風水害等対策アクションプログラム」等の計画に基づく取組を確実に進めていきます。また、市町をはじめとした関係機関との連携を充実させ、「備えるとともに、まず逃げる」ための対策や防災教育の推進、地域防災の核となる人材の育成、自然災害に備える基盤施設の整備等に重点的に取り組むなど、県全体の災害対応力を高めていきます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成し、実践取組についても10項目のうち9項目で目標を達成しましたが、残る1項目が達成に至らなかったことから、県内各地域における防災・減災対策の進展度については、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
緊急減災に向けた行動項目（アクション）の進捗率	/	30.2%	61.8%	1.00	83.8%	100%
	—	37.5%	65.6%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県関係部局が減災に向けて緊急に取り組む行動項目（アクション）の進捗率の平均値
26年度目標値の考え方	殆どの取組が平成25年度の目標を達成できたことから、平成26年度目標についても、当初の計画に沿って83.8%と設定します。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		
1 「『逃げる』ための課題」を解決するために	緊急に減災対策を実施する市町の数	/	29市町	29市町	1.00	29市町
		29市町	29市町	29市町		/
	防災講演会、研修会等への参加促進	/	8,500人	10,000人	1.00	10,000人
		8,000人	10,376人	11,247人		/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2 「地震による建物被害軽減に向けた課題」を解決するために	耐震基準を満たした住宅の割合	/	84.5%	86.4%	0.99	88.2%	90.0%
		82.2%	83.7%	85.2%		/	/
	県立学校の耐震化率	/	99.0%	100%	1.00	100%	100%
		98.2%	99.4%	100%		/	/
	私立学校の耐震化率	/	88.4%	91.6%	1.00	92.4%	92.4%
		87.8%	90.1%	92.9%		/	/
	災害拠点病院等の耐震化率	/	71.4%	68.6%	1.00	71.4%	82.9%
		62.9%	68.6%	68.6%		/	/
3 「災害対応力強化に向けた課題」を解決するために	新たな防災対策の計画的な推進						
4 「自らの命を自ら守るための課題」を解決するために	学校防災のリーダーが中核となり防災に取り組んでいる学校の割合	/	50.0%	100%	1.00	100%	100%
		—	99.7%	100%		/	/
	防災に関連した人材の育成（累計）	/	80人	160人	1.00	240人	320人
		0人	62人	179人		/	/
5 「自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題」を解決するために	脆弱化した海岸堤防の補強対策箇所（累計）	/	40か所	111か所	1.00	200か所	200か所
		—	55か所	150か所		/	/
	農地・漁港海岸保全施設等の整備延長（累計）	/	2,243m	2,964m	1.00	3,624m	4,134m
		1,680m	1,983m	2,965m		/	/

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	9,490	13,184	16,634	/

平成25年度の取組概要

【実践取組1 「逃げる」ための課題解決】

- ①平成24年度に実施した、「Myまっぷラン」*を中核とする「津波避難に関する三重県モデル事業」と、「三重県避難所運営マニュアル策定指針改定」を受け、地域における「Myまっぷラン」を活用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアル作成を推進

- ②平成 25 年 4 月～5 月に、事業の意義、必要性についての理解を深めるため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町の防災担当職員への説明会を地域単位で 8 回開催。また、取組における防災人材の活用を図るため、みえ防災コーディネーターや三重のさきもりへの研修を実施し、協力体制を構築するとともに、取組が始まった地域への実地支援を展開
- ③市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）に、新たに災害時要援護者避難対策を設け、市町における災害時要援護者の個別避難計画の作成促進を図るとともに、災害時要援護者の避難対策用資機材として、けん引式車いす補助装置、ライフジャケットの整備を対象として追加。また、風水害対策として、新たに洪水・土砂災害避難対策を設け、洪水・土砂災害ハザードマップの作成や防災倉庫の整備を対象とするなど、市町の対策を促進（3 月末実績：28 市町、150 事業、補助金交付額 297,125 千円）
- ④防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を放送（3 月末実績：40 本制作・放送）。防災シンポジウムについては、地域に根ざした内容となるよう市町等と連携し、志摩市、多気町において開催
- ⑤個人備蓄の推進を図るため、災害用物資「白い小箱」を活用した防災啓発活動（白い小箱運動）を展開（3 月末実績：18 か所）

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ①木造住宅の耐震診断や補強工事等に対する補助を実施。耐震化を促進するため、市町と連携して未耐震の住宅所有者への住宅訪問、診断を終えた方を対象とした耐震補強相談会を実施
- ②耐震改修促進法の改正に伴い、不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修の補助制度を創設
- ③解体工事（5 棟）の実施により、県立学校施設の耐震化が完了（99.4%から 100%に向上）
- ④平成 24 年度に実施した専門家による非構造部材¹の点検結果を受けて、県立学校 74 校のうち改善が必要な 71 校について、非構造部材の耐震対策が平成 27 年度までに完了するよう計画を策定し、計画に基づいて取り組んだ結果、平成 25 年度に 7 校が完了
- ⑤私立学校では、5 棟の耐震補強（改築）工事を実施
- ⑥災害拠点病院等 2 病院において耐震化工事を促進
- ⑦社会福祉施設については、特別養護老人ホーム 1 か所の耐震改修と保育所 6 か所の耐震診断に要する費用に対して助成するとともに、障害者入所施設の耐震化等を促進（耐震化 1 か所、高台移転 1 か所）

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ①新たな防災・減災対策に取り組んでいくため、三重県防災会議の開催や専門部会の運営を行うとともに、地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」を実施し、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を見直し、「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定。風水害対策については、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」等の見直しに向けた基礎調査を実施（三重県防災会議及び石油コンビナート等防災本部員会議を 2 回開催。防災会議専門部会として、防災・減災対策検討会議を 2 回開催、被害想定調査委員会を 2 回開催。7 月 22 日～8 月 9 日に防災対策部長等による市町長訪問を実施）
- ②南海トラフ地震対策特別措置法の早期成立と地方の実情をふまえた防災・減災対策への支援の充実を働きかけるため、「南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める 9 県知事会議（以下、「9 県知事会議」）」において提言活動（4 回）を実施
- ③コンビナートの防災対策については、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しに向けて、石油コンビナート防災アセスメント調査を実施

- ④災害対応力の充実・強化を図るため、実動訓練（9月1日）において、救出・救助機関や医療機関との連携強化を図るとともに、図上訓練（7月18日、2月7日）を通じて災害対策体制を検証。伊賀広域防災拠点活動訓練（5月26日）により災害時の後方支援活動を検証。また、県と市町の災害時の広域支援体制の構築を図るため、派遣チームの編成を行い、台風接近時（9月15日、10月25日）に市町へ派遣。さらに物資支援体制と広域避難体制についての検討に着手（連携会議7月4日、1月29日、代表者会議8月7日、11月19日、12月26日）
- ⑤災害発生時に迅速で的確な応急復旧活動を実施するため、民間団体等との締結済の協定や覚書に基づく連絡体制等を年度更新するとともに、新たな協定締結について協議
- ⑥県全域の災害時医療活動を統括し調整する本部災害医療コーディネーター、地域における災害時医療活動を調整する地域災害医療コーディネーターを設置し、研修会を開催（本部災害医療コーディネーター5名、地域災害医療コーディネーター33名、災害医療コーディネーター研修会3回）
- ⑦DMAT*（災害派遣医療チーム）隊員を対象とした訓練や研修への参加（広域医療搬送訓練1回、技能維持研修13名、ロジスティック研修8名、統括DMAT研修4名）
- ⑧訓練を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性を確認（災害対策本部図上訓練2回、エマルゴ訓練1回、広域医療搬送訓練1回）
- ⑨地域の実情に即した災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換等を行う地域災害医療対策会議を県内9地域で開催
- ⑩災害拠点病院を新たに1病院指定、災害拠点病院を補完する災害医療支援病院を8病院指定
- ⑪三重県地域医療再生計画を策定し、災害拠点病院の設備整備等を支援
- ⑫災害時に人員や物資などの交通（輸送）が確保されるよう、緊急輸送道路*に指定されている県管理道路の整備を推進
- ⑬大規模災害発生時に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において道路啓開を迅速に展開できる態勢の整備を推進。道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を推進するとともに、国・市町・建設企業との連携による訓練を実施
- ⑭地域住民の安全・安心のよりどころとして重要な交番・駐在所の防災機能の強化に取り組むため、平成24年度に引き続き、50か所の交番・駐在所に避難誘導用資機材等を整備

【実践取組4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ①防災に関する専門的な知識、スキルを持つ学校防災のリーダーとなる教職員を養成するため、災害発生時及び発生後の対応に係る研修会を開催（10回）
- ②学校における体験型防災学習や地域と連携した防災の取組を広めるため、引き続き、防災マップづくりや地域住民等との合同避難訓練、防災学習等を行う学校に対する支援を実施
- ③児童生徒や教職員が、自分の命を自分で守れるよう、全ての公立小中学校及び県立学校において、「防災ノート」を活用した学習の実施を促進
- ④生徒の防災意識を高めるため、「子ども防災サミット in みえ」での交流を継続し、三重県の中学生が宮城県を訪問し、被災地での防災学習を実施（8月）
- ⑤小中学校の防災機能を強化するため、平成24年度からの2か年事業として、市町が実施する非常用発電機、投光器、簡易トイレ、トイレ処理剤の整備等を支援（平成25年度はライフジャケットの配備を補助対象に追加）
- ⑥津波による浸水が予想され、想定される最大級の津波から避難するのに時間的な余裕が少ない高等学校及び避難に配慮が必要な児童生徒が在籍する特別支援学校にライフジャケットを配備（5校）するとともに、災害時の非常連絡手段としてすべての県立学校に衛星携帯電話を配備
- ⑦地域防災力向上のための人材育成については、男女共同参画の視点に配慮した防災・減災対策の推

進や災害時要援護者を支援する体制整備を進めるため、特に女性を中心とした防災人材の育成を実施。また、県が育成する「みえ防災コーディネーター」、三重大学が育成する「三重のさきもり」など、地域や企業における防災の担い手となる人材の育成・活用を推進（3月末実績：みえ防災コーディネーター（女性）は、53名を認定。女性を中心とした専門職防災研修は、59名が修了。）

- ⑧企業の防災力を高めるため、地域別企業研修を開催するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」において地域と企業の連携を検討する分科会を設置し取組を展開

【実践取組 5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ①地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防、海岸堤防について、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を推進。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、避難地・避難路を保全するため急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進
- ②風水害対策として、河川堆積土砂を撤去することにより、河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るとともに、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を検討し、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と情報共有する仕組みを3建設事務所で試行。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設については、引き続き、土砂災害防止施設による保全を推進
- ③津波被害が想定される沿岸地域において治山事業等で施工した避難路の安全な通行の確保などを図るための改修等を実施。また、農村地域における災害時の避難路を確保するため、農道の整備を進めるほか、津波や高潮による漁港及び背後集落の被害軽減を図るため、防波堤など漁港施設の整備、農地海岸及び漁港海岸の堤防整備を実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

- ①「津波避難に関する三重県モデル」の水平展開について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、熊野市有馬町の3地区で平成24年度に引き続き取り組まれたほか、新たに津市や明和町、南伊勢町などでも「Myまっぷラン」を活用した取組が始まるなど、合わせて6市町17地区で取組が行われました。また、市町独自の手法による津波避難計画作成の取組も、4市町27地区で行われました。
- ②「避難所運営マニュアル」についても、実地支援や財政支援を行った結果、津市内の2地区において作成に取り組まれたほか、志摩市や伊賀市でも取り組まれるなど、合わせて7市町15地区で取組が行われました。
- ③この2つの取組が、市町や地域において広く展開されるために重要なことは、取組の主体は地域と住民であるということであり、避難対策を推進するため、あらゆる機会を通じて「自ら考え、自ら作成し、自ら行動する」ことの必要性など、取組の意義をより一層、市町や地域に対し説明していく必要があります。
- ④地域減災力強化推進補助金については、津波避難施設や津波避難路整備、災害時要援護者避難対策事業など、28市町の150事業に対して297,125千円（3月末実績）を補助し、県内各市町の防災・減災対策の推進に活用されましたが、今後、補助制度の見直しに向け、市町の防災・減災対策の進捗状況について、検証を行っていく必要があります。

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ①木造住宅に対する耐震補強工事への補助の申込戸数は過去2番目の実績となりましたが、さらなる耐震化を進めるためには、耐震診断を終えた方が補強工事を実施するよう、直接促していく取組が必要です。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）の耐震化を促進するために、補助制度を

確実に周知し、耐震診断及び耐震改修の支援を行う必要があります。

- ③ 県立学校施設の非構造部材の耐震対策について、外壁改修等の工事は計画どおりに完了し、テレビ・収納棚の固定等は全体計画に基づき対策を実施した結果、平成 24 年度の点検時に指摘された 2,540 件のうち、49.1%にあたる 1,248 件は対策済みとなり、一定の対策が進みました。平成 27 年度の完了を目指して、指摘箇所の耐震対策を進めるとともに、平成 25 年 8 月に文部科学省から「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」が示されたことをふまえ、学校における屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に計画的に取り組んでいく必要があります。
- ④ 私立学校については、5 棟の耐震補強（改築）工事により耐震化が促進されました。引き続き、未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しては、それらの耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行う必要があります。
- ⑤ 災害拠点病院等 2 病院で耐震化工事を実施しています。今後、この 2 病院について、計画どおり工事が進むよう進捗状況を確認していく必要があります。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化を働きかけていく必要があります。
- ⑥ 避難所指定を受けている特別養護老人ホーム 1 施設に対して耐震化の支援を行い、入所施設の耐震化を進めました。耐震診断の結果、耐震工事が必要な養護老人ホーム 1 施設の耐震化の支援を行う必要があります。また、障がい者関係施設については、平成 25 年度に着手した耐震化整備により、県内入所施設の耐震化は完了する予定です。児童福祉施設については、耐震診断の結果、4 施設に耐震補強の必要性があることが判明しました。

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ① 「三重県地震被害想定調査」については、平成 26 年 3 月 18 日に調査結果を公表しました。今後は、この成果を活用して本県の地震・津波対策の検証と見直しを進めるとともに、市町や防災関係機関において、この調査結果が有効に生かされるよう、調査結果のさらなる周知を図っていく必要があります。
- ② 「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」については、関係機関や各部局との調整を終え、平成 26 年 3 月 24 日の三重県防災会議において承認を得て修正内容を公表しました。法改正や県計画の修正等を受け、平成 26 年度以降は、各市町の地域防災計画の大幅な修正が進められることから、的確に修正が行われるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、支援を行っていく必要があります。
- ③ 「三重県新地震・津波対策行動計画」については、平成 26 年 3 月 18 日に計画を公表しました。この計画が県庁内だけでなく、市町、防災関係機関、自主防災組織、県民へと広く周知され、「防災の日常化」の定着が進むよう、啓発に注力するとともに、計画が着実に実践されるよう、的確な進捗管理を行う必要があります。また、この計画の中で新たな課題として提起した、観光地における防災対策、海拔ゼロメートル地帯における防災対策、復興対策などについて、関係部局や市町と連携し、具体的な対策を講じる必要があります。
- ④ 9 県知事会議等での提言活動を重ねた結果、平成 25 年 11 月に南海トラフ地震対策特別措置法が成立し、平成 26 年 3 月には、川越町以南の沿岸 16 市町が同法に基づく「津波避難対策特別強化地域」に指定されました。一方で、海拔ゼロメートル地帯を抱え、県の地震被害想定調査でも甚大な浸水被害が予測されている桑名市と木曾岬町が指定から外れたことから、これら市町が取り組む防災・減災対策への支援を強化する必要があります。
- ⑤ 今後の風水害対策の検討材料とするための基礎調査を終え、本県における風水害対策の課題と今後の方向性をとりまとめました。この調査結果をふまえ、局地的大雨や竜巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含め、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正や「三重新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を行っていく必要があります。
- ⑥ コンビナートの防災対策については、対策の基礎資料とするため、石油コンビナート地区について

防災アセスメント調査を実施し、平常時や地震時の災害発生危険度や影響度等を調査しました。一方、平成 26 年 1 月には、三菱マテリアル株式会社四日市工場で多数の死傷者が発生する爆発事故が発生しており、アセスメント結果に加え、当該事故の検証結果等もふまえた「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討していく必要があります。

- ⑦災害対応力の充実・強化に向けては、危機管理地域統括監及び地域防災総合事務所・地域活性化局を設置し、地方災害対策部に地方統括部を創設するなど新体制での活動を平成 25 年度から実施するなど、地方部体制の強化を図りました。また、図上訓練により活動マニュアル及び災害対策本部体制の検証を行い、実動訓練により救出・救助機関や医療機関との連携強化を図りました。引き続き災害対応力の強化を進めていく必要があります。
- ⑧県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を開催し、市町との協議のもと、災害発生時における物資支援及び広域避難の活動方針案を作成するとともに、県と市町の災害時の人的広域支援体制として派遣チームを編成し、台風接近時に実際に市町へ派遣を行いました。今後も引き続き検討を行い、具体的な活動要領の作成を進めていく必要があります。また、広域避難については、県境を越える調整が必要となることも考えられることから、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市で構成する「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」を設置して、県境を越える広域避難について協議を行っており、引き続き検討を進める必要があります。
- ⑨北勢広域防災拠点の候補地を四日市市と調整を行い決定しました。今後は、早期整備に向けて準備を進める必要があります。また、災害時の孤立対策活動を保持するため、航空燃料の県南部地域への備蓄を検討する必要があります。
- ⑩災害時の効果的な拠点活用のため、既往の計画等に活動拠点や物資拠点等として位置づけられている県内施設について、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、その配置と適性の分析を行いました。
- ⑪災害対策本部の機能強化に引き続き取り組むとともに、平成 24 年度に原子力災害対策や原子力事故等発生時の対応について学識経験者からアドバイスをいただく体制を整備したことから、今後、これらの対策について検討を進めていく必要があります。
- ⑫災害医療コーディネーターを設置し災害時対応力の向上を目的とする研修会を開催しました。また、国が行う技能維持研修等に D M A T（災害派遣医療チーム）隊員が参加するとともに、大規模災害時に重症患者を県域外へ搬送する広域医療搬送訓練を実施しました。今後、災害時において必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制を強化するため、他の防災関係者の協力を得ながら災害医療コーディネーターや医療従事者への研修、訓練等を引き続き実施していく必要があります。
- ⑬三重県災害医療対応マニュアルを改訂し、図上訓練、広域医療搬送訓練を通じて実効性を確認しました。今後も引き続き、各種訓練を通じて実効性を確認し更新していく必要があります。
- ⑭地域災害医療対策会議を開催し、保健所、市町、災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、警察、消防等の関係者が地域の災害医療体制の整備について検討・協議、情報交換を行いました。今後、地域災害医療対策会議を引き続き開催することにより、関係機関の連携強化を図る必要があります。
- ⑮災害拠点病院を新たに 1 病院指定しました。また、大規模災害等により災害拠点病院が機能不全に陥った場合などに対応できる体制を整えるため、災害拠点病院を補完する病院として新たに災害医療支援病院を 8 病院指定しました。今後、災害拠点病院と災害医療支援病院が連携した訓練を実施するなどにより、災害時の医療提供体制を強化する必要があります。
- ⑯災害医療体制の整備、災害拠点病院の体制整備等に取り組むことを内容とする地域医療再生計画を

策定し、地域医療再生基金により支援しました。

- ⑰緊急輸送道路に指定されている県管理道路について、重点的かつ効率的に整備を進めました。引き続き、大規模災害から県民の皆さんの命と暮らしを守るため、整備を進めていく必要があります。
- ⑱大規模災害発生時に孤立が懸念されている熊野灘沿岸地域において、必要な資材を備蓄する道路啓開基地の整備及びリダンダンシーの確保が困難な箇所の道路構造の強化に取り組みました。引き続き、道路啓開基地の整備及び道路構造の強化を進めていくほか、道路啓開マップを活用した国・市町・建設企業との連携による訓練を実施していく必要があります。
- ⑲交番・駐在所 50 箇所に避難誘導資機材等を整備して防災機能の強化を図りました。今後とも、引き続き避難誘導資機材等の整備を進めていくほか、大規模な地震に備えるための施設そのものの整備も進める必要があります。

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ①すべての公立小中学校及び県立学校において防災ノートを活用した学習が実施されるよう取り組んだ結果、平成 25 年度は全校で防災ノートを活用した学習が実施されました。また、学校現場の意見をふまえ、発達段階に応じてより学習効果を高められる防災ノートとなるようこれまでの 3 種類から見直しを行い、小学校低学年版・小学校高学年版・中学生版・高校生版の 4 種類に改訂し、小・中・県立学校の新入生及び新小学 4 年生に配布することとしました。加えて外国語版についても、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語を作成することとしました。今後は、防災ノートを活用した防災教育のより一層の充実が図られるよう取り組む必要があります。
- ②教職員を対象とした研修については、初任者・5 年・10 年・新任管理職の階層別研修に防災教育の内容を盛り込んで実施したほか、平成 24 年度に受講できなかった者も含め、学校防災リーダー養成研修を実施しました。これまでに各学校に少なくとも 1 名の学校防災リーダー養成に取り組んできましたが、今後は、リーダーのスキルを引き続き向上させていく必要があります。
- ③地域と連携した防災学習が 232 校、防災に関する訓練が 338 校で実施されました。防災学習の支援の要望が増えていることから、引き続き学校における取組を支援していく必要があります。また、小中学校に比べて県立学校での取組が進んでいないことから、市町や消防機関等の、地域と連携した取組について、県立学校の取組をさらに進める必要があります。
- ④県内 5 市町 9 校の中学生 23 名、教職員などあわせて 38 名が宮城県を訪問し、宮城県内の 3 中学校と一緒に実施したフィールドワークや仮設住宅の訪問等を通して、宮城県の中学生や被災者と交流を深め、現地を目で見て肌で感じる防災学習に取り組みました。(8 月 5 日～9 日) 今後は、交流を通じて培った取組を、防災教育・防災対策につなげていく必要があります。
- ⑤学校防災機能強化事業については、平成 24・25 年の 2 年間で事業を終了しましたが、多くの小中学校が地域住民の避難所に指定されていることを鑑み、今後は、国の補助制度の活用を促すほか、防災教育や防災訓練などソフト面での支援を行うことなどにより、学校の災害への備えを支援していきます。
- ⑥児童生徒や教職員の防災意識のさらなる向上を図るとともに、避難行動等の取組を継続的に見直していく必要があります。
- ⑦防災人材の育成について内容を充実しました。具体的には、みえ防災コーディネーターの養成について、女性視点での活動が活発となるよう女性に限定して養成を行い、新たに 53 名を認定しました。女性を中心とした専門職防災研修については、59 名の修了者による職種間での交流の動きが始まりました。このほか、女性を中心とした自主防災組織リーダー研修を 3 地区で延べ 6 回開催するとともに、みえ防災コーディネータースキルアップ研修を 3 地区で 3 回開催しました。
- ⑧地域における防災活動を効果的に進めていくためには、防災に関する専門的な知識を持った人材や、

災害時に地域で率先して行動することができる人材を養成する必要があります。また、これまで育成してきた防災人材を核として、地域の人々の防災意識を高め、防災行動へと結びつけていくことが必要です。このため、県と三重大学が共同で防災人材の育成と活用、新たな人材資源の発掘、防災人材の連携と交流など、防災に関するさまざまなリソースを活用して新たな取組を展開していくための枠組みとして、平成 26 年 4 月 1 日に「みえ防災・減災センター」を設立し、4 月 18 日に開所式を行ったところです。

- ⑨防災啓発については、地域や住民が主体となった取組の紹介を中心に啓発番組（レッツ！防災）を 40 本制作し放送しました。また、11 月 5 日の「津波防災の日」に合わせ、11 月 4 日に志摩市で「女性の視点に立った防災・減災対策」をテーマにシンポジウムを開催するとともに、12 月 7 日の「みえ地震対策の日」に合わせ、12 月 8 日に多気町で「円滑な避難所運営」をテーマにフォーラムを開催しました。
- ⑩企業防災力の向上については、「みえ企業等防災ネットワーク」において、事業者等の防災リーダー育成講座を、県内 5 地区で 5 回開催するとともに、BCP（業務継続計画）^{*}の策定促進や、地域と企業の連携について、先進的な取組事例の共有を図るなど、具体的な取組開始に向けた検討を行いました。

【実践取組 5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ①地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川堤防については、津波浸水予測区域内の脆弱箇所 183 箇所対策を進める計画のもと、25 箇所補強対策を進めました。海岸堤防については、脆弱箇所 200 箇所対策を進める計画のもと、150 箇所補強対策を進めました。引き続き、計画的に補強対策を進めるとともに、河川改修や海岸高潮対策等に合わせた耐震対策を推進することが必要です。また、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、避難地、避難路を保全するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。
- ②河川堆積土砂撤去については、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに市町の意見をふまえて選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施箇所等を市町と共有する仕組みを 3 建設事務所で試行しました。なお、土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、継続した事業実施が必要です。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設を保全するため、砂防施設の整備を進めました。引き続き、市町及び住民との調整を図り、対策を進めることが必要です。
- ③農山漁村地域における避難路の整備については、5 箇所の整備を進めたほか、4 地区で農道の整備を進め、4 地区全てについて全線供用を開始しました。また、漁港施設については 5 地区で防波堤の改修等を、漁港海岸については 7 地区で堤防の改修等をそれぞれ進め、漁港海岸 2 地区で整備を完了しました。農地海岸については、熊野灘沿岸の 2 地区で堤防整備に向けた調査設計を実施しました。
- ④引き続き、緊急性が高く早期に効果が発現できる基盤施設の整備について、計画的に事業を進めていく必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

【実践取組 1 「逃げる」ための課題解決】

- ①「津波避難に関する三重県モデル」や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の取組が、市町や地域において広く展開されるよう、引き続き、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して取り組むとともに、「みえ防災・減災センター」と連携し、みえ防災コーディネーターや三重のさきもり等の防災人材の積極的な活用を行いながら、県内各地域への水平展開を図ります。

- ②市町が主体的に取り組む防災・減災対策への支援については、地域減災対策推進事業（地域減災力強化推進補助金）において、「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進を図るため、新たに観光客避難対策推進事業を設けるなどにより、市町の積極的な取組を支援していきます。また、平成 27 年度に行う、「三重県新地震・津波対策行動計画」の中間評価をふまえた総合的な見直しに向け、これまでの実績や市町の防災・減災対策事業の進捗状況の検証を行います。
- ③防災啓発については、「防災の日常化」をめざし、県民の「防災意識」を高め、「防災行動」へと結びつけるため、メディアを活用した啓発を行います。また、本年が昭和東南海地震の発生から 70 年の節目の年であることから、「みえ防災・減災センター」や市町と連携し、過去の災害から得た知見を未来に生かすことをテーマとしたシンポジウムを開催します。

【実践取組 2 地震による建物被害軽減に向けた課題解決】

- ①木造住宅の耐震化については、引き続き耐震化補助を実施します。さらに、耐震診断を終えた方が、住まいとまちの安全に向けて、それぞれの状況に応じた対策を講じることができるよう、市町と連携してきめ細かな支援を市町と連携して展開していきます。
- ②不特定多数が利用する大規模建築物等（ホテル、旅館等）については、市町と連携して補助制度を周知し、耐震診断及び耐震対策を支援することにより、耐震化を促進していきます。
- ③県立学校の非構造部材の耐震対策については、全体計画に基づき、指摘箇所の耐震対策を進めるとともに、学校における屋内運動場等の天井落下防止のための点検・耐震対策に計画的に取り組めます。
- ④未耐震化の校舎等を有する学校法人に対しては、引き続き、それらの耐震化を促すとともに、耐震化に取り組む学校法人への支援を行います。
- ⑤災害拠点病院等の耐震化については、耐震化工事を実施している病院のうち平成 26 年度に工事が完了する予定の病院について、進捗状況を確認のうえ、計画どおりに工事が完了するよう働きかけていきます。また、未耐震の災害拠点病院等について、耐震化に関する補助制度の周知など情報提供に努めます。
- ⑥高齢者関係施設については、避難所指定を受けた養護老人ホーム 1 施設の耐震改修の取組を支援します。また、耐震診断の必要な児童福祉施設等の取組を引き続き促進します。

【実践取組 3 災害対応力強化に向けた課題解決】

- ①地震・津波対策については、「三重県地震被害想定調査」の結果が、県民、事業者、地域、関係機関が自ら取り組む防災・減災対策に生かしていくための基礎的な情報として正しく理解され、効果的に活用されるよう、ホームページで公開するほか、調査結果を関係機関との会議、関係団体や自主防災組織等への研修、出前トークなどの機会を通じて伝達するとともに、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」、「三重県新地震・津波対策行動計画」についても広く周知を図り、「公助」を担う行政や防災関係機関だけでなく、「共助」や「自助」の取組を実践する地域や県民の力も結集して、これら計画の着実な実践に取り組んでいきます。また、市町が取り組む地域防災計画の修正について、的確な修正がなされるよう、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して支援します。
- ②被害想定調査の結果、深刻な課題が浮き彫りとなった、県北部の海拔ゼロメートル地帯への防災・減災対策について、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」を立ち上げ、県と関係市町等が対策を検討するとともに、ここで検討された対策について、地域減災力強化推進補助金に新たな支援メニューを設けるなどの支援を行うほか、国への財政支援等を要望していきます。また、新たな課題である復興対策について、「三重県復興指針（仮称）」の策定に向けた検討に着手します。
- ③風水害対策については、平成 25 年度にとりまとめた基礎調査結果などをふまえ、局地的大雨や竜

- 巻・豪雪を始め、原子力災害などへの対策も含めた、「三重県地域防災計画（風水害等対策編）」の修正及び「三重県新風水害対策行動計画（仮称）」の策定を進めます。また、原子力災害対策については、「三重県原子力災害対策アドバイザー」からの助言も得ながら、取り組んでいきます。
- ④コンビナートの防災対策については、実施した防災アセスメント調査の結果や三菱マテリアル株式会社四日市工場で発生した爆発事故の検証結果もふまえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行います。また、同調査結果を、コンビナート事業者の防災対策の見直しに反映するよう働きかけを行っていきます。
- ⑤災害対応力の充実・強化に向け、図上訓練において、引き続き、平成 25 年度に作成した災害対策本部総括部隊の活動マニュアルの検証・見直しを進め、災害対応力の着実な向上を図ります。また、実動訓練においては、住民参加、連携強化に加え、地域の課題や特性をふまえた、より実践的な防災訓練を実施していきます。
- ⑥県と市町の広域的な応援・受援体制の整備については、平成 25 年度に作成した物資支援体制及び広域避難体制についての活動方針案並びに平成 25 年度末にまとめた地震被害想定調査結果に基づいて、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」において、物資支援体制及び広域避難体制についての活動要領作成に向け、市町と協議を進めます。特に広域避難体制については、「県北部海拔ゼロメートル地帯対策協議会」での議論をふまえて検討を進めるとともに、「東海三県一市・木曾三川下流域等における防災対策連絡会議」において、県境を越える広域避難についても、引き続き検討を進めます。あわせて、人的支援体制については、派遣チームの研修を行い、台風襲来時など必要な時に派遣できる態勢を整備していきます。
- ⑦北勢広域防災拠点の早期整備に向け、必要な測量・調査・設計を実施するとともに、関係機関との調整を行います。また、既存の広域防災拠点の機能強化に向けて、災害時に利用する県内施設の配置と適性を分析した結果をもとに、広域防災拠点と周辺施設の連携の可能性について検討します。さらに、災害時の孤立対策活動を確保するため、航空燃料の県南部地域への備蓄について検討します。
- ⑧関係機関との連携を図りながら、災害医療コーディネーターや医療従事者に対して災害医療に関する訓練や研修等を実施します。また、訓練の実施を通じて三重県災害医療対応マニュアルの実効性の確認を行い、必要に応じて内容の更新を行います。
- ⑨各地域において地域災害医療対策会議を開催し、地域の災害医療体制の整備に取り組むとともに、関係機関の連携強化を図ります。
- ⑩各種訓練を通じて、災害拠点病院と災害医療支援病院の連携体制の強化を図ります。
- ⑪引き続き、緊急輸送道路の重点的かつ効率的な整備を進めるとともに、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、道路啓開基地の整備、道路構造の強化を進めます。
- ⑫交番・駐在所に避難誘導資機材等を整備するとともに、大規模な地震の発生をふまえた施設面の整備を計画的に進めることによる機能強化をめざします。

【実践取組 4 自らの命を自ら守るための課題解決】

- ①防災ノートについては、改訂版の配布を行うとともに、ノートを活用した学習がより効果的に実施されるよう、指導者用の教材について充実を図っていきます。
- ②「みえ防災・減災センター」と連携して、これまで養成してきた学校防災リーダーのスキルアップを図ります。
- ③学校における防災学習の支援について要望件数が増えていることや、津波浸水予測地域に立地している学校への支援が引き続き必要なことから、防災の専門家を配置し、市町教育委員会等と連携して学校における防災教育の推進を支援していきます。また、県立学校における市町や消防機関等の、

地域と連携した取組がさらに進むよう支援を行います。

- ④東日本大震災の記憶の風化防止を図り、その教訓を活かしていくため、宮城県の中学生との交流を通じて培った取組を、普及・啓発することにより、県内の防災教育・防災対策につなげていきます。
- ⑤児童生徒や教職員の防災意識の向上、避難行動等の取組の見直しを図るための調査を実施し、改善につなげていきます。
- ⑥「Myまっぷラン」と「防災ノート」の連携については、その仕組みとして、「みえ防災・減災センター」において協議の場を設けるなどの検討を行っていきます。
- ⑦「みえ防災・減災センター」では、県内外の活用できる「リソース」を集結し、有効活用することで、「シンクタンク機能」を持ちながら地域の防災・減災対策を実践していきます。具体的には、地域・企業支援の分野では、相談窓口を設置し、地域や企業における防災関係の取組を支援するとともに、「みえ企業等防災ネットワーク」と連携して引き続きBCP（業務継続計画）の策定促進や地域防災における企業の役割等について検討を進めます。また、地震・津波観測システム（DONET）研究会を設置し、その利活用に向けた検討を行います。調査・研究の分野では、災害時要援護者の避難支援用具の開発や、県内に存在する津波痕跡の調査を行うなど、県内全体の減災効果が見込める内容の調査研究に取り組みます。情報収集・発信の分野では、県内の被災情報のアーカイブ化への取組を始めるとともに、各種防災情報や資料の収集、活用、発信を行います。啓発の分野では、昭和東南海地震や伊勢湾台風をテーマとしたシンポジウムなどを開催し、県民に防災について考える機会を提供するとともに、収集した資料等を、博物館や図書館の企画展等での啓発に活用します。

【実践取組5 自然災害に備える基盤施設の整備に向けた課題解決】

- ①地震・津波による被害が懸念されるため、河川堤防や海岸堤防については、空洞やひび割れのある脆弱箇所の計画的な補強や耐震対策を進めます。特に海岸堤防において緊急に補強が必要な脆弱箇所（200箇所）については、対策を重点的に実施し、「みえ県民カビジョン・行動計画」の目標より1年早い平成26年度に完了できるよう取り組むとともに、津波対策についても検討を進めます。河口部の大型水門等については、耐震対策に着手します。さらに、津波浸水予測区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所については、引き続き、関係市町との連携を図り、避難地・避難路を保全する急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。
- ②河川堆積土砂については、風水害の発生時に被害を拡大させる恐れがあることから、当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所を市町と共有しながら、土砂の撤去を進めます。また、土砂災害危険箇所内に立地する災害時要援護者関連施設の保全については、引き続き、関係市町との連携を図り、砂防施設の整備を進めます。
- ③異常気象や地震・津波に備えるため、引き続き、漁港施設の防波堤や漁港海岸の堤防の改修等を実施するとともに、農地海岸の堤防整備に着手します。

緊急課題解決 2

命と地域を支える道づくりプロジェクト

【主担当部局：県土整備部】

プロジェクトの目標

社会基盤である幹線道路等の整備を進めることにより、大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対して地域の安全・安心を支えるとともに、北・中部地域の産業、南部地域の観光など地域の今ある力を生かした新しい三重づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	幹線道路等の整備を進めたことにより、地域の安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が進みました。なお、平成 25 年度供用開始目標としていた道路について、平成 26 年 5 月までに全て供用開始したことなどから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
命と地域を支える道の供用延長	/	86.8km	129.7km	0.99	141.7km	147.8km
	74.6km	86.8km	128.0km		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の高規格幹線道路*や主要な直轄国道、地域高規格道路*、アクセス道路の供用延長
26 年度目標値の考え方	北勢バイパス、中勢バイパス、国道 260 号錦峠、県道神戸長沢線等を新規供用することをめざし、目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「命を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	命を支える道の供用延長	/	55.5km	86.8km	1.00	88.6km	88.6km
		43.3km	55.5km	87.3km		/	/
2 「地域を支える道づくりに向けた課題」を解決するために	地域を支える道の供用延長	/	31.3km	42.9km	0.95	53.1km	59.2km
		31.3km	31.3km	40.7km		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	19,618	17,286	17,556	

平成 25 年度の取組概要

- ①災害時の復旧・復興を担うとともに、式年遷宮を契機とした県内外との交流・連携の促進に向け、平成 25 年度の供用開始予定となっていた紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパス、第二伊勢道路や四日市湯の山道路の整備を進めるとともに、これらに合わせて供用するアクセス道路等の整備を推進。また、交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルート確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図るとともに、これらと合わせ幹線道路を形成する県管理道路の整備、桑名東部拡幅の伊勢大橋架け替え関連の工事着手に向けた取組などを推進
- ②地域の理解・協力のもと、関係機関と連携・協力を図り、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、地域高規格道路の都市計画決定や事業化に向けた調査・検討など、新たな道路網の構築に向けた取組や検討を推進
- ③紀伊半島のミッシングリンク*の解消を目指し、市町や地域住民をはじめ関係者と一体となって熊野市大泊町以南の未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①紀宝バイパスについては、全長 4.5km のうち未供用区間であった約 1.6km が平成 25 年 6 月 16 日に供用開始したことにより、全線供用しました。第二伊勢道路約 7.6km については、式年遷宮までの供用開始を目標に整備を進め、平成 25 年 9 月 14 日に供用開始しました。熊野尾鷲道路の三木里 I C から熊野大泊 I C 間の約 13.6km およびそのアクセス道路の県道賀田港中山線、県道新鹿佐渡線が平成 25 年 9 月 29 日に供用開始し、尾鷲南 I C から熊野大泊 I C 間約 18.6km 全線供用しました。中勢バイパスについては、平成 26 年度供用開始目標としていた鈴鹿（稲生）工区（鈴鹿市野町～稲生町）の約 1.8km が平成 26 年 3 月 23 日に供用開始しました。紀勢自動車道については、国および中日本高速道路（株）にて整備を進め、最終区間となった紀伊長島 I C から海山 I C 間の約 15.1km が平成 26 年 3 月 30 日に供用開始し、勢和多気 J C T から尾鷲北 I C 間の約 55.3km 全線供用しました。これらの供用開始により地域相互間の交流・連携が促進されるとともに、救急医療活動の支援や、大規模災害時などの代替ルートが確保されるなど、地域の安全・安心が高まりました。新名神高速道路については、四日市 J C T から四日市北 J C T 間は平成 27 年度供用開始目標に向け順調に工事が進捗しており、また、四日市北 J C T から亀山西 J C T 間は平成 30 年度の全線供用開始に向けトンネル工事に本格的に着手しました。東海環状自動車道については、四日市北 J C T から東員 I C 間は平成 27 年度供用開始目標に向け順調に工事が進捗しており、また、東員 I C から北勢 I C 間は平成 32 年度の全線供用開始に向け工事に本格的に着手するとともに、北勢 I C から岐阜県境までの用地取得を開始し、平成 26 年度からは国等と連携して県も用地取得を行うこととしました。桑名東部拡幅については、伊勢大橋架け替え関連の工事に着手し、四日市湯の山道路の高角 I C から県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）間約 4.4km が平成 26 年 5 月 24 日に供用開始し、平成 25 年度目標値を達成するなど、県内の道路整備は着実に進捗が図られています。なお、東海環状自動車道（大安 I C ～東員 I C）約 6.1km および中勢バイパス（鈴鹿市御園町～津市河芸町三行）約 2.9km を平成 30 年度開通予定とすることが、平成 26 年 4 月に国から新たに公表されました。県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、自然災害の脅威は今後一層深刻化することが予測される

中、地域の安全・安心を支える幹線道路等の整備が急がれています。また、交通渋滞が頻発している現状に対し、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を活かした三重づくりを支える幹線道路等の整備が求められています。

- ②国や関係県・市町等と連携して、災害時などにおける道路の必要性などを訴えるためのシンポジウムの開催などにより、整備機運を盛り上げるとともに、鈴鹿亀山道路の都市計画決定に向けた検討や、名神名阪連絡道路の事業化に向けた検討を進めました。特に、鈴鹿亀山道路については、「有識者委員会」や、国・中日本高速道路(株)・県・鈴鹿市・亀山市で構成する「検討会」、県民の皆さんから直接ご意見を伺うための「100人協議会」を新たに設置するなど、本格的に調査・検討を進めました。引き続き、新たな道路網の構築に向けた取組や検討が必要です。
- ③地域と一体となった国などへの粘り強い働きかけにより、熊野市大泊町から新宮市間については、地域の皆さんの声や学識経験者等の意見を踏まえ、平成25年4月に概ねのルートが決定されました。このうち、紀宝町から新宮市間約2.4kmについては、新宮紀宝道路(熊野川河口大橋(仮称)含む)として、平成25年5月に新規事業化され、詳細なルートや構造を決定するための地質調査や測量等の現地調査に着手しました。さらに、平成26年度には熊野市大泊町から熊野市久生屋町間の約6.7kmが熊野道路として新規事業化されるなど、紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け前進しました。今後とも、未事業化区間の早期事業化に向けた取組が必要です。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①大規模災害などから県民の命と暮らしを守り、集積する産業や魅力ある観光など地域を支えるため、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパスや桑名東部拡幅(伊勢大橋)等の整備促進を図るとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向けた県管理道路の整備を推進します。特に、平成26年度の供用開始予定となっている、北勢バイパス(四日市市垂坂町の市道垂坂1号線～四日市市山之一色町の市道日永八郷線)、中勢バイパス(津市野田の県道家所阿漕停車場線～津市高茶屋小森町の国道165号)、国道260号錦峠の整備促進を図るとともに、関連する県管理道路や県道神戸長沢線等の整備を推進します。
- ②新たな道路網の構築に向け、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化に向けた取組や鈴鹿亀山道路をはじめとする地域高規格道路の調査・検討などを進めます。また、平成33年の国民体育大会開催に向け、会場へのアクセスを向上させる道路整備や会場周辺における道路環境づくり(歩道整備、道路標識の設置、舗装修繕等)について、国や市町等と連携し検討を進めます。
- ③地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンク解消に向け、「新たな命の道」として熊野尾鷲道路(Ⅱ期)および新宮紀宝道路、熊野道路の整備促進を図るとともに、未事業化区間(熊野IC(仮称)～紀宝IC(仮称))の早期事業化に向けた取組を推進します。

緊急課題解決 3

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

プロジェクトの目標

医師の県内医療機関への定着と医師・看護師等の不足・偏在の解消に向けた取組が進んでいます。県民一人ひとりの受診行動の見直しや、医療機関の機能分担・機能連携が進むとともに、救急医療体制の整備が進んでいます。

がん検診受診率が向上し、早期発見が進むとともに、新たにウイルス性肝炎の治療を受ける人が増加し、がんによる死亡率が減少しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	二次救急病院における勤務医師数にかかる目標を達成したほか、三重県地域医療支援センターの取組を中心に医師確保・偏在解消に向けた仕組みづくりが進捗したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
二次救急病院における勤務医師数	1,305人 (22年度)	1,322人 (23年度)	1,344人 (24年度)	1.00	1,373人 (25年度)	1,373人 (26年度)
がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	乳がん 20.8% 子宮頸がん 26.7% 大腸がん 20.5% (22年度)	乳がん 24.4% 子宮頸がん 28.8% 大腸がん 24.2% (23年度)	乳がん 28.0% 子宮頸がん 30.9% 大腸がん 27.9% (24年度)		乳がん 0.67 子宮頸がん 1.00 大腸がん 0.86	乳がん 26.9% 子宮頸がん 33.0% 大腸がん 29.5% (25年度)

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方	
目標項目の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の二次救急病院（33 病院）における勤務医師数 ・乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
26 年度目標値の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度は、医師確保対策等に総合的に取り組んだ結果、平成 27 年度の目標値まで達成することができました。このため、今後の目標値については、1,373 人を下限として維持するとともに、さらなる上積みを図っていきます。 ・平成 26 年度の目標値は、平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値の中間値を設定しました。

実践取組の目標		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実践取組	実践取組の目標	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
1 「医師や看護師等の不足・偏在」を解消するために	県内の病院で後期臨床研修を受ける医師数	/	180 人	192 人	1.00	206 人
		167 人	181 人	196 人		/
	県内看護師養成施設卒業者の県内就業者数	/	644 人	651 人	0.98	658 人
		574 人	566 人	641 人		/
2 「地域の救急医療体制の課題」を解決するために	救急医療情報システムに参加する時間外診療可能医療機関数	/	593 機関	618 機関	0.99	643 機関
		568 機関	576 機関	610 機関		/
3 「がんに対する不安・悩み」を解消するために	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）	/	681 人	804 人	0.84	916 人
		557 人	673 人	783 人		/

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,762	2,486	4,732	/

平成 25 年度の実践概要

- ①平成 24 年度策定の「三重県保健医療計画（第 5 次改訂）」に基づき、医療従事者の確保や救急医療対策、在宅医療対策、がん対策等の取組を推進
- ②新たに医師修学資金を 61 名に貸与するなど、今後県内で勤務する若手医師の確保に向けた取組を推進
- ③臨床研修病院の魅力向上に向けて 14 医療機関等に支援を行ったほか、子育て医師等復帰支援として 2 医療機関を支援するなど、医療機関が行う医師確保に向けた環境づくりの取組を促進
- ④地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与者等の若手医師の県内定着に向け、県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを 17 診療領域で作成するとともに、今後の施策に反映するため医師需給状況調査を実施
- ⑤地域医療支援センターの後期臨床研修プログラム作成の取組について、厚生労働省主催の情報交換会において、全国第 1 位の取組との評価を獲得

- ⑥医学部卒業生が医師免許取得後に実施が義務づけられている医師臨床研修について、MMC 卒後臨床研修センターとの協力のもと、平成 16 年度の制度導入以降過去最大の 101 名が県内医療機関とマッチング
- ⑦看護職員確保対策として、修学資金の貸与（46 名）、実習指導者養成講習会（73 名）、助産実習施設への受入支援（7 施設）、養成所への運営支援（11 施設）を実施
- ⑧定着促進対策として、24 施設に病院内保育所への運営補助を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築のため、体制整備支援（43 施設）、アドバイザー派遣（3 施設）、多施設合同研修事業（参加者延べ 1,225 名）、研修責任者研修（参加者 22 名）、教育担当者研修（71 名）、実地指導者研修（101 名）等を実施したほか、就労環境改善に係る看護管理者への研修を実施（第 1 回 113 名、第 2 回 60 名）
- ⑨「みんなで守ろう！三重の医療」啓発キャンペーン（平成 25 年 8 月～平成 26 年 3 月）を実施し、県、市町が開催するイベント等でのポスター掲示、啓発グッズの配布を実施するとともに、地域医療を考えるシンポジウムを 2 回開催（亀山市、伊賀地域）
- ⑩救急医療情報システム「医療ネットみえ」を運営し、インターネットや電話等で受診可能な医療機関の案内を実施（電話案内件数 85,976 件）するとともに、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加の働きかけを実施（新規参加医療機関 34 件増加）
- ⑪子どもの病気、薬、事故に関する電話相談「みえ子ども医療ダイヤル」を準夜帯（19:30～23:30）において実施
- ⑫中勢伊賀地域、伊勢志摩地域をモデル地区として情報通信技術を活用した救急搬送システムである「MIE-NET」*構築事業を実施
- ⑬三重県ドクターヘリの運航支援（出動件数 352 件（うち現場出動 237 件、病院間搬送 115 件）、訓練（離島 1 回、高速道 1 回、広域医療搬送 1 回、消防連携 2 回）を実施するとともに、検証会を毎月開催
- ⑭周産期母子医療センター、地域療育支援施設の運営支援、市立四日市病院の総合周産期母子医療センター指定、伊勢赤十字病院における産科オープンシステムの導入、新生児ドクターカー「すくすく号」の更新を実施
- ⑮二次保健医療圏単位で、地域の在宅医療を核となつて進める地域リーダーを養成する研修を実施し、新たな地域リーダー 238 名を養成したほか、在宅医療・介護関係者等の多職種を対象として、県内各地の取組を共有するための在宅医療事例報告会を開催
- ⑯多職種の顔の見える関係づくりや、在宅医療の体制整備に向けた総合的な取組等を行う 11 市町へ支援を実施
- ⑰医師の在宅医療参入を促進するための研修会や、住民の在宅医療に対する理解を深めるための講演会等を郡市医師会単位で実施
- ⑱桑名地域、鈴鹿地域をモデル地域として小児等在宅医療連携拠点事業を実施するとともに、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターが実施する小児在宅医療ネットワークの構築、小児在宅医療に関わる人材育成の取組を支援
- ⑲ 8 市町において、創意工夫した個別受診勧奨などがん検診受診率向上の取組を促進するとともにがん検診の受診行動の課題を明らかにするため、県民 1,100 名を対象にアンケート調査を実施
- ⑳がん対策について民間企業 5 社（信用金庫 4 社、保険会社 1 社）と新たに協定を締結し、民間企業と連携を図り、がん検診受診率向上のための取組を実施
- ㉑地域がん登録によるがん情報のデータ収集の取組を推進（登録届出件数 16,516 件、延べ登録届出

- 件数 59,413 件) するとともに、がん登録の精度向上をめざし、がん登録実務研修会を実施 (3 回開催、述べ 37 名参加)
- ②がん患者の治療効果と療養生活の質の向上をめざし、医科歯科連携による口腔ケアの取組を進めるため、がん診療連携拠点病院等で構成するがん診療連携協議会と三重県歯科医師会、三重県の 3 者が協定を締結 (6 月) するとともに、県民公開講座 (530 名参加) や人材育成のための研修 (909 名参加) を実施
- ③緩和ケアの体制を充実させるため、がん診療に携わる医師を対象に、7 病院で緩和ケア研修を実施 (受講者数 109 名 延べ 782 名修了)
- ④がん患者等に対する支援のため、県がん相談支援センターにおいて、相談、情報提供を実施 (相談件数 638 件) するとともに、がん診療連携拠点病院等に設置されているがん相談窓口において、がん患者等に対して相談、情報提供を実施 (相談件数 12,324 件)
- ⑤がん対策の一層の充実を図るため、がん患者とその家族、医療関係者などから多様な意見を聞きながら「三重県がん対策推進条例」を制定
- ⑥ウイルス性肝炎の普及啓発と情報提供を行うとともに、ウイルス検査の受診勧奨を行う肝炎コーディネーター養成講座を開催 (193 名受講)

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①今後、県内で勤務を開始する医師修学資金貸与者 (3 月末現在貸与者累計: 408 名、返還者を除く) 等の段階的な増加が見込まれ、県全体での医師不足の解消に向けた具体的な取組が進む一方で、依然として地域間、診療科目間の偏在があることから、これらの解消を進める仕組みづくりが急務となっています。また、こうした取組と連携し、子育て医師の復帰支援等、医療機関等への支援を充実する必要があります。
- ②就労環境改善に係る看護管理者研修会への参加状況を見ると、各医療機関において看護職員の確保定着に向けた就労環境改善の取組に対する高い意識がうかがわれます。また、病院内保育所運営補助の 24 時間対応加算について、8 施設 (平成 24 年度 5 施設) から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しましたが、さらに施設規模に応じた病院内保育所整備を進めていく必要があります。就業環境実態調査の分析結果を踏まえ、看護職員の働き続ける意欲を高めるために、勤務条件の改善に加え、魅力的な職場環境を整える必要があります。なお、昨年度実施した需給状況調査によると、2035 年時点でも需給の差や地域偏在が解消されない見込みであることから、対応策を検討していく必要があります。
- ③救急搬送に占める軽症者の割合が 5 割を超えていることから、かかりつけ医を持つことや医療機関の適正受診などに関して、県民の皆さんの理解と協力が得られるよう、引き続き、普及・啓発に取り組む必要があります。
- ④「医療ネットみえ」に参加する時間外診療可能医療機関は年々増加していますが、県民の皆さんが休日・夜間等でも安心して受診できるよう、さらに増加させるとともに、インターネットや電話等により、受診可能医療機関の適切な情報提供を行う必要があります。また、平成 25 年度に参加医療機関を対象に実施したアンケートを分析し、対応できるところからシステムの改善に取り組んでいく必要があります。
- ⑤「みえ子ども医療ダイヤル」では、小児科医会による電話相談を実施してきましたが、小児科医の高齢化に伴い実施が困難な状況となっており、今後、新たな事業者により対応する必要があります。また、従前から要望のある深夜帯への延長について検討する必要があります。

- ⑥「MIE-NET」のシステムの構築が完了しました。今後、モデル地域において早期に運用を開始し、導入効果や課題を検証していく必要があります。また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づく適正な救急搬送体制を構築するため、各消防本部からの搬送データを調査・分析、検証していく必要があります。
- ⑦ドクターヘリの出動件数が増加しており、救命率の向上や後遺障害の軽減等、救命救急における役割は増えています。今後、出動件数の増加に伴う重複要請への対応や災害時の応援体制の構築など、他県との相互応援について連携体制を構築していく必要があります。
- ⑧周産期母子医療センターの医療機器の整備により、周産期医療体制を整備しました。今後、安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、通常分娩などのローリスク出産を担う医療機関（診療所等）と中等度以上のリスクの出産を担う医療機関（周産期母子医療センター等）の機能分担を推進する必要があります。
- ⑨在宅医療・介護関係者等の多職種の連携強化等に努める市町がある一方で、連携の取組が進まない地域もあることから、引き続き、市町の在宅医療体制の基盤づくりを支援していく必要があります。また、人口10万人あたりの訪問診療件数が全国平均より少ないことや、小規模で24時間対応が困難な訪問看護ステーションが多いことなども課題となっており、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護機能の充実が必要です。
- ⑩小児在宅医療については、小児等在宅医療連携拠点事業の実施により、小児在宅医療の課題の整理を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等の庁内の関係部署の連携体制を構築することができました。今後、引き続き関係部署が連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。また、地域における関係機関のネットワーク構築や人材育成による体制整備を引き続き支援していく必要があります。
- ⑪実施したアンケート調査の結果、がん検診未受診の理由（複数回答）として「健康であり必要性を感じない（51%）」「健康診断を受けているので心配ない（35%）」などの理由が上位を占めました。アンケート調査結果をふまえ、受診率向上につながる普及啓発が必要です。（なお、がん検診受診率については、ブラッシュアップ懇話会において、県民指標（75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数）との整合性等について指摘を受けており、国が示した考え方に基づく年齢区分（40-69歳、子宮頸がんに関しては20-69歳）における平成23年度のがん検診受診率は、乳がん38.1%、子宮頸がん47.4%、大腸がん29.8%となります。）
- ⑫がん検診普及啓発の協定締結を受け、信金4社はがん検診受診者を対象にして、利息優遇の定期預金を販売（口座開設1,557件）するなど、がん検診受診率向上の取組が進みました。引き続き、民間企業・団体等と連携し、がん検診の実効性ある普及啓発を推進していく必要があります。
- ⑬地域がん登録による罹患・治療情報が蓄積され、平成23年のデータの値が確定しました。今後、当該データをふまえ、実効性のあるがん対策につなげる必要があります。また、平成28年1月のがん登録等の推進に関する法律の施行を見据えて、県内全病院において精度の高いがん登録の実施が出来るよう、がん登録担当者の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑭県とがん診療連携協議会、歯科医師会の3者でがん患者医科歯科連携に関する協定を締結し、連携推進会議の開催、医科・歯科医療関係者への研修会の実施、協力歯科医療機関の情報提供、住民や患者に対してがん治療における歯科治療や口腔ケアの重要性について啓発を行いました。今後、医科歯科連携を推進するため地域における具体的な働きかけが必要です。
- ⑮新たに緩和ケア等のがん医療に携わる医療機関の医師等に対し、研修の周知及び受講を促す必要があります。
- ⑯県民の皆さんが、県がん相談支援センターやがん診療連携拠点病院等でがん相談ができる体制の充

実に努めています。今後、がん患者等の不安や疑問、治療に関する相談に加え、がん患者とその家族が社会的な活動を続けるための支援が必要です。

- ⑰「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して効果的ながん検診受診率向上の取組など、がんの予防と検診の重要性について啓発を図るとともに、がん教育、就労支援など新たな課題に取り組む必要があります。
- ⑱肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対するフォローアップが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①医師の不足・偏在解消に向けて、地域医療支援センターにおいて、医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムの運用を開始するとともに、各貸与者等への個別の働きかけ等を通じて同プログラムの活用を促進します。また、医師需給状況調査の結果をふまえ、医師修学資金貸与制度のあり方等医師確保対策において必要な見直しを検討します。さらに、病院の魅力づくりや勤務環境整備に向けて、臨床研修の指導・育成体制の強化や子育て医師等復帰支援事業などの取組の促進を図ります。
- ②看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などの研修会を開催するとともに、医療勤務環境改善支援センターを設置し、各医療機関の職場環境改善の取組を促進します。また、看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向けた、施設規模に応じた働きかけを実施します。
- ③県民の皆さんが地域医療に対する理解を深め、適切な医療機関の受診など一人ひとりができることに取り組めるよう、他府県の事例も参考にしながら効果的な啓発を行います。
- ④救急医療情報システムの時間外診療可能医療機関の参加促進について、引き続き新規の開業医を中心に参加を働きかけるとともに、平成 25 年度に実施したアンケートをもとにより参加しやすいシステムへ改善するなど、三重県医師会等の関係団体と連携して取り組んでいきます。
- ⑤「みえ子ども医療ダイヤル」の新たな事業者を確保し、相談時間を深夜帯(23:30～翌 8:00)まで延長して対応します。
- ⑥救急医療体制の整備について、中勢伊賀地域、伊勢志摩地域における「MIE-NET」の運用を開始し、システムの導入効果や課題について検証を行います。また、各消防本部の搬送データの分析、検証結果について、三重県救急搬送・医療連携協議会等において協議し、必要に応じて「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の見直し等を行うとともに、医療機関と消防機関の連携を促進します。
- ⑦ドクターヘリの広域連携について、和歌山県との相互利用について具体的な連携体制の構築に取り組みます。また、東海・長野地域における連携体制の構築について引き続き検討を進めます。
- ⑧安心して産み育てる環境づくりを進めるため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援するとともに、産科オープンシステムを運用できる体制の整備を支援します。また、重症な新生児に対し高度で専門的な医療を提供するため、新生児ドクターカー「すくすく号」を引き続き運用します。
- ⑨在宅医療の充実については、引き続き、地域の在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係づくりへの支援など、各市町の特性・実情に応じた支援を実施するとともに、医師の在宅医療への参入促進や訪問看護ステーションの運営基盤の強化を図るための研修会等を開催します。
- ⑩小児在宅医療については、引き続き地域の関係機関の連携体制構築に取り組むとともに、NICU等長期入院児の在宅移行支援体制の構築、在宅での療育を支援する関係機関との連携強化に取り組めます。

- ⑪がん検診の受診率向上の取組が一層拡大するよう、受診率向上の効果がみられる好事例を各市町に紹介するとともに、アンケート調査結果をふまえた効果的な受診勧奨の手法を検討します。また、がんの正しい知識の普及啓発やがん検診受診率向上などの取組をNPO、民間企業・団体等と連携して推進します。
- ⑫がん登録の推進を図り、がん医療の状況を詳細に把握するため、がんの罹患、診療等に関する精度の高い情報をデータベースに記録、保存する取組を促進します。また、三重大学を中心にがん登録データの分析を行い、今後のがん対策を進めるための企画立案や、市町や医療機関等での利用が出来るよう、情報提供等の取組を進めます。
- ⑬各地域における医科歯科連携を推進するため、連携歯科医療機関について、同じ地域に所在するがん診療連携拠点病院等に情報提供し、連携を働きかけます。あわせて、がん治療における口腔ケアの重要性について、住民・患者などへ普及啓発の取組を進めます。
- ⑭緩和ケアの普及を図るため、新たにかん医療連携推進病院に指定された医療機関や緩和ケア病棟を設置する医療機関に対して、緩和ケア研修の受講を働きかけます。その際、医師のみならず緩和ケアを担う看護師・薬剤師等の医療従事者にも受講を促します。
- ⑮がん患者の就労支援のため、がん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、がん患者の就労関連ニーズや課題を把握して、仕事と治療の両立支援の情報提供、相談支援の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑯がん教育の取組を進めるため、教育関係機関等と連携・協力して、がんに対する理解と予防に関する知識を深める教育プログラムを開発していきます。
- ⑰県民のがんに対する理解を深め、併せて予防等に対する意識向上を図るため、市町をはじめ県内関係者と一体となって県民運動を展開します。
- ⑱肝炎コーディネーター養成講座の修了者に対して、医療費助成制度の改正などの情報提供を行っていきます。

緊急課題解決 4

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

- ・ 中小企業の成長支援や新産業の創出、農林水産業の振興等により、雇用の場を創出し、大学・大企業・中小企業・経済団体等との連携により、雇用に結びつく新たな仕組みが構築されています。
- ・ 求職者に対して、求人ニーズをふまえた能力開発の機会を提供するとともに、求人側と求職側のミスマッチを解消することで、厳しい雇用情勢の緩和が進んでいます。
- ・ 厳しい若年者の就職状況をふまえ、安定した就労に向けた重点的な支援を行うことにより、若者の不安定な就労状況の解消が進んでいます。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクト及び一部の実践取組の数値目標は目標を達成できなかったものの、景気回復の影響から、県や労働局といった就職支援機関が実施する事業への参加者自体が減少している中、就職につながった事業が多かったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内労働力人口に占める就業者の割合	/	96.7%	97.0%	0.99	97.2%	97.5%
	96.4%	96.6%	96.8%		/	/
本プロジェクトにより支援した人の数	/	29,200人	30,100人	0.93	30,800人	31,500人
	28,529人	26,961人	28,204人		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	○県内労働力人口に占める就業者の割合 ○本プロジェクトの構成事業のうち、人材育成、就労支援等の事業により支援した人の数
26年度目標値の考え方	○平成27年度においてリーマンショック前(平成19年度)の状況にするという全体目標の中、段階的に目標を達成するよう設定しました。 ○当プロジェクトを構成する様々な事業の目標値を合計しました。

実践取組の目標							
実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度 目標値 実績値	24年度 目標値 実績値	25年度 目標値 実績値	25年度 目標達成 状況	26年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値
1 「雇用の場の不足」を産業振興の視点から解決するために	事業参加者の県内中小企業への就労	/	30人	30人	1.00	30人	30人
		—	35人	86人		/	/
	新規就農希望者等への就業・就農支援	/	100人	100人	1.00	100人	100人
		—	117人	135人		/	/
	漁師育成機関の整備推進（累計）	/	2か所	3か所	1.00	(達成済)	3か所
		—	2か所	3か所		/	/
2 「求人と求職のミスマッチ」を解消するために	福祉人材センターにおける相談・支援による就職者数	/	210人	270人	1.00	270人	270人
		254人	315人	404人		/	/
3 「若者の未就職や不安定な就労状況」を解決するために	県が就労に向けて支援した延べ若年者数	/	15,750人	16,000人	0.86	16,250人	16,500人
		12,470人	14,214人	13,800人		/	/
	県立高等学校卒業生徒の内定率	/	97.0%	98.0%	0.99	99.0%	100.0%
		96.8%	96.6%	97.9%		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	581	473	1,120	/

平成 25 年度の取組概要

- ①国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」により創設した基金を活用し、緊急雇用創出基金事業及び起業支援型雇用創造事業を市町とともに実施（1,458名の雇用創出）
- ②中小企業が自らの強みを生かし、時代のニーズを捉えた新分野への進出を促すとともにニュービジネス創出のため、大学等の関係機関と連携し、人的ネットワークの構築を含めた力強い企業家人材育成への取組を実施、併せて関係機関と連携し専門的な知見からアドバイスを行う体制を構築
- ③県ホームページ、就業・就職フェア等を通じた「みえの就農サポートリーダー制度」の情報発信と、市町における就農サポートリーダー育成への支援や市町や産地における就農希望者の受入体制整備に向けた啓発、就農サポートを円滑に進めるための研修会の開催
- ④就職体験や就業相談、就業に必要な資金の融資、地域外からの新たな参入希望者を受け入れる仕組みづくり（漁師塾*）など水産業の担い手確保に向けた漁協の取組に対する支援
- ⑤職業訓練のうち、県内の製造業等が求める人材の育成への支援として、在職者訓練を拡充、関係機関と連携した求人・求職ニーズの把握やキャリア・コンサルティング等による職業訓練を充実

- ⑥女性の就労を支援するため、就労意欲を持つ女性を中心に就労に関する相談を実施（延べ件数 355 件）
就労支援セミナーを県内 4 カ所延べ 9 回開催（参加者延べ 253 名）、子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を県内 3 カ所で延べ 9 回（参加者延べ 192 名）開催
- ⑦子育て期の女性を対象とした就労に関するアンケート調査を実施
- ⑧既に社会で活躍している女性の交流と、更なる女性の社会進出と活躍を促進するため「みえ・花しょうぶサミット」の発足会並びにフォーラムを開催（210 名参加）
- ⑨県福祉人材センターにおいて実施する無料職業紹介、マッチング支援、就職フェア（3 回）、福祉職場インターンシップ等の福祉・介護人材確保事業を支援
- ⑩若年者の安定した就労に向け、国等関係機関と一体的に運営する「おしごと広場みえ」を拠点に、雇用関係情報の提供、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供（延べ 12,646 名の利用：平成 26 年 2 月末時点）
- ⑪若者が若年無業者*になることを防ぐため、学校から社会への移行を円滑に行えるよう学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携した取組を実施（新規登録者 947 名、延べ 7,502 名利用）
- ⑫就職支援相談員を配置（12 名）するほか、三重県キャリア教育支援協議会、キャリア教育推進地域連携会議、就職情報交換会等を開催し、高校生のキャリア教育や就職活動を支援
- ⑬就職指導のプロセスについての課題を整理し、高等学校における三重県版キャリア教育モデルプログラムを作成（3 月）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①緊急雇用創出事業（起業支援型）に取り組むことで 1,461 人の雇用を創出するとともに、雇用の維持やマッチングを中心とした従来の雇用政策に加え、地域における新たなビジネスの創出、雇用の維持・拡大につなげていくことができました。今後は、国の成長戦略にも呼応し、貴重な人材を成長産業や中小企業に橋渡ししていく雇用政策を産業政策と一体となって展開していくことが必要です。
- ②三重大学と連携して実施した経営者育成道場において、受講生同士が連携して新事業を立ち上げた事例や道場にてブラッシュアップを行ったビジネスプランを事業展開し地域に新たな雇用を生んだ事例など、具体的な動きが出てきました。また、ニュービジネス支援事業では、アドバイザーの設置や関係機関・団体等の担当者の人材育成等により、支援体制の強化を図りました。しかしながら、県内中小企業の競争力の底上げや強化のためには、広がりのある人的ネットワークの構築が重要であるとともに、地域内での事業展開のみでなくグローバルな視点をもった経営戦略を経営者が持つことが必要です。
- ③農業の担い手の確保については、131 名が「みえの就農サポートリーダー」に登録され、22 名の就農希望者等が就農サポートを受けるなど、地域において新規就農・定着に向けた支援が実施されています。取組地域を拡大するため、引き続き、サポートリーダーを核として地域全体で新規就農者を受け入れようとする意識の向上や、サポートリーダーと就農希望者のマッチングの強化、就農サポートを円滑かつ効果的に進めるためのサポートリーダーの資質向上に取り組む必要があります。
- ④水産業の担い手の確保については、就業就職フェア等を通じて、三重県漁業の紹介や漁業就業に係る情報提供を行いました。県内の漁師塾は今年度 1 つ増えて 3 つとなり、その活動に対しては、水産業普及指導員が座学研修の講師をするなどの支援を行いました。漁師塾のさらなる充実に加え、

若者等の就業時の経済的不安の解消や円滑に就労できる体制づくりが必要です。

- ⑤職業訓練のうち、委託訓練では、2年間課程の介護福祉士養成科（1年生）には25名（定員35名）が入校しました。ビジネスパソコンをはじめとした3ヶ月の委託訓練の51コースでは、636名（定員785名）が入校し、修了生の就職率は75.1%（11月まで修了分16コース）となりました。公共職業訓練については、年度後半から委託訓練各コースの定員充足率が下がってきていることから、求職・求人ニーズの的確に把握し、訓練コースを設定する必要があります。また、女性の就労支援やより就業に直結という観点からの訓練コース設定の必要があります。
- ⑥女性の再就職支援について、託児付きで就労支援相談を県内2カ所で定期的実施するとともに、就労支援セミナーを県内4カ所で、子育てしながら働く先輩女性（ロールモデル）との意見交換会（サロン）を県内3カ所で開催しました。相談利用者のうち43名が再就職につながり、セミナーやサロンを通じて、女性の就労意欲を高めることができました。
- ⑦「子育て中の女性の就労意識に関するアンケート調査」において、就労意識や現在の状況、ニーズ等の実態把握を行った結果、現在働いていない女性の約8割は潜在的な就労ニーズは高いものの、再就職にあたっての不安（必要なときに休めるか、希望する条件（短時間勤務等）、ブランク等）を数多く抱えていることが伺えました。また、保育環境整備（延長保育や病児保育等）や職場環境整備・企業の取組（社内託児所や退職人材活用等）に対する要望も多くなっており、このため、女性の不安を解消し、確実に就業に結び付けながら、その後の活躍へとつながる女性の再就職支援策を充実させる必要があります。
- ⑧既に社会で活躍している女性の交流を深めるとともに、更なる女性の社会進出と活躍を促進するための仕組みとして「みえ・花しょうぶサミット」が発足し、フォーラムを開催（210名参加）し、分野を超えた交流が始まりました。今後は、企業意思決定の場に女性の参画が進むよう、働き方の改革や企業内で女性活躍推進の意識の浸透を図っていく必要があります。
- ⑨県福祉人材センターによる福祉・介護人材確保事業と離職者等を対象にした就労支援事業により、平成25年度に481人の就職（内定）が決定しましたが、介護保険施設等の施設整備が進められないなかで、依然として介護人材の確保が困難な状況が続いています。
- ⑩「おしごと広場みえ」において、雇用労働に関する総合的な情報提供を行うとともに、企業面接会（一般向け、大学生等向け、障がい者向け）及びU・Iターン就職希望者を対象とした就職フェアを名古屋等で実施しました。また、国や関係機関と連携し、職業相談、職業紹介、キャリアカウンセリングや各種セミナー等の就職支援サービスをワンストップで提供し、延べ12,646人の利用がありました。今後は、さらに若者に訴求するような支援情報等の提供と、関係機関が連携した就労支援サービスの提供が必要です。
- ⑪国、三重県中小企業団体中央会等と共催で、合同企業説明会を開催（計9回）し、491社の参加企業と1,529名の参加者となりました。今後は、合同企業説明会の参加者が減少していることや、学生の就職活動開始時期が後ろ倒しになるため、開催時期、募集方法、面接方法などの見直しを検討するとともに、求人（企業）側と求職側のニーズを的確に把握し、離職防止を含め就職先での定着を見据えた就労支援に取り組んでいく必要があります。
- ⑫未就職卒業者等の早期の就職促進について、特定非営利活動法人人材育成センターに委託して、社会人としての基礎的な知識習得（社会人基礎力）と企業での実地研修を組み合わせた研修を県内3カ所で開催し、60名の研修受講者のうち53名が就職につながりました。こうした企業での実地研修を組み合わせた研修は効果的であることから、今後も引き続き実施していく必要があります。

- ⑬若年無業者防止対策について、学校から社会への移行を円滑に行えるよう学校、教育委員会、地域若者サポートステーションと連携した取組を実施してきました。平成 25 年度は、県内 4ヶ所のサポートステーションにおいて 947 名が新規登録され、延べ 7,502 名が利用し、405 名の就職等の進路決定につながりました（平成 26 年 2 月末時点）。今後も、引き続き関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談、支援を行っていくことが必要です。
- ⑭多様な主体との連携や就職支援相談員の配置等により、高校生の就職支援に取り組んだ結果、就職内定率が向上しました。今後は、個別の支援が必要な生徒に対して、早期からの就職支援を充実する必要があります。
- ⑮教員や地域の事業所の採用担当者等の意見を参考に、三重県版キャリア教育モデルプログラムを作成しました。今後は、各学校においてプログラムの策定や改善が進むよう、研修会等の充実を図るとともに、小・中・高等学校の各学校段階を通じたキャリア教育を一層推進する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①県内の自動車産業やエレクトロニクス産業の産業構造の変化を見据え、大学と連携した研究人材等の育成（寄附講座等）、中小企業等の試作品づくりや次世代技術開発の支援、技術系退職人材の活用による新分野展開・技術開発の支援、中小企業の魅力体験事業（雇用マッチング）など、「雇用拡大に向けた地域の環境整備」、「中小企業の新分野展開や事業拡大」、「求職者等の人材育成」、「雇用マッチング」を総合的に実施していくことにより、産業政策と一体となった雇用政策を展開していきます（厚生労働省補助事業：「戦略産業雇用創造プロジェクト」の実施）。また、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の場の拡大と労働者の処遇改善を図るため、民間企業等の活力を用いた多様な「人づくり」事業を実施します（厚生労働省補助事業：「地域人づくり事業」の実施）。
- ②県内中小企業の競争力の底上げや強化を図るために、国の事業引継ぎ支援センターを開設し、中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を支援していきます。また、県内企業の広がりのある人的ネットワークづくりを支援するとともに、グローバルマーケットにおいて新たな市場の獲得をめざす世界を見据えた経営者育成の支援に取り組めます。
- ③農業の担い手確保については、サポートリーダーを対象とした研修会や情報交換会の開催等を通じて、サポートリーダーの資質向上に取り組むとともに、新規就農者の受け入れに対する地域の意識向上を図ります。また、サポートリーダーと新規就農者のマッチングの強化に向けて、市町や農業委員会、農業団体等との情報共有を徹底します。
- ④水産業の担い手の確保については、漁師塾への支援を継続するとともに、漁師塾の取組の中で明らかになった課題を解決するために、一定水準の知識・能力を備えた担い手の育成に必要な共通教材の作成、漁業協同組合がリースする漁船や漁具の整備への支援など就業時の経済的不安解消への対策や、市町、水産関係団体による新たな協議会の設置・運営を支援し、地域ごとの実情に応じた多様な担い手の確保・育成に取り組めます。
- ⑤職業訓練について、三重労働局等関係機関と連携し、求職・求人双方のニーズを踏まえた訓練コースを設定するなど、就業に直接結び付く訓練、女性の再就職を支援するための託児サービスを付加した委託訓練、雇用を前提とした企業現場での実践的な訓練を実施します。
- ⑥女性の再就職支援について、子育て等により一定期間仕事から離れていた女性が、再就職への不安を解消するとともに、企業においても子育て期の女性を新戦力として位置づけられるよう、企業ニーズに対応するスキルアップ研修と離職ブランク回復等のための職場実習をあわせて行います。
- ⑦企業向けセミナー及び女性向けセミナーを開催し、マザーズ雇用（子育てをしながら就職を希望し

- ている方の雇用) に対する理解を図りながら、出産等を機に離職した女性に再就職支援を実施し、潜在的な女性労働力の活用と、女性の能力がこれまで以上に発揮できるよう取り組んでいきます。
- ⑧女性の社会進出と活躍の促進について、女性経営者等の交流の場として「みえ・花しょうぶサミット」や、地域の女性活躍を推進する会議等のネットワークと連携し、女性経営者を含め、若手女性が結婚・出産等を機に離職せず、継続して就労し活躍できるよう、さらなる女性の能力活用に取り組みます。
- ⑨福祉・介護の人材確保を図るために、労働局等の関係機関と連携し、県福祉人材センターによる職業紹介などの人材確保事業を効果的に実施します。
- ⑩「おしごと広場」において、国や関係機関と役割分担を明確にして、就労支援を図ります。また、「おしごと広場」のホームページについて、若者など求職者に対して、さらに分かり易い情報の提供を行います。
- ⑪若者などの就労支援について、就職活動期の変更に伴う合同企業説明会の開催時期、募集方法、面接方法等について労働局や商工関係団体と検討します。また、「三重テラス」*を活用したUターン就職者向けのセミナーの実施など県外に進学した学生と県内企業とのマッチングを促進するとともに、求職者に対し、企業情報の提供や座学と企業での実地研修を組み合わせた研修を行います。こうした取組により、求人側と求職側のミスマッチを防ぎ、離職防止や定着にもつなげていきます。
- ⑫社会人としての基礎的な知識習得と企業での実地研修を組み合わせた就職に直結する研修を開催し、未就職卒業生等の人材育成及び早期の就職を支援します。
- ⑬県内4ヶ所のサポートステーションや市町と連携しながら、若年無業者の自立訓練・就労体験を支援し、若年無業者の早期の就職をめざします。
- ⑭関係機関との連携をより一層強化するとともに、就職支援相談員による就職支援を充実することで、求人や雇用機会の維持・拡大と、個別の支援が必要な生徒に対する就職支援の充実を図ります。
- ⑮生徒が、社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身に付けられるよう、高等学校においてキャリア教育プログラムの策定を促進するなど、地域や学校の実態に応じた支援を行います。

緊急課題解決 5

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

【担当部局：健康福祉部子ども・家庭局】

プロジェクトの目標

子どもの育ちにおける家族の絆の大切さが認識され、社会全体で子育て家庭を応援する取組が進んでいます。

若年層に対する早期からの相談・支援体制の強化などにより、家族観の醸成や児童虐待未然防止の取組が進んでいます。また、放課後児童対策に対する支援が進んでいます。

子育てに関する経済的支援の実施など、安心して子どもを生み育てられる取組が進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	全ての目標を達成し、子育て家庭や子どもの育ちを見守り、応援する環境が整いつつあることから、「進んだ」と評価しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえの子育ちサポーター」認証者数 (累計)	/	3,250 人	5,200 人	1.00	7,740 人	10,000 人
	1,290 人	2,822 人	5,482 人		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	「子どもの育ちを支える」ための基本的な考え方について研修を受け、地域で子どもを見守り、子どもの活動を支える「みえの子育ちサポーター」として県が認証した人の数
26 年度目標値の考え方	平成 26 年度については、27 年度の目標値を達成するため、中間値である 7,740 人（2,260 人増）をめざすこととしました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「希薄化している家族の絆の再生」を図るために	「家族の絆」一行詩コンクールへの参加作品数	/	7,500 点	8,000 点	1.00	8,500 点	9,000 点
		6,967 点	7,017 点	8,123 点		/	/
2 「子どもの育ちに関する課題」を解決するために	思春期ピアサポーター養成者数 (累計)	/	30 人	60 人	1.00	90 人	120 人
		—	29 人	70 人		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
3 「子育てに関する経済的な不安」を解消するために	子どもの医療費助成の実施	補助対象は就学前まで	小学校6年生まで対象拡大 →					

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,985	3,798	4,082	

平成 25 年度の取組概要

- ①子どもや家族等に「ありがとう」の気持ちを伝える「家族の絆一行詩コンクール」(応募数：8,123点)を実施
- ②教育委員会や市町に活用を働きかけて出前講座を実施し、みえの子育ちサポーターを2,660人養成
- ③親なびワークを小学校等県内17か所で開催(参加者446名)するとともに、親なびワークを「子育てはっぴいパパ・ママワーク」としてリニューアル
- ④10月5日、6日に県立みえこどもの城を中心として「第8回子育て応援！わくわくフェスタ」を開催(参加者：1万6千人)
- ⑤県内4か所で、みえ次世代育成応援ネットワークの会員を中心とした地域別座談会を開催(参加者：101人)
- ⑥平成24年度の「三重県社会的養護のあり方検討」結果を踏まえ、県内すべての乳児院(2施設)、児童養護施設(12施設)を訪問して、各施設の「家庭的養護推進計画」*の策定に向けた協議を実施
- ⑦乳児院(津市)の創設、母子生活支援施設(四日市市)の整備補助を決定(完成は平成26年度に繰越)
- ⑧新規里親の登録(18件(養育4件、専門2件、養子縁組10件、親族2件)、里親委託の推進(新規委託22件(見込))及び家庭訪問等による里親支援(家庭訪問85回、電話相談77回)、里親研修(8回 延べ198人受講)の実施
- ⑨児童養護施設(全12施設)に入所する小学生(延べ139人)に対する学習支援を実施
- ⑩親や教師には話しにくい悩みを同世代の先輩(大学生)に相談をすることで、自己肯定感を高めることができるよう、大学生による思春期ピアサポーターを養成。本年度は、ピア活動(同世代による仲間教育)の実施校を中学校から高校へも拡大し実施。(活動回数6回)
- ⑪若年層の望まない妊娠への電話相談「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を実施(相談件数50件)すべての高校やコンビニへ案内カードを配布する等周知を実施(カード配布枚数 約67,000枚)
- ⑫児童虐待の未然防止に向け、特定妊婦の早期把握、早期支援体制の構築や出産前後からの親子支援事業の推進等、保健、医療分野との連携体制を強化(周産期連携会議開催地域 4地域)
- ⑬県と市町の連携・協働協議会の検討会議において、子ども・子育て支援新制度の情報提供や市町子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる協議を2回実施
- ⑭放課後児童クラブの運営費と施設整備に関し、市町に対し補助を実施(県内の放課後児童クラブ数：平成25年5月1日時点で297か所)
- ⑮市町が行う子ども医療費助成事業に対し、小学校6年生までを補助対象として助成を実施
- ⑯不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の大きい特定不妊治療にかかる医療費の一部助成を実施(助成件数 2,453件)

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「家族の絆一行詩コンクール」については、応募者及びその関係者等に取組がとどまっていることから、広報媒体等を活用して受賞作品等を周知・啓発することが必要です。
- ②養成したみえの子育ちサポーターが、地域において子どもの育ちや子育てを支える活動ができるよう取り組む必要があります。
- ③子育ての喜び等について直接保護者に理解を深めていただくための「子育てはっぴいパパ・ママワーク」の普及促進のため、市町や関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。
- ④子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、みえ次世代育成応援ネットワークの会員をはじめ企業・団体による取組がさらに進むように促す必要があります。
- ⑤乳児院、児童養護施設が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、県としての「家庭的養護推進計画」を策定するとともに、施設における小規模グループケア化などの環境整備等、家庭的養護の推進を図っていく必要があります。
- ⑥乳児院、児童養護施設に配置された里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託の推進及び家庭訪問等による里親支援の実効性を高めていく必要があります。
- ⑦児童養護施設の小学生を対象とする学習支援により、学習に対する積極性や自己肯定感の醸成が図られました。児童の自立を支援していくため、継続して実施する必要があります。
- ⑧中高生へのピア活動を実施した結果、大人に話しにくい思春期の悩みが相談でき、自己肯定感を高める機会につながりました。引き続き、ピアサポーターを務めた大学生や相談をした中高生等の意見を反映した取組にする必要があります。
- ⑨「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」への相談事例の中には、若年妊娠で中絶の時期を過ぎていたため、関係者会議を行い家族や周囲の協力を得て出産し、その後も地域での見守りにつながっているケースもあります。電話の利用について、広報を工夫しながら、関係機関と連携して取組を進める必要があります。
- ⑩児童虐待の未然防止に向け、多くの市町において妊娠届出時の機会にアンケートや面接を行うなど、妊娠期から支援の必要な家庭を把握する取組が進められましたが、アンケートの内容や支援内容のばらつきが見られるため、一定の基準を定めて取組を行う必要があります。
また、支援の必要な家庭に対しては、出産前からの保健、医療分野の連携強化を図り、取り組むことが必要です。
- ⑪平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の本格的な施行に向けて、国の動向を注視し市町と協議して、県及び市町が策定する計画について着実に準備を進めることが必要です。
- ⑫小規模な放課後児童クラブでも必要な地域で運営できるよう、国庫補助における人数要件の撤廃等を国に求めていく必要があります。
- ⑬市町が行う子ども医療費助成事業に対し助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが安心して医療を受けられるようにしました。引き続き市町と連携しながら取組を進める必要があります。
- ⑭不妊専門相談センターにおいて男性不妊や不育症を含め、多様な相談に対応していくとともに、特定不妊治療費助成について国の制度改正に合わせ、希望する治療が受けられるよう経済的支援が必要で

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「ありがとう」の気持ちを通して、家族の絆や地域の絆を深め広げるため、教育委員会や広報関係者と連携して「家族の絆一行詩コンクール」の一層の周知・啓発を行います。
- ②引き続き、みえの子育ちサポーターを養成するとともに、養成したサポーターにより、地域における子どもの育ちや子育てを支える活動が促進されるよう市町等と連携して取り組みます。

- ③「子育てはっぴいパパ・ママワーク」について、子育て支援拠点や子育てサークル等で実施されるよう進行役養成講座を開催するとともに、市町や地域の関係機関での実施を働きかけます。
- ④子どもの育ちを地域で支援し家族の絆を深めるためのイベントを開催し、少子化対策や子育て支援に積極的に取り組もうとするみえ次世代育成応援ネットワーク会員や企業、団体に対して、市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供します。また、地域別懇談会を開催するなどして、みえ次世代育成応援ネットワークの会員が、主体的に子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりを進めるための活動を促進するとともに、会員の拡大を図ります。
- ⑤三重県における家庭的養護の充実に向け、関係施設の代表者や有識者等による検討会を開催し、施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的方策を盛り込んだ「家庭的養護推進計画」を策定します。
- ⑥児童養護施設の小規模グループケア化等の環境整備を促進し、要保護児童の処遇向上及び家庭的養護の推進を図ります。また、県内2カ所目となる児童家庭支援センターの開設、運営を支援し、地域における子育て支援の充実を図ります。
- ⑦新たに9施設（乳児院2、児童養護施設7）に配置され、県内で12人となる里親支援専門相談員との連携を密にし、新規里親の開拓、里親等委託とともに里親支援等の推進を図ります。
- ⑧引き続き、児童養護施設（全12施設）に入所する小学生に対する学習支援に取り組みます。
- ⑨引き続き、思春期ピアサポーターの養成と、ピアサポーターによるピア活動を展開し、中高生が抱える思春期の性をめぐる課題解決や自己肯定感の醸成を図ります。
- ⑩「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」については、引き続き相談窓口としての周知に努めるとともに、福祉、教育、医療等関係者会議を開催し、情報を共有して的確に連携を図ります。
- ⑪妊娠届出時の市町アンケートの調査項目、要支援基準等を県内で統一することにより、若年妊婦や支援の必要な妊婦を早期に把握し、出産前からの早期支援に取り組みます。さらに周産期に携わる医師、助産師等支援者や支援機関との連携体制の充実に向けたネットワーク会議を開催するなど地域支援を行います。
- ⑫三重県子ども・子育て会議の開催、市町との協議等を踏まえ、子ども・子育て支援事業支援計画と、少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体化した三重県子ども・少子化対策計画（仮称）を策定します。
- ⑬引き続き、市町の放課後児童対策の支援を行うとともに、国庫補助制度の拡充等について国への提言を行います。
- ⑭子どもに必要な医療を安心して受けさせられるよう、引き続き市町が実施する子ども医療費助成事業を支援します。
- ⑮特定不妊治療費助成について、国に保険適用の拡大を求めるとともに、県の上乗せ助成事業を拡充します。また、新たに不育症や男性不妊治療、第2子以降の不妊治療などに対する助成事業を開始するなど、不妊や不育症に悩む夫婦への支援を拡充します。

緊急課題解決 6 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

【主担当部局：健康福祉部】

プロジェクトの目標

障がいの種別や程度に関わらず、誰もが地域社会の中で暮らせる居住の場や日中活動の場の整備が進んでいます。

障がいのある人が地域社会の中で、働くことを通じて自己実現を図るとともに生活の糧を得ることができるような、就労の場の確保や多様な働き方の展開が進んでいます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくことができるよう、それぞれ個人の課題やライフステージに応じた途切れのない相談支援体制が整っています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、一部を除き実践取組の目標も達成し、暮らしや日中活動の場の整備や就労支援が一定程度充実したことなどから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標						
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県の就労支援事業により一般就労した障がい者数	311人	318人 324人	332人 334人	1.00	349人	366人
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県の就労支援事業（障がい者就労支援事業、農福連携*・障がい者雇用推進事業、障がい者の「就労の場」開拓事業、特別支援学校就労推進事業等）によって就労した障がい者数					
26年度目標値の考え方	平成25年度は、前年度に引き続き就労支援事業に集中的に取り組んでおり、目標値についても達成の見込みです。平成26年度は、27年度の目標値を段階的に達成できるように目標値を設定しました。					

実践取組の目標							
実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「地域での生活基盤の不足」を解決するために	障がい者の日中活動を支援する事業 ^{注1)} の利用者数	4,622人	4,838人 5,622人	5,438人 6,057人	1.00	5,438人	5,438人

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		
2 「働くことへの課題」を解決するために	民間企業における障がい者の実雇用率	/	1.54%	1.58%	1.00	1.80% ^{注2)} (1.65%)
		1.51%	1.57%	1.60%		
	福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額	/	13,000円	13,300円	未確定	13,600円
		11,527円	12,412円	集計中		
3 「日常生活上の支障や不安」を解決するために	総合相談支援センター*への登録者数	/	5,520人	5,740人	0.87	5,960人
		5,299人	5,315人	4,986人		

注1) 日中活動を支援する事業：日中活動系の障害福祉サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援等）
 注2) 民間企業における障がい者の実雇用率については、法定雇用率の引き上げ（平成25年4月より、「1.8%」から「2.0%」）など法制度上の改正という社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年度の目標値を1.65→1.80に上方修正します。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	545	790	750	/

平成25年度の実践取組概要

- ①障がい者の暮らしと日中活動の場の整備を支援（グループホーム整備数5か所）
- ②県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行を促進（13人）
- ③官公需を中心に「共同受注窓口*」を通じた受注拡大を推進（37,896千円）
- ④障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、県から障害者就労施設等への調達拡大に向けて環境を整備（23,718千円 3月末見込み）
- ⑤雇用契約に基づく就労への移行を進めるため、一般就労した障がい者のフォローアップなどを行うほか、県庁舎における職場実習やホームヘルパー研修等を実施（76人）
- ⑥一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設に向けて、関係機関の調整と支援制度を検討
- ⑦障がい者雇用促進会議等において障がい者雇用支援の新たなしくみの一つとして、ステップアップカフェ（仮称）の整備について検討
- ⑧民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、「障がい者雇用率改善プラン」を発表（平成25年11月19日）、三重労働局と合同で企業を訪問（19企業1自治体：3月末実績）
- ⑨障がい者雇用に実際に取り組んでいる企業等の事例を紹介する「障がい者雇用促進セミナー」を開催（4回、409名参加）
- ⑩障がい者雇用アドバイザーによる事業主への啓発、ジョブサポーターを活用した職場定着支援等を実施、特例子会社に対する補助金を交付、障がい者の就職面接会を開催
- ⑪障がい者が担える農業・農作業の検証及び、農業者・福祉事業関係者への障がい者雇用に関する情報提供や支援体制の整備
- ⑫キャリア教育マネージャー等外部人材を活用した、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を実施（延べ訪問数8,531件）
- ⑬特別支援学校において、職業に係るコース制を導入する学校を拡大（5校）

- ⑭ビルメンテナンス協会と連携した清掃技能検定（年2回）や、サービス業に係る企業と連携した接客サービスに関するカリキュラムの開発及び接客サービス技能講習会（年2回）を実施
- ⑮障がい者が安心して地域で生活をしていくための相談支援の窓口の整備と自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を実施
- ⑯サービス等利用計画の作成が促進されるよう、圏域の自立支援協議会における助言、計画作成促進のための研修会を開催
- ⑰三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備について、用地の取得及び建築の基本設計を完了するとともに、建築の実設計並びに建築関連の工事に着手。
- ⑱三重県立小児心療センターあすなろ学園に市町職員を4名受け入れ、市町での取組の核となるみえ発達障がい支援システムアドバイザーを育成、発達障がい児等に対する早期支援のツールである「CLM（Check List in Mie：発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進（巡回保育所・幼稚園数：56か所（園））
- ⑲情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ*を活用し、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した教育支援体制を推進（パーソナルカルテ推進強化市町として15市町を指定）

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①新たにグループホーム5か所を整備するとともに入所施設の耐震化を進め、障がい者の暮らしと日中活動の場の確保、充実を図りました。グループホームとともに、障がい福祉サービス事業所の整備に対するニーズも高いため、こうした施設整備の促進が必要です。また、県内4か所の福祉型障害児入所施設に入所している加齢児の地域移行は一定程度進みましたが、残された加齢児への対応を検討する必要があります。
- ②「共同受注窓口」の受注は、昨年度の実績を上回る37,896千円となりました。民間企業などへの営業活動を強化し、受発注のマッチングを一層進める必要があります。
- ③調達方針に基づいた県からの障害者就労施設等への発注額は23,718千円（3月末見込み）となりました。調達方針を見直したうえで、来年度も引き続き、県庁内各所属において調達に努めるとともに、障害者就労施設等の受注体制を強化する必要があります。
- ④障がい者就労支援事業に取り組んだ結果、76人の障がい者の一般就労につながりましたが、より多くの障がい者の就労促進と就労定着を図る必要があります。
- ⑤「社会的事業所」について市町や関係法人に説明を行い、理解を得ることができました。今後は、「社会的事業所」の創業を支援していく必要があります。
- ⑥障がい者雇用の促進について、産業界や労働界、就労支援現場の意見等を取り入れながら、障がい者雇用の課題を解決するための一つの事業として、ステップアップカフェ（仮称）を津市のフレんテみえ内に整備することとしました。今後は、関係者の意見を聞きながら整備を進めるとともに、障がい者雇用に対する県民の理解の場としての仕組みを検討する必要があります。
- ⑦本県の障がい者の実雇用率（1.60%：平成25年6月1日現在）は全国最下位となり、これを早急に改善し、民間企業における法定雇用率（2.0%）の早期達成をめざすため、平成26年6月1日現在の障がい者実雇用率を1.70%とすることを目標とした「障がい者雇用率改善プラン」を平成25年11月19日に三重労働局長と三重県知事の連名で発表しました。このプランに基づき、三重労働局と県等が合同で企業等に働きかけを行い、訪問した企業が真剣に受け止められたことから、今後も三重労働局との緊密な連携、関係機関等との情報共有を図りながら、障がい者雇用の推進に取り組んでいく必要があります。
- ⑧障がい者雇用アドバイザーにおける取組について、企業訪問により求人開拓し、18人分の求人票の

提出と7件（平成26年1月末現在）の就職に結びつきました。また、特例子会社が2社（平成24年度交付決定1社、平成25年度交付決定1社）設立され、障がい者の働く場の拡大につながったため、引き続き取り組んでいく必要があります。

- ⑨農業分野への障がい者就労の促進に向け、福祉事業所の農業参入の掘り起しなどに取り組み、農業参入した福祉事業所は29件（平成25年度新規12件）、農業分野における障がい者就労人数は429名（対前年166名増）と大幅に増加したほか、障がい者を雇用した農業経営体も12件（平成25年度新規2件）となりました。また、農業ジョブトレーナーの育成に向けて、農業大学校における公開講座の実施や、カリキュラムの見直しを行いました。引き続き、福祉事業所に対する技術支援や、年間を通じた農作業の確保、農業経営体への意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑩生徒の進路希望を実現するため、外部人材であるキャリア教育マネージャー（1名）及びキャリア教育サポーター（4名）、職域開発支援員（13名）を活用した職場開拓を行いました。また、生徒本人の適性と職種のマッチングを図るため、職業適性アセスメントの活用を促進しました。その結果、特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率について、目標である30%台を達成し、生徒の進路希望を実現することができました。引き続き、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を進め、生徒の進路希望を実現する必要があります。
- ⑪相談事業により、障がい者が安心して地域で暮らしていくことを支援しました。今後も引き続き専門性の高い相談事業を実施していく必要があります。
- ⑫サービス等利用計画については、圏域の自立支援協議会や研修会を実施したところ、一部の市町で体制整備が進みました。こうした取組が市町に広がるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑬三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備については、引き続き、建築の実施設計及び建築関連工事を円滑に進めるとともに、運営面の検討を進める必要があります。
- ⑭発達障がい児等に対する早期支援を図るため、引き続き、市町の人材育成の支援を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入を促進する必要があります。また、小学校において発達障がい児等への支援ニーズが高まる中、就学前後の適切な支援の引き継ぎが重要となっています。
- ⑮発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成及び活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として15市町を指定し、支援体制の整備を進めました。一方で、パーソナルカルテの作成及び活用が進まない市町もあり、円滑な情報の引継ぎができる支援体制の整備をさらに進める必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①障がい者の地域移行を進めるため、グループホームや障がい福祉サービス事業所の整備を進めます。また、加齢児の地域移行の支援状況を確認しながら、今後の障害児入所施設のあり方について検討します。
- ②福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、品質の向上やパッケージの工夫による、より魅力的な商品の開発や新たな販路の開拓など事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- ③障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、調達方針に基づいた障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組めます。
- ④障がい者の経済的自立を支援するため、今後も、就労支援のための職場実習やスキルアップ講座を

開催するほか、生活介護事業所等から一般就労した障がい者のフォローアップを充実するなど障がい者の職場定着のためのサポートの取組を進めます。

- ⑤市町とともに、「社会的事業所」の創業に向けた取組と安定的な運営を支援します。
- ⑥障がい者雇用の推進については、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、県民総参加で推進していきます。また、地域人づくり事業を活用し、ステップアップカフェ（仮称）において、一緒に「ものづくり体験」を協働することや福祉事業所等で作られた商品をブラッシュアップし展示販売することなど、取組を進めるうえで必要なプログラムづくりや、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所と連携し、ステップアップカフェ（仮称）を活用した実習・訓練ができるカリキュラムづくりなどに取り組みます。
- ⑦民間企業における法定雇用率（2.0％）の早期達成のため、「障がい者雇用率改善プラン」に基づき、関係機関の緊密な連携、情報共有を図りながら、目標の達成をめざすとともに、委託訓練等を経て就職した障がい者について、ハローワークと県による事業所訪問等を行い、就職後の定着支援を強化していきます。
- ⑧雇用アドバイザー等による事業主への啓発等については、ターゲットを絞り、より効率的・効果的な求人開拓ができるよう改善を図るとともに、障害者雇用優良事業所の表彰制度において、対象事業所の拡大をするなど優良雇用事例の普及を図ります。
- ⑨農業分野における障がい者就労の促進に向け、「三重県農福連携・障がい者雇用推進チーム」を核に、福祉事業所の農業参入や規模拡大・6次産業化*に向けた支援のほか、農業の知識や技術を有する福祉指導者の確保・育成、「共同受注窓口」と連携した農作業の斡旋、研修会等を通じた農業経営体への意識啓発などに取り組みます。
- ⑩特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、キャリア教育マネージャー等の外部人材を活用し、生徒の可能性や強みを企業に提示する提案型の職場開拓を行うとともに、生徒本人の適性と職種のマッチングを図る職業適性アセスメントの活用を促進します。また、企業等と連携した技能検定を実施するなど、関係機関、企業、NPO等と連携した就労支援を行います。
- ⑪特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を導入する学校を拡大します。
- ⑫自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する専門性の高い相談事業を継続するとともに、今後の相談支援体制について検討します。
- ⑬サービス等利用計画の作成が進むよう、市町における体制の整備を促進し、効率的な作成方法について助言するとともに、相談支援専門員の養成を進めます。
- ⑭三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設する特別支援学校の一体整備について、関係機関と連携を図りながら組織体制及び業務運営についての検討を進めます。
- ⑮発達障がい児等に対する早期支援を図るため、専門人材の育成及び保育所等への「CLMと個別の指導計画」の導入について、市町等との連携を進めます。また、「CLMと個別の指導計画」が小学校に引き継がれ、就学後においても幼児期からの途切れのない支援が継続できるように取り組みます。
- ⑯発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒への就学前から卒業までの一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの作成・活用を推進するパーソナルカルテ推進強化市町として11市町を指定し、全29市町における活用の拡大を図ります。

緊急課題解決 7

**三重の食を拓く「みえフードイノベーション」
～もうかる農林水産業の展開プロジェクト**

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

三重の食を拓く「みえフードイノベーション*」の創出をとおして、本県の「食」の魅力等を生かした新商品が活発に生まれる環境整備や発信力強化、それを支える農・林・水のものづくり風土の醸成などに取り組むことによって、消費者が求める県産品が増加しています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、活動指標は目標値に達していることから「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「みえフードイノベーション」から生まれる新商品等の数（累計）	/	50件	112件	0.98	162件	200件
	-	62件	111件		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえフードイノベーション」に係る活動等から創出される新たな商品等の数
26年度目標値の考え方	平成25年度目標値に単年度目標の50件を加え、162件としました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「発信力・営業力の強化に向けた課題」を解決するために	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	/	101	105	未確定	108	110
		100	104	集計中		/	/
2 「商品開発力の強化に向けた課題」を解決するために	「みえフードイノベーション」による連携プロジェクト創出数（累計）	/	10件	(達成済)	1.00	(達成済)	25件
		-	29件	37件		/	/
3 「創造力の強化に向けた課題」を解決するために	地域活性化プラン等の策定・実践への支援	/	110 プラン	170 プラン	1.00	230 プラン	290 プラン
		50 プラン	126 プラン	190 プラン		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	370	848	672	

平成 25 年度の取組概要

- ①首都圏営業拠点「三重テラス」* (平成 25 年 9 月 28 日オープン) において、多目的ホールを活用したイベント (126 件)、ゲストを招いて三重の旬な魅力を語り合う「知事トークライブ」、三重の食材を引き立てるペアリング講座、県内でのフィールドワークを組み入れた多様な講座の開催
- ②「三重テラス」で取り扱う商品を公募および選定、オリジナル商品を開発、県内事業者の開発商品等のブラッシュアップを実施、テストマーケティングによるトライアル支援を実施
- ③「三重テラス」のオープンに向け、「三重テラス」近隣の商業施設等と連携した三重県フェアを開催 (平成 25 年 9 月 28 日～10 月 19 日:オープン記念、平成 26 年 3 月 16 日～3 月 30 日:三重うらら)、日本橋イベント等を活用した PR、情報発信 (18 回) の実施、日本橋地域の三重ゆかりの企業等との連携、三重の応援企業や応援店舗等との連携などによるフェア、イベント、商談会等を開催
- ④首都圏におけるコアな三重ファン*となる「三重の応援団」の拡大に向けての取組を実施、三重の情報発信や営業活動に協力いただける「三重の応援企業」や「三重の応援店舗」のネットワークの拡大に向けた営業活動を展開 (応援団員 802 名、応援企業 23 社、応援店舗 45 店舗)
- ⑤「三重テラス」の活用に向けた県内市町や商工団体等との意見交換および協議を実施 (地域別意見交換会 6 地域×各 4 回実施、訪問による協議を随時実施 (延べ 302 回))、三重県営業本部に関わる庁内の連絡会議である営業本部推進チームの会合および協議を実施 (10 回)
- ⑥関西圏の店舗や企業などのニーズを踏まえた県産食材等のスーパー等への紹介、観光展・物産展への出展、関西圏の商業施設や集客施設等での三重県フェアの開催 (3 回)
- ⑦神宮寺年遷宮や日台観光サミットの機会等を最大限生かして、全国の百貨店と協力した「平成おかげ参りプロジェクト」の実施 (15 店舗)、台湾、タイにおける三重県物産展の開催など国内外での県産品の情報発信やブラッシュアップ、販路開拓等の取組強化、輸出に関する事業者のニーズ把握調査の実施
- ⑧「あかね材」を実際に利用し、その利用意義等を PR する「パートナー企業」の選定と支援の実施および公共建築物への利用促進
- ⑨産学官連携による「みえフードイノベーション・プロジェクト*」のさらなる創出の促進および県外からの来訪者を意識した売れる商品づくりや県内農林水産業を牽引していく新商品の開発強化
- ⑩県研究所における「みえフードイノベーション・ネットワーク*」等との連携による研究ニーズの的確な把握や、研究成果に関する評価・活用を行う仕組みの強化、産学官の研究コンソーシアムによる企業・大学等との共同研究などの実施
- ⑪産学官のさまざまな主体の知識や技術等の結集による、消費者のニーズに対応した農畜産商品の開発および農業者等への技術等の移転・普及
- ⑫工業研究所による食品関連企業を対象とした技術支援・技術相談と食品加工トライラボの機器を活用した企業の課題解決型共同研究を実施
- ⑬マダイ、マグロ、ノリ、アサリにおける「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した新たな商品開発、生産体制の確立・強化、流通販売体制の構築と充実
- ⑭地域の特徴を生かした戦略的なブランド化に向けた支援やマーケティングが実践できる人材の育成の推進
- ⑮付加価値の高い農産物生産等を実践できる、マーケティングスキルの高い農業者の育成に向けた、

農業大学校における研修の実施（4講座開講（延べ41経営体が受講））

- ⑩市町、農協等と連携した「地域活性化プラン*」の策定地域の拡大と継続的な実践支援、ビジネス指向の取組へ専門家を派遣し、取組のスタートアップを促す試作・試行等を支援（H25:33プラン、累計93プラン）
- ⑪「地域水産業・漁村振興計画」の策定支援ならびに計画の実践を通じた「もうかる水産業」をめざす商品化等の取組の加速化や地域の特性に応じた水産業・漁村の活性化の促進
- ⑫農山漁村の豊かな地域資源を生かし、都市との交流等を通じて地域の活性化や就業機会の拡大、所得の向上を図る「いなかビジネス*」の創出と質的向上に向けた、交流アドバイザー派遣などによる活動支援や農村起業を促進するコーディネーターの育成および、さまざまな情報媒体を活用した情報発信の実施

平成25年度の成果と残された課題

- ①「三重テラス」において、オープンに向けた多様なPR活動やメディアへの情報提供などを行いました。オープン後は多様なイベントの開催やショップ、レストランの運営、神宮式年遷宮の効果もあり、来館者数は約27.5万人に達しました。今後は、来館者増に向けてメディアの特性に応じた情報提供や旬の情報の効果的な発信、2階の多目的ホールと1階のショップ・レストランが連動したイベント展開など、「三重テラス」全体を活用した運営改善等に取り組む必要があります。
- ②「三重テラス」で取り扱う商品として、2,511商品を選定し、これまでに約1,500商品を取り扱いました。また、季節や年中行事などにきめ細かく対応し、常に三重の旬の情報を発信できる店舗づくりに努めました。今後は、生鮮品の取扱いや試食等販売方法の工夫等による販売促進、旬の魅力を訴求する新たな商品の発掘、首都圏の消費者ニーズ等をフィードバックしていく仕組みの構築を進める必要があるとともに、県内事業者の首都圏での販路開拓に向け、流通ルートを増やすなど、商品を首都圏へ供給するための環境づくりを進める必要があります。
- ③日本橋地域の企業、団体、商業施設、日本橋で活躍する個人などとのネットワークづくりを進めてきたことにより、具体的な連携事業を企画できる環境が整いつつあり、「ECOEDO日本橋・ダイナークラブ・ナイトアクアリウム」での三重の地酒を味わう「三重ナイト」の開催や、「江戸桜ルネッサンス&夜桜うたげ」でのPR機会の創出などにつながりました。なお、日本橋再生計画の一環として「三重テラス」周辺に大規模商業施設がオープンするため、今後は、幅広い顧客の獲得に向け、周辺施設や団体等とのさらなる連携に取り組んでいく必要があります。
- ④「三重テラス」の活用や三重の情報発信に協力いただける事業者のネットワークづくりに向け、営業活動や加入促進の取組を行い、三重の応援団や応援企業、応援店舗の登録拡大につなげました。今後は、ネットワークをさらに拡大するため、取組内容を充実していくことが必要です。
- ⑤県内市町や商工団体等との連携強化に向けて、職員をエリア別に担当として配置し、意見交換や訪問活動を進めてきた結果、共同で企画を考えることができる関係の土台づくりができつつあります。今後は、さらに十分な意思疎通ができるよう、「三重テラス」活用イベントの事前・事後のフォローを丁寧に行うなどの取組を続けていく必要があります。また、県庁内の横の連携を図っていく必要があります。
- ⑥関西圏での営業活動の展開として、ネットワークの拡大、市町や観光事業者との連携強化を図ることなどにより、ネットワーク形成が進みました。今後は、兵庫県や京都府などの人的ネットワークの形成など、関西圏全域でのさらなるネットワークづくりや、関西圏のメディアで取り上げてもらえるよう効果的な情報発信に努める必要があります。また、平成26年3月に策定した関西圏における三重の魅力の効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大につなげる営業展開の基本的な方向性等を示す「関西圏営業戦略*」に基づき、取組を具現化していく必要があります。

- ⑦県産品の販路拡大と県内への誘客を図るため、神宮式年遷宮を生かした「平成おかげ参りプロジェクト」を平成 25 年 10 月から実施し、全国の老舗百貨店で開催した物産展では、目標を上回る売上げや新規の百貨店の掘り起こしができました。平成 26 年度も引き続き実施し、効果的な情報発信を進めていくことが必要です。
- ⑧日台観光サミットを契機とした台湾での「三重県物産展」を平成 25 年 8～9 月および平成 26 年 3 月に計 2 回実施しました。また、延べ県内 19 事業者、55 商品が出品され、平成 24 年度からの累計で延べ 51 事業者 197 品目、合計約 429 万円の売上があり、平成 24 年度と比較して売上が約 3 割向上しました。また、平成 22 年度から三重南紀みかんの輸出を始めたタイでは、高級スーパーにおいてみかんの他にいちご、柿といった青果物と加工品を販売する物産展を平成 25 年の 11～12 月に初めて開催し、県産品の販路拡大に取り組みました（6 事業者 19 品目、販売実績約 1,065 万円）。これら取組の結果、日本酒や醤油などが定番商品となったほか、現地で売り込みを行った事業者が現地ニーズ等を把握できたことで、現地での営業展開と定番化に向けた足掛かりを築きました。さらに、輸出促進の取組を進めるため、平成 26 年 3 月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会を設置しました。今後は、物産展の開催にとどまらず、さらなる販路開拓に向け、現地バイヤーとの商談会や意見交換の場作りを進めていくことが必要です。加えて、タイにおける青果物の販路拡大のためには、輸送保管方法や販売時期の検討並びに輸出向けの産地の生産体制の整備が必要です。
- ⑨「あかね材」を住宅や商業施設に利用して P R する「パートナー企業」20 社を選定し各社の取組を情報発信するなどの支援をしました。また、市町における「公共建築物等木材利用方針」の策定を働きかけた結果、新たに 11 市町（合計 27 市町）で方針が策定されるなど、公共建築物への利用促進に取り組みました。今後も、「あかね材」のさらなる認知度の向上と新たな販路開拓が必要です。
- ⑩みえフードイノベーションでは、ネットワーク会員数は 302 者となり、平成 24 年度に立ち上げたプロジェクトを引き続き支援するとともに、新たに 8 つのプロジェクトを立ち上げ、みえのソフトクリーム、みえックスキャンディ、鹿肉の調味生肉、みえの調味料等の販売が開始されました。また、新たな連携を促進するため、シンポジウムや素材提案会を開催しました。販売力のある事業者や研究機関等と開発した商品の商品力強化、売れる商品を生み出す研究開発、県内資源の活用検討などを通じて、さらなる連携を促進する必要があります。加えて、6 次産業化ファンドなどと連動したサポート体制や経営アドバイスの取組などにより、企業と連携できる意欲ある生産者の 6 次産業化を支援する必要があります。
- ⑪農業研究所、畜産研究所では、研究コンソーシアム*による活動などを通じ、これまでに、実需者のニーズに対応したトマトを生産するための「専用給液装置」の試作機や伊勢茶活用の「濃厚カテキン茶」の農業者への技術移転、育成した赤米品種を活用した甘酒や腎臓病患者向け低リン米の商品化、肉用牛への飼料米給与技術の畜産事業者への移転につなげることができました。今後も、食品産業事業者や農業者等との連携を強化し、生産現場の課題に応じて計画的に研究を行うとともに、開発した商品や技術については円滑に農業者等へ技術移転していくことが必要です。
- ⑫水産研究所では、アカモク*など低利用資源の学校給食での利用を進め、一部の学校で給食での提供が始まりました。また、塩蔵食品加工業者に対して製造過程における温度管理に関する指導を行い、商品性の向上の取組を支援しました。引き続き、アカモクなど低利用資源の学校給食などでの利用促進、塩蔵食品加工業者の品質管理方法の改善が必要です。
- ⑬工業研究所では、県内の食品関連企業の試作品製造や評価等を支援（41 件）するとともに、3 社と共同研究を進めました。また、津、伊賀地域などにおいて、各地域の企業や関係団体と共同で研究会を開催し、県内企業における新たな商品化の取組を支援しました。この研究会活動の中で、工業研究所がドライフルーツ化に関する特許を取得するとともに、工業研究所と農業研究所による研究

プロジェクト（「ニホンナシの新しいドライフルーツ作製と省力栽培技術の確立」）によって工業研究所の技術を活用した商品開発が促進されました。今後も引き続き、県内の食品関連企業に対して技術的支援を行う必要があります。

- ⑭「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用して、産学官連携によるマダイ、マグロ、ノリ、アサリを対象とした新たな商品開発や商品化に向けた技術開発を進めました。特に水産研究所で作出し、養殖に成功したアサクサノリ*は、平成 25 年度の入札会で通常のノリの 5 倍の高値で取引されました。今後、マダイ、マグロにおいては知名度の向上や流通販売体制の充実が、ノリ、アサリにおいては生産の安定化や流通販売体制の構築が課題です。
- ⑮戦略的ブランド化推進事業に関しては、三重ブランド*認定指向を持つ事業者に対し、実施計画に沿った支援を進めています。みえセレクション*については、平成 25 年 8 月、平成 26 年 3 月に選定を行い、合計 35 品目を選定しました。フードコミュニケーションプロジェクト*集中研修については、受講者 12 者を対象に、事業者の商品力・営業力向上に向けた研修を実施しました。引き続き、みえセレクションなどの品目の増加を図るとともに、事業者の商品力・営業力向上に向けた取組が必要です。
- ⑯農業大学校における農業者のマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、商談会シートの作成実績が 23 件、商談会への出展実績が 25 件となり、実践力向上の成果が見られました。引き続き講座の周知と的確な実施に努めるとともに、研修終了後も、研修効果を高めるための継続的な支援に取り組む必要があります。
- ⑰「地域活性化プラン」については、前年度までの 113 プランに加え、新たに 54 プランが策定されました。これまでに策定された 167 プランで地域営農の維持・発展に向けた取組やビジネス展開に向けた取組が始まっています。引き続き、策定地域のさらなる拡大と、プランの実践により新たに創出された産物や商品の改良、販路開拓など、実践取組のステップアップを支援するとともに、今後は、少子化など地域の社会的課題の解決に向けた新たな取組を促進する必要があります。
- ⑱水産業・漁村振興計画の策定については、鳥羽市答志地区など 10 地区での計画策定を支援しました。また、平成 24 年度までに計画を策定した伊勢市今一色地区における黒ノリ加工製品の開発や紀北町三野瀬地区におけるヒロメの試験養殖など 7 地区の活動経費を補助しました。今後は、各地区でリーダーとなる人材の確保・育成や地域間における活動の情報共有が必要です。
- ⑲「いなかビジネス」に取り組む団体は 140 団体（H24 年度末 125 団体）に三重の里ファン倶楽部会員数も 6,500 名（H24 年度末 5,800 名）に増加しました。交流人口については、県民指標の対象となる県内 65 施設では、前年度実績を下回りましたが、「いなかビジネス」取組団体では、交流人口は前年比 3.8%、売上額は前年比 5.1%増加しており、地域の活性化につながる成果が見られました。そのほか、これまでに育成した農村起業を促進するコーディネーターが起点となり、日替わりシェフによる農村レストランの開店や、都市部の若者をターゲットとして農業を体験させるビジネスなど新たな発想による農村起業の取組が生まれつつあります。「いなかビジネス」のさらなる取組の拡大に向け、引き続き取組に対する助言や情報提供などの支援を行うとともに、企業等との連携による情報発信や P R イベントの開催などにより、集客力の向上に向けた取組を進める必要があります。また、交流人口の増減に関する要因分析のために実施した交流施設調査や利用者アンケート調査の結果を踏まえ、課題の対応を進めるとともに、集客数が減少している団体・施設に対する重点的な支援に取り組む必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ① 「三重テラス」において、集客力を強化し、リピーター獲得につなげるため、来館者が新しい発見や三重の本物を実感できるよう、ショップ、レストラン、多目的ホールが連動した運営を進め、常に旬な三重の魅力を感じられる拠点づくりに取り組めます。また、「熊野古道世界遺産登録 10 周年」、「遷宮おかげ年」の機会を捉え、旬発力（旬な情報の発信力）の高い活動を効果的に展開し、三重の魅力発信・三重テラスへの集客活動につなげていきます。
- ② 「三重テラス」における県内企業・事業者のチャレンジに対する支援を強化するため、県、市町、関係団体、運営事業者が連携して、魅力ある三重ならではの商品や生鮮品、小規模事業者のまだ知られていない逸品など、商品等の発掘と出品に向けた支援に取り組むとともに、出品前段階から店頭販売までの一連の取組の中でのフォローアップを通して、商品のブラッシュアップにつなげます。また、首都圏への県商品の供給体制が弱いなどの課題等について、具体的な解決方法を検討・整理し、「三重テラス」における県内事業者を支援するトライアル機能の強化につなげていきます。
- ③ 「三重テラス」周辺施設や団体等との連携については、連携によるメリットを活かせるよう、島根県や奈良県との連携したイベントの開催等、「三重テラス」での企画づくりに取り組んでいくとともに、平成 26 年 4 月に日本橋にオープンした福島県の情報発信拠点とも連携した多様な取組を進めていきます。
- ④ 首都圏におけるネットワークの拡大と連携を進めるため、三重県出身者、三重県関係企業、日本橋地域の勤務者・居住者・来訪者をメインターゲットとして、三重の応援団・応援企業・応援店舗等への加入促進など、ネットワークづくりに取り組み、コアなファン層の拡大をめざします。また、三重テラス 2 階の効果的なイベントの企画や日本橋周辺地域のイベント等とのタイアップ企画など、ネットワークの強みを活かした企画を展開します。
- ⑤ 県内の市町や商工団体等関係団体等が、「三重テラス」を有効に活用できるよう、「三重テラス」での企画立案、告知等連携を密にして、効果的な催しの開催を支援します。また、三重県営業本部*の推進体制を十分活用しつつ、営業本部員会議と営業本部推進チーム会議の開催を通じて、情報共有を図り、横の連携を強化していきます。
- ⑥ 「関西圏営業戦略」に基づき、効果的な営業活動を展開するため、関西圏での効果的な情報発信により、一般消費者、マスコミ等に三重の魅力を訴求し、三重への観光誘客の増加や「食」の販路拡大につなげていきます。また、営業活動の展開基盤となる多様なネットワークの充実・強化に向け、経済界（関西経済連合会など）、マスコミ、旅行会社、小売・流通関係者、三重ゆかりの店舗、三重の応援団、県人会、高校同窓会の会員等との「顔の見える」関係を構築するとともに、市町、商工団体、事業者、広域的な組織等との連携を強化していきます。
- ⑦ 「平成おかげ参りプロジェクト」では、県産品の販路拡大と県内への誘客につながるよう全国 5 店舗の百貨店で物産展を開催するとともに、平成 26 年秋には、おかげ参りの終着地の伊勢市内で、これまでプロジェクトを実施してきた都道府県の物産を販売する最終イベントを開催します。
- ⑧ 台湾、タイでの三重県物産展の成果や課題並びに輸出状況調査結果から明らかとなった県内事業者が抱える課題を踏まえ、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会において、東アジア、アセアンを中心に物産展を開催し商品の定番化をめざすとともに、国際見本市への出展やパイヤー招へいを通じた商談機会の提供、青果物の輸送保管方法等の検討などにより輸出拡大を図っていきます。
- ⑨ 「あかね材」のさらなる認知度向上と利用拡大を図るため、住宅や商業施設に「あかね材」を利用する「パートナー企業」の PR 活動についてショッピングセンター等の商業施設に重点を置いて支援するとともに、県内外の工務店等に対して「あかね材」の利用を働きかけます。また、「あかね材」の公共建築物への利用促進のため、残り 2 市町について「公共建築物等木材利用方針」の策定を働き

かけます。

- ⑩「みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点*」の機器を活用して、県内企業の商品開発や企業が持つ課題の解決につながるよう引き続き支援するとともに、研究プロジェクトのコーディネート等に取り組みます。
- ⑪引き続き、みえフードイノベーション・ネットワーク会員の拡大を図るとともに、事業者連携によるプロジェクトのさらなる創設と的確な進行管理に加え、生産者や事業者だけでは取組が困難な新品種の育成・改良、生産性向上技術の開発など農林水産各研究所が主体となるプロジェクトや、マダイ、マグロ、ノリ（アサクサノリを含む）、アサリなどの生産流通体制の確立・強化、販売戦略の検討など産地と連携したプロジェクトを推進します。また、バイヤー等の県内招へいや大都市圏での試験販売等による開発商品の商品力強化、さらには、三重県6次産業化サポートセンターによる支援、国交付金・6次産業化ファンドなどの活用による伊勢たくあん製造業者と連携した御菌大根の生産拡大や、県内若手農業者による、みえ次世代ファーマーズ「ミエル」、県内水産物の新たな流通に取り組む「みえ水産くらぶ」などの意欲ある生産者等の6次産業化支援などに総合的に取り組むことで、県内農林水産業を牽引する新たな商品やサービスを創出します。
- ⑫戦略的ブランド化推進事業では、平成25年度に支援対象となった事業者を優先して必要な支援を行います。また、みえセレクションの選定に引き続き取り組むとともに三重テラス等と連携して情報発信に取り組んでいきます。フードコミュニケーションプロジェクトでは、研修会の開催等事業者の商品力・営業力の向上に向けた支援を行います。
- ⑬農業大学校が行うマーケティングスキル向上に向けた研修プログラムについては、新たな受講者の確保に向け、講座を開催する各地域のニーズに応じて、開催時期や方法、内容などを見直していきます。また、講座修了者に対する研修後のフォローアップとして、地域農業改良普及センターによる、商工会等と連携した地域マッチング交流会の開催や助言、各種商談会情報の提供などに取り組みます。
- ⑭地域活性化プランについては、市町・JA等と連携し、農業者等の意欲醸成を図りつつ、策定地域の拡大と継続的な実践支援に計画的に取り組めます。また、販路開拓等へ向けて、みえフードイノベーション・ネットワークや展示・商談会等への参加促進や6次産業化事業等への誘導などビジネス展開に向けた意欲醸成を進めるとともに、新たに創出された商品等の高付加価値化をめざして、食品関連事業者等異業種からの提案に対応できる産地づくり等を支援します。
- ⑮平成25年度までに策定済みの23地区における水産業・漁村振興計画の実践を支援するとともに、紀北町紀伊長島地区等新たに10地区での計画策定を促進していきます。また、地域リーダーの育成を通じて地域が主体となった推進体制の構築や、実践成果の共有を図るための発表会の開催などの活動を促進します。併せて、鳥羽市や志摩市の海女漁業を核とした活性化の取組など、漁村地域が所得向上のための取組を定めた「浜の活力再生プラン」の策定を推進することで、漁業者の所得向上に係る取組の実践に繋げていきます。
- ⑯「いなかビジネス」の取組拡大と顧客の獲得およびリピート率向上に向け、専門家派遣やコーディネーター養成講座開催などによる人材育成や、継続的な情報発信などに取り組むとともに、平成25年度の施設調査結果（要因分析）や利用者アンケート調査結果を踏まえ、より効果的な情報発信やサービス改善につなげていきます。具体的には、集客力の向上に向け、体系的な選択専門研修（サービス開発、トレンドセミナー、おもてなし向上、SNS*活用講座など）を開催し、取組団体の商品開発や情報発信などのスキル向上を支援します。また、被災地支援の一環として、引き続き、岩手県久慈市と県内のいなかビジネス取組地域との相互交流に取り組めます。

緊急課題解決 8

**日本をリードする「メイド・イン・三重」
～ものづくり推進プロジェクト**

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

- ・ 県内産業の空洞化懸念を払拭し、三重のものづくり産業が、「メイド・イン・三重」として日本をリードし、世界に打っていくことで、産業が活発で県内外から投資が呼び込める環境が整備されています。
- ・ 三重のものづくり産業の強じんな基盤づくりや国内外からの企業誘致を進め、働きがいあふれる雇用の場が増加しています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は未確定（現在集計中）であることと、実践取組のうち、目標をわずかに達成できなかったものがありますが、概ね目標は達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
操業しやすいと 感じる企業の割合の 伸び率	/	110	130	未確定	140	150
	100	115	集計中		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	三重県が国内で操業しやすい環境が整備されていると感じる企業の割合の平成 23 年度を 100 とした場合の伸び率
26 年度目標値の考え方	平成 24 年度の実績値及び平成 25 年度の目標値を踏まえ、平成 27 年度目標値の達成を見据えた伸び率の目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「立地環境の魅力低下」を解決するために	外資系企業の誘致	/	1 件	1 件	1.00	1 件	1 件
		1 件	0 件	3 件		/	/
2 「海外展開の障害となる課題」を解決するために	海外展開による取引先の拡大	/	4 年間で 40 社以上が取引を拡大				
		—					
3 「ものづくり中小企業の課題」を解決するために	世界に誇れるものづくり中小企業の創出	/	30 社	30 社	0.97	30 社	30 社
		—	32 社	29 社		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,476	107	181	

平成 25 年度の取組概要

- ①企業誘致の推進について、研究者などの「人材」を誘致、新たな企業投資促進制度である「マイレージ制度」*を導入し、成長産業の誘致、マザー工場化*につながる設備投資を支援（誘致件数 91 件）
- ②多くの企業本社が立地する首都圏・関西圏を中心に集中的な企業誘致を実施、県内企業等の投資活動を支援（首都圏での県内に立地する企業との小規模な懇談会 4 回開催）
- ③金融機関等と連携した投資セミナーを開催（平成 26 年 3 月 12 日大阪市内で開催、参加者約 150 人）
- ④市町等が行うセミナーに延べ 9 回参画するなど、関係機関等とも連携しながら、本県の操業環境の魅力などについて PR を実施
- ⑤欧米等先進国の技術力の高い企業をターゲットとした海外ミッションの実施（8 月：米国）や、外資系企業を対象とした投資促進セミナー開催による県内操業環境情報を発信（11 月：三重テラス*で開催、約 60 名の外資系企業、大使館関係者参加）
- ⑥国際競争力のある外資系企業の誘致に向け、外国商工会議所やグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会（GNI）*等の事業への参加や、大使館など在外外国公館や関係機関等とのネットワークを活用したうえでの外資系企業の動向に関する情報交換を実施
- ⑦県内の航空機関連企業による設備投資等を促進するため、国に対して国際戦略総合特区の申請を行い、平成 25 年 10 月に県内企業 7 社の工場が特区に指定
- ⑧海外ミッションにおいて世界有数の航空機製造企業を訪問し三重の立地環境について PR するなど、航空機産業を成長分野の一つととらえ誘致活動を展開
- ⑨県内中小企業等の海外展開を促進するため、日本貿易振興機構（ジェトロ）等専門機関との連携による個々の企業ニーズに応じた販路開拓の支援、海外市場動向・制度に関する情報の収集・提供等のサービスを実施
- ⑩日本貿易振興機構（ジェトロ）の支援メニューを活用し、台湾との産業連携の手法に関する研究会を立ち上げ（5 月）、台湾企業とのマッチング手法を研究
- ⑪ブラジルミッション（8 月実施）では、大学を含む行政団、経済団、民間団の 3 団からなる総勢 66 名の「オール三重」でミッション団を構成してサンパウロ州を訪問し、県内各界が連携して三重県の総合的なプロモーションを実施
- ⑫三重県海外ビジネスサポートデスクにおいて、セミナー開催等による海外展開に関する情報提供、個別相談会の実施、海外現地における商談機会を提供（平成 26 年 2 月末現在相談実績：中国ビジネスサポートデスク 208 社・219 件、アセアンビジネスサポートデスク 88 社・127 件）
- ⑬県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）において、マレーシアへの環境関連企業の展開可能性調査や、アセアンビジネスサポートデスクと連携協力して、ビジネスマッチングを実施
- ⑭県内企業がタイへの海外展開に取り組みやすくするために、タイ投資委員会（BOI）と MOU を締結（11 月）
- ⑮川下企業*、中小企業双方のニーズを把握し、川下企業の製造拠点又は研究開発拠点で、県内もの

- づくり中小企業の技術等を紹介する出前商談会等を開催し、県内中小企業の販路拡大の機会を創出
- ⑯工業研究所が中心となり商談会等で明らかになった技術課題等について支援を行い、県内中小企業の技術力の向上を促進
- ⑰自動車の軽量化に係る研究会活動を通じて、新たな取組にチャレンジする県内ものづくり企業を支援
- ⑱県内中小企業の課題を解決し、商品開発につなげていくため、県研究機関と産業支援機関が連携し、ものづくり技術基盤の開発、新たな市場開拓につながる改良開発型の技術開発に加え、ニーズの高い中小企業の予備的な研究としての「可能性試験」の3段階で企業の段階・業態に応じて支援
- ⑲中小企業が出願する特許等の取得活動に係る資金を補助するとともに、県公設試験研究所等が取得した特許権等を活用することで中小企業等の技術高度化や新商品開発を支援
- ⑳中小企業連携体の自立化に向けた活動支援のため、市町の支援機関との一層の連携を図るとともに、県内中小企業による地域を超えた交流に取り組んでいる全国的な中小企業連携体との連携を促進
- ㉑三重県と北海道のそれぞれの産業の強みを生かした連携を進めるとともに、「ものづくりテクノフェア 2013 (札幌市)」及び「第11回リーディング産業展みえ (四日市市)」へ出展し、商品開発などの連携事例を紹介するとともに、参画メンバーの交流を促進
- ㉒前年度実施した全国アンケート調査結果をもとに他府県へのベンチマーキング及び有識者へのヒアリングを行い、いかに表彰制度の価値を生み出し、表彰者等の販路開拓に繋げるかを検討し、制度設計を検討
- ㉓県内中小企業の経営の安定を図るため、引き続きセーフティネット資金を実施するとともに、みえ産業振興戦略*の推進に向けた、中小企業の取り組みを支援するため、みえ産業振興戦略関連資金等を創設し、中小企業における金融の円滑化を促進
- ㉔地域資源を活用した取組について、ファンド活用による県内事業者の取組を支援するとともに、採択された中小企業者等に対するフォローアップ活動などを実施 (35件の取組支援)
- ㉕伝統産業・地場産業事業者や地域資源活用事業者の商品開発、販路開拓への支援を行うため、首都圏や県内外で活躍するデザイナー、クリエイター等とのマッチングを通じた商品開発 (12件) や販路開拓の具体的な仕組みづくりや、県内の集客拠点におけるテスト販売機会の創出を通じた商品のブラッシュアップを支援
- ㉖伝統工芸に携わる技術者の人材育成や後継者育成につながる勉強会等を実施
- ㉗「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の制定に向けて、中小企業関係者や有識者などによる検討会議 (7~1月) を設置、県民の意見を聴くためのパブリックコメントを実施 (11~12月)、現場の声を聴くための各商工会及び商工会議所単位での意見交換を実施 (12月)

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①県内での投資を促進するため、成長産業における投資やマザー工場化の促進、外資系企業の誘致、県内企業の再投資促進、サービス産業の立地促進などを柱とする企業投資促進制度 (マイレージ制度) を活用し誘致活動を展開するとともに、通常の企業訪問に加え、成長が見込まれる分野をターゲットに、多くの企業本社が立地する首都圏・関西圏を中心に集中企業訪問を行いました。これらの取組の結果、誘致件数は 91 件と増加したものの、施策 (321) の目標である投資額 (累計) については、目標の 8 割程度の達成率となりました。今後は、関係機関等と連携した投資制度の PR の強化、県内事業所の操業環境の整備・向上に向けてのニーズの把握、さらに「事業改善に向けた有識者懇話会」の意見を踏まえた新たな誘致手法の検討などに取り組む必要があります。
- ②金融機関等と連携した投資セミナーの開催や、市町等が行うセミナーへの参画など、関係機関等と

連携しながら本県の操業環境の魅力をPRしました。また、首都圏での県内立地企業との懇談会では、企業の投資動向の把握や操業環境に関する意見交換を行い、県内での再投資の働きかけや、操業の継続・拡大などに向けた課題の把握に努めてきました。このように、企業及び関係機関の協力も得ながら操業環境の改善に取り組み、四日市市内の半導体工場新棟建設においては、高圧ガス等に関する規制の合理化等が進み、コスト削減に大きく寄与しました。今後、特に県南部地域においては、製造業のほか地域の優れた資源を活用する企業等の誘致に向け、継続して取り組み、地域の活性化にもつなげていく必要があります。

- ③外資系企業の誘致について、「三重テラス」での投資セミナーの開催、GNIが主催する、CFKバレーやフラウンフォーファー等の研究機関等が参加した次世代産業高度化セミナーへの参加、大使館や米国商工会議所の訪問等さらなるネットワーク構築に向け積極的に取り組みました。こうした取組により、6月に日本マイクロサム（海外の高機能断熱材メーカーの日本法人）が、生産規模の拡大に伴う津市内への工場移転と併せて本社機能を東京から津市に移転しました。また、8月の知事ミッションによる米国訪問においては、グローバル企業を対象にトップセールスを行い、11月にサンディスク（フラッシュメモリー開発・製造・販売メーカー）が四日市市内に単独で「イノベーションセンター」を開設することが決定しました。今後は、GNIをはじめこれらの活動を通して外資系企業の誘致活動を展開するとともに、欧米などの先進国と連携した研究開発や商品づくりなどにも取り組み、県内へのさらなる投資を呼び込んでいく必要があります。
- ④平成26年2月に三菱重工業株式会社において、MRJ*量産拠点の一つに松阪工場が選定され、今後、航空部品製造に係る産業クラスターの展開が計画されています。また、航空機関連産業については、MRJ量産拠点の一つに松阪工場が選定されたことを絶好の機会と捉え、県内中小企業の航空関連分野への参入に向けた技術の高度化などを進めるとともに、関連企業に対する積極的な誘致活動を展開し、県内における航空機産業の集積につなげていく必要があります。
- ⑤県内中小企業等の海外展開について、平成25年9月、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた「みえ国際展開に関する基本方針」*を策定しました。今後は、同方針を具体的に推進していくため、これまで本県と連携して海外展開に取り組んできた企業だけでなく、国際展開に関心のある幅広い県内企業等が参画し、官民一体の体制で推進する仕組みが必要です。
- ⑥三重県海外ビジネスサポートデスクについて、県内中小企業における中国、アセアンへの事業展開を支援するためのワンストップ窓口として効果的な現地サポートを実施してきました。今後は、サポートデスクだけでは対応することが困難な専門的課題に対しては、「中小企業等の海外展開支援に係る業務協力に関する覚書」を締結したジェットロ等と連携して県内企業の課題解決支援に取り組む必要があります。特に、中国デスクにおいては、税制面や商標の問題など進出企業に対するきめ細かな支援を行う必要があり、アセアンデスクにおいては、タイ以外の周辺諸国におけるサポート機能を充実していく必要があります。
- ⑦県内環境関連企業等の技術・製品等の海外展開を図るため、アセアンビジネスサポートデスクがICETTと連携し、タイ・バンコクで開催された東南アジア最大級の金属加工・工作機械の国際見本市「メタレックス2013」の会場において、ビジネスマッチングを支援しました。今後は、ICETTに委託したマレーシアへの展開可能性調査の結果を生かして、同国をはじめアセアン地域への県内環境関連企業等の海外展開の支援を行うとともに、支援モデルを検討することが必要です。
- ⑧出前商談会等を11回開催し、県内企業が延べ265社参加しました。合計341件の新たな取引に向けた「きっかけ」が生まれ、12件の取引が成立しています。一方で、商談が進んでいない案件や取引成約に至らなかった案件もあることから、その理由の把握・整理、技術的課題等の解決に向けた試

験・評価及び共同研究等の技術的支援を進めていく必要があります。また、自動車の軽量化にかかわる研究会活動を通じて、新たな取組にチャレンジする県内企業が出ており、今後は、こうした活動をより幅広い基盤技術分野で展開し、県内企業を支援する必要があります。

- ⑨メイド・イン・三重ものづくり補助金事業は、採択された事業が効果的に実施されるよう関係機関と連携して行っていくため、「町の技術医」としての工業研究所が、産業界や大学・研究機関などの「連携窓口」としての機能を担っていくことが求められています。また、国の平成25年度補正予算において創設された、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」は、これまでより多くの中小企業・小規模企業の方が対象となったので、この制度を有効に活用し、両事業ともに、採択されなかった事業者のフォローアップについても行う必要があります。
- ⑩中小企業等による特許等の出願支援については、12件（国内9件、外国3件）の出願補助金を交付し、特許権等の取得の支援を行いました。また、県公設試験研究所等においては5件（工業研究所1件、農業研究所2件、林業研究所1件、松阪農林事務所1件）の特許出願を行い、特許出願中であつた14件のうち、9件（うち1件は外国特許を含む）の特許権を取得しました。引き続き、県内事業者の特許戦略への支援や特許権等の有効活用を図っていく必要があります。
- ⑪優れた技術等を有する県内の中小企業が連携し、取引拡大、技術力向上、新分野進出等につなげていく中小企業連携体の取組を支援しました（3者）が、共通する課題として、補助金終了後を見据え組織体制のさらなる整備と受注拡大への取組を促し、活動の自立化や継続化を図る必要があります。また、国の中小企業連携体支援事業の活用も図っていく必要があります。
- ⑫北海道との産業連携について、本県の企業が北海道産牛乳を使用したプリンなどの商品化や、北海道の企業が三重のものづくり技術を活用し高品質なたね油の製造・販売を行うなど具体的な取組も出てきています。今後、連携した地域ラウンドの拡大や新たな販路開拓などにも取り組む必要があります。
- ⑬国や本県で実施している顕彰事業の県内受賞企については、ものづくり及びサービス分野においては、特に大企業及び規模の大きい中小企業が多くを占める状況にあります。このため、小規模企業を主に対象とした顕彰制度の検討を進めました。今後、県内ものづくり企業について、より広く、効果的にPRするための取組を検討する必要があります。
- ⑭中小企業金融の円滑化の促進について、三重県信用保証協会への保証料補助と金融機関への利子補給による低利融資によって、融資を受ける中小企業者の負担を軽減するとともに、資金供給の円滑化により中小企業者の経営基盤の強化を図りました。今後、三重県中小企業融資制度による資金供給をより効果的なものとするため、商工会議所、商工会、金融機関および信用保証協会との連携を促進し、事業計画の作成から融資判断、融資後のフォローまで経営支援の充実を図ることが必要です。また、三重県中小企業・小規模企業振興条例やみえ産業振興戦略の具現化につながる中小企業の前向きな事業活動への資金供給が円滑化されるよう支援する必要があります。
- ⑮「地域コミュニティ応援ファンド」「農商工連携推進ファンド」の活用により、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等35件の取組に対して支援を行いました。今後も、国、県の様々な支援制度の情報提供やフォローアップ等の取組を行っていくとともに、地域資源を生かした新たな取組として、クール・ジャパンとして海外に高く評価されている「食」に着目し、県内事業者の食分野への参入を促進していくことが必要です。
- ⑯県内の伝統産業、地場産業の振興について、現在のライフスタイルに対応した新たな取組を進めるため、首都圏、中部圏のデザイナー等とのネットワークづくり等を進めた結果、萬古焼や伊賀くみひも等において、12件の新商品づくりに結びつき、「三重テラス」等で成果発表会を開催しました。また、地域資源を活用した商品を掘り起こし、県内集客拠点等を活用したテスト販売やブラッシュ

アップを行う取組を進め、ネクスコ中日本との連携により4種類のパッケージ商品等の開発を行うとともに、県内サービスエリア等での新商品のテスト販売の取組を行いました。今後、これらの商品の新たな販路の開拓や、海外等も視野に入れたテストマーケティングを行っていく必要があります。

- ⑰ 伝統産業や地場産業事業者の人材育成について、「伝統産業・地場産業新たな魅力創出事業費補助金」を活用して、萬古焼の後継者育成の取組を支援するとともに、県内各地で事業者の情報交換やネットワークづくりにつながる勉強会を開催しました。今後も、デザイナーとの連携を通じた商品開発や販路開拓を促進する取組と一体的に、事業者が自らの取組をブラッシュアップする勉強会などを実施し、人材育成等を支援していく必要があります。
- ⑱ 「三重県中小企業・小規模企業振興条例」については、平成26年3月19日に県議会において可決されました（同年4月1日施行）。今後は、条例に基づく中小企業・小規模企業の振興について、地域において具体的かつ計画的に取り組むことが必要です。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ① 県内投資の促進に向け、企業の幅広いニーズにワンストップサービスで迅速に応えるとともに、25年度から運用している新たな企業投資促進制度の活用や規制の合理化取組などを進めます。特に、成長が見込まれる分野の企業への集中訪問や金融機関、市町等との連携によるセミナーを実施するなど、首都圏・関西圏を中心にターゲットを絞りながら、効果的な誘致活動を展開し、県内の工場の機能診断や産業別の立地特性に関する調査研究を行いながら新たな誘致手法を検討していきます。また、操業環境に関する県内事業所の生の声を聞く懇談会を地域ごとに開催し、操業環境の一層の整備・向上につなげていきます。
- ② 本県の操業環境の魅力などの周知について、本県の魅力ある観光資源や豊富な食材を生かして、地域経済への波及効果の高いサービス産業の立地を進めます。そのため、引き続き情報収集を行いながら関係機関や地域の様々な取組と連携し、サービス産業に関連する企業等に対する誘致活動を進め、市町とも十分な連携を行いながら操業し易い環境を整えるなど丁寧な取組を行っていきます。
- ③ 外資系企業の誘致について、競争力のある企業を誘致するため、欧米等の先進国における研究機関や地域との連携を強め、そのネットワークを活かした効果的な誘致活動を進めるとともに、本県の高度部材産業群などの強みを生かした産業連携を模索します。その際、海外の展示会への参加など、本県単独では取り組みにくい事業は、GNIの機能を十分に活用しながら進めていきます。さらに、国内に既に立地済みの企業の県内立地を進めるため、首都圏での投資促進セミナー等の開催など積極的なPRにも取り組みます。
- ④ 県内企業の航空関連分野への参入や取引拡大が図れるよう技術の高度化への支援や商談会の開催などの取組を進めるとともに、新しい投資促進制度や国の国際戦略総合特区制度を活用し、外資系も含めて航空関連企業の誘致を進めていきます。また、特区の指定区域の追加申請を行うほか、特区制度や地域推進協議会のネットワーク等を活用して、航空機関連の設備投資を促進していきます。
- ⑤ 産学官と金融機関、関心のある企業が参画する「三重県企業国際展開推進協議会」（仮称）を設立し、県内企業の課題やニーズを把握するとともに、支援機関が連携して、幅広い分野での中小企業・小規模企業の海外展開を支援していきます。また、既存の観光誘客、農林水産品の輸出促進、ライフイノベーションにかかる海外展開の協議会を含めた4つの協議会の情報共有や中期戦略の協議等を行う「みえ国際展開推進連合協議会」（仮称）を設立します。
- ⑥ 三重県海外ビジネスサポートデスクについて、企業団体等と連携したPRに取り組み、県内企業の活用頻度の向上を図るとともに、相談企業ごとに記録し、方策を整理しながら対応します。また、

「三重県企業国際展開推進協議会」(仮称)の取組に対し、海外現地機関等との仲介機能を果たします。さらに、中国デスクにおいては、税制面や商標など専門的課題を、ジェトロをはじめ専門的機関と連携して解決していくとともに、アセアンデスクにおいては、タイ以外のアセアン諸国への対応について、ジェトロ等の外部機関との連携や関係諸国の駐日在外公館等とのネットワークを強化して、支援を充実していきます。

- ⑦ 県内企業が強みを有する環境関連技術について、ICETTによるネットワークを活用するとともに、中部経済産業局とも連携して海外展開を支援していきます。
- ⑧ 出前商談会等について、多様な産業分野の川下企業のニーズ、及び県内中小企業等の技術・製品情報について収集・整理をすることにより、川下企業のニーズの開発要素、緊急性、地域性等に応じて、出前商談会の形式を検討し、効果的にマッチングする仕組を構築していきます。また、県内中小企業等に共通する基盤技術に関する研究会を開催し、新たな取組にチャレンジする県内中小企業等の掘り起しを行うとともに、企業の生産現場における課題解決支援を行います。
- ⑨ 県内中小企業・小規模企業が取り組む研究開発や商品開発により付加価値を高め、販路開拓にまでつなげていくために、メイド・イン・三重ものづくり補助金事業や国の「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業補助金」により支援します。また、補助金等の採択がされなかった事業者に対して、採択に至らなかった原因をともに考え、課題を把握し、次回の補助金獲得につながるよう支援するとともに、技術的なアドバイスを行うことで、計画内容のブラッシュアップを支援し、必要に応じて職員が現場に出向いて課題解決のための共同研究の提案を行うなど、事業者の意欲を引き出すよう取り組んでいきます。
- ⑩ 中小企業等による特許等の出願について、出願補助金を交付することによって、県内中小企業の特許出願をさらに促進します。また、県公設試験研究所等における研究成果を新たに知的財産として権利化(出願・審査請求等)し、継続して権利の維持を行うことで、県内企業関係者等が県保有知的財産を有効活用できる環境の整備に努めます。
- ⑪ 中小企業のグループ化・ネットワーク化は中小企業単独では困難な販路開拓・拡大、技術力向上や新分野展開等に有効であることから、平成26年度も引き続き、県内中小企業の連携体の組成、育成を支援し、系列関係にない、様々な強みを持つ複数の中小企業が取り組む、「成長産業」や「海外展開」への取組を促進していきます。
- ⑫ 北海道との産業連携について、十勝ラウンドの取組を検証し、参画メンバーや他の地域ラウンドへの拡大、新たな販路の開拓などについて北海道庁とも連携し取組を進めていきます。
- ⑬ 優れたものづくり技術やサービスの高付加価値化などを実現している小規模企業をはじめとした中小企業・小規模企業等の魅力を周知するための顕彰制度「みえ産業企業選(仮称)」の検討を進めます。
- ⑭ 中小企業に対する資金供給の円滑化の促進について、商工会議所、商工会及び金融機関等の支援機関と連携して、「三重県版経営向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模企業や新規開業者の支援等、企業の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう金融支援制度の充実を図ります。
- ⑮ 地域資源を活用した新商品開発や、商品の改良、販路開拓等の取組を支援していくため、「地域コミュニティ応援ファンド」や「農工商連携推進ファンド」については申請様式等を簡略化し活用を促進するとともに、国の各種支援制度の活用を図ります。また、地域資源を生かした新たな取組として、「和食」のユネスコ無形文化遺産登録で、世界から日本の食文化に関心が寄せられているなか、本県の食や食文化をグローバルな視点で発信し、地域の産業振興につなげるため、賛同する自治体に呼びかけて「食のサミット」を実施し、様々な切り口から日本の「和」の魅力を探り、地方発の海外戦略や地域連携戦略を提案します。さらに、平成27年度に開催される「ミラノ国際博覧

会」について、出展の有効性を検証するため、事業化可能性調査を行います。

- ⑩伝統産業・地場産業が、国内、海外の消費者やユーザーに価値を提供する「感性価値創造型産業」へと展開していくために、これまでの取組を通じて構築してきたデザイナー等とのネットワークを強化して新商品開発を促進し、「三重テラス」等との連携を通じたテストマーケティングにより、販路開拓等の取組を支援していきます。
- ⑪伝統工芸等に携わる技術者の人材育成等につなげていくため、事業者の取組をブラッシュアップする勉強会の開催や、展示会等の開催を支援していきます。
- ⑫「三重県中小企業・小規模企業振興条例」の理念に基づき、県が先頭に立って取組み、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上、新たな価値の創造や挑戦を促進していきます。具体的には、三重県版経営向上計画の認定、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び事業承継、海外展開など、中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行っていきます。また、地域ごとに中小企業・小規模企業振興を推進するため、「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を県内5ブロックに設置し、三重県産業支援センター、市町、商工会、商工会議所等といった関係機関と地域での支援策を十分協議・検討しながら、その取組を進めていきます。

緊急課題解決 9

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

【主担当部局：農林水産部】

プロジェクトの目標

- ・集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等を行う「被害対策」と、有害鳥獣等の適正な駆除や野生鳥獣が生息しやすい森林整備等を行う「生息管理」に取り組み、「獣害につよい三重」づくりが進んでいます。
- ・「被害対策」と「生息管理」への的確な取組とあわせ、未利用資源活用の観点での「獣肉利用」を連係させて進めることにより、本県の野生鳥獣による農林水産被害が減少しています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を下回りましたが、農林水産被害金額やニホンジカの捕獲頭数が前年度から改善されたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産被害金額	/	728百万円以下 (23年度)	698百万円以下 (24年度)	0.99	660百万円以下 (25年度)	600百万円以下 (26年度)
	751百万円 (22年度)	821百万円 (23年度)	701百万円 (24年度)		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額
26年度目標値の考え方	平成27年度目標値の達成に向け、段階的に被害を減少させることをめざして設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「野生鳥獣による農林水産被害」を解消するために	ニホンジカの捕獲頭数	/	17,800頭	17,800頭	0.98	17,800頭	17,800頭
		15,393頭	14,790頭	17,529頭		/	/
2 「獣肉等の利活用に向けた課題」を解決するために	有害鳥獣捕獲野生獣のうち利活用された頭数	/	1,000頭	1,200頭	0.89	1,400頭	1,600頭
		800頭	1,037頭	1,066頭		/	/
3 「集落周辺への頻繁な出現」を解決するために	野生鳥獣の生息しやすい森林づくりに取り組む地域数	/	4地域	4地域	1.00	4地域	4地域
		-	9地域	8地域		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	607	577	750	

平成 25 年度の取組概要

- ① 獣害につよい地域づくりに向けた、地域の獣害対策を担う人材の確保や育成、地域における野生獣の追い払い活動への支援(8市町)、侵入防止柵整備(整備延長 16 市町 272km(累計 21 市町、1,798km))など市町が主体となる地域協議会の取組への支援
- ② 事例報告会(200名参加)や「野生鳥獣による農林水産物の被害について考える月間」(9月)に開催するフォーラム(450名参加)、県・市町の広報誌やマスコミなどの広報媒体を通じた生産者、集落内非農家、都市住民等への獣害対策に関する意識啓発の実施
- ③ 捕獲効率向上に向けた、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の技術向上研修会の開催(2回、53名参加)、市町やものづくり企業等と連携したニホンザルの大量捕獲技術やニホンジカ・イノシシの誘導式囲いわな技術等の開発
- ④ 捕獲力の強化に向けた、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などの活用を通じた市町が行う捕獲活動などへの支援(17市町)、市町間や県と市町の連携強化と各市町への支援の充実を図るための「獣害対策カルテ」の作成(24市町)
- ⑤ 一斉捕獲の実施(2地域で3回)など隣接する県や市町における広域捕獲体制の整備
- ⑥ 猟友会など関係団体と連携した、野生獣捕獲のための専門的技術の普及、実施隊員等の狩猟免許を円滑に更新させるための支援
- ⑦ カワウによる漁業被害の軽減に向けた、漁協等が行う捕獲などの取組への支援
- ⑧ 獣肉の安全性や品質の確保に向けた、『『みえジビエ*』品質・衛生管理マニュアル*』研修会開催(3地域、96名参加)、解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援(1件)、食中毒菌等のモニタリング検査
- ⑨ 安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等を登録する「みえジビエ登録制度*」の創設
- ⑩ 獣肉等の需要の拡大に向けた、首都圏などの飲食店事業者や大規模な流通事業者へのPRなどの販売促進活動の展開
- ⑪ 解体処理業者と食品産業事業者等との連携・マッチングによる新商品の開発・販売の推進
- ⑫ 野生鳥獣が生息できる森林環境創出に向けた、森林再生整備等に取り組む実施箇所の拡大と、より効果の高い森林再生整備手法の確立と普及

平成 25 年度の成果と残された課題

- ① 「獣害につよい地域づくり」に向け、地域の獣害対策を担う人材の育成を図ったほか、集落ぐるみで行う野生獣の追い払いなどの取組への支援を実施しました。「獣害対策に取り組む集落」が新たに 64 集落増え累計 251 集落において、継続的な獣害対策が行われていますが、県内全体では、依然として 800 以上の集落で被害が発生しており、今後も「獣害対策に取り組む集落」づくりを推進していく必要があります。また、市町や生産者等からの侵入防止柵の設置要望は多く、今後も計画的な整備が必要です。
- ② 県民の皆さんの獣害対策に対する意識を啓発するため、獣害対策事例報告会および野生獣による農林産物の被害について考えるフォーラムを開催し、獣害被害の現状や獣害対策の取組状況についての情報を提供しました。

- ③捕獲効率の向上を図るため、シカ専用のドロップネットなど大量捕獲わな等の捕獲技術の向上を図る研修会を開催したほか、民間企業と連携し、現地実証を経て、ニホンザルの大量捕獲技術を開発しました。ニホンザルの被害は、特に深刻であることから、今後、開発した大量捕獲技術を現場に普及させていくとともに、新たな捕獲技術について研究・開発を進めていくことが必要です。
- ④地域の捕獲力強化に向け、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業などを活用して、市町等が行う捕獲活動や鳥獣被害対策実施隊等の活動強化を支援しました。獣害被害の軽減に向け、さらなる捕獲力の強化と捕獲後の処分体制の構築が課題です。また、市町間や県と市町の連携強化、各市町への支援の充実を図るため、獣害対策に関する施策や統計データを市町単位でとりまとめた「獣害対策カルテ」の作成を進めました。今後は、このカルテを活用して、市町との連携を強化し、獣害対策を加速させる必要があります。
- ⑤関係する県や市町、猟友会などと連携し、シカ及びイノシシの広域一斉捕獲を実施しました。今後も行政境界での広域連携による捕獲体制の整備等を進めていく必要があります。
- ⑥捕獲者の確保に向け、チラシの配布等により狩猟免許取得を広く呼びかけ、今年度の狩猟免許試験合格者数は、215名（わな・網178名、銃37名）と昨年度を3名上回りました。引き続き、捕獲者の確保に取り組む必要があります。
- ⑦カワウによるアユ等の漁業被害については、内水面の漁協関係者を対象に案山子（かかし）やロケット花火を用いた飛来防止策等、防除対策の研修を行うほか、国の事業なども活用し、漁協等が行う捕獲などの取組を支援しましたが、依然として被害が減少していません。
- ⑧獣肉等の利活用を促進するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及や解体処理施設への金属探知機など設備の導入支援、食中毒菌等のモニタリング検査など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。「みえジビエ」の普及に向け、安全性や品質の確保をさらに進めることが必要です。
- ⑨安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」を創設しました。今後、制度の普及を図っていく必要があります。
- ⑩獣肉等の需要の拡大に向け、県内の飲食店7店舗において、ジビエ料理フェアの開催などに取り組んだほか、東京の百貨店における期間限定のジビエ販売企画に参画し、鹿肉を活用した惣菜を販売する取組を進めました。マニュアルを遵守した県産獣肉等の取扱飲食店は8店舗増えて10店舗となりましたが、さらに取扱店舗を拡大する必要があります。また、消費者に獣肉をPRするため、県生活協同組合連合会との共催で鹿肉を使った料理講習会や、猪肉を使った料理教室を開催しました。
- ⑪「みえフードイノベーション・ネットワーク*」を活用した企業等とのマッチングにより、外食チェーンにおいて期間限定の鹿肉メニューが提供されたほか、食肉加工業者と獣肉解体処理事業者の連携により新商品（鹿肉の調味生肉）が開発され、量販店の県内5店舗での販売や飲食店1店舗での提供につながりました。引き続き、獣肉等の需要拡大に向け新商品の開発に取り組む必要があります。
- ⑫森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、新たに8市町8地域において事業計画が策定され、138haにおいて人と野生鳥獣の共存に向けた森林整備が進められました。事業効果のPRを通じて、他の市町への事業導入を促進するとともに、地域の鳥獣害防止に向けた取組意識の醸成を図ることが必要です。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「獣害対策に取り組む集落」づくりに向け、引き続き、集落アンケートによる実態調査や座談会等を実施しながら、集落住民の意欲の醸成や、集落リーダーの育成に取り組むほか、野生獣の追い払いなど、地域ぐるみの活動に対する支援や侵入防止柵の計画的な整備を推進します。
- ②獣害対策に対する理解を促進するため、広く県民の皆さまに参加を呼びかけて、フォーラムや事例報告会を開催します。
- ③捕獲効率の向上に向け、大量捕獲わな等の技術実証・改良等を重ねるとともに、技術の確立した大量捕獲わな等の普及や集落における捕獲技術の向上に取り組みます。特に、ニホンザルの被害対策については、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画*（ニホンザル）に基づき、群れの加害レベルに応じて、集落ぐるみでの追い払いや侵入防止柵の整備、大量捕獲技術を活用した適正な捕獲などを的確に進めるとともに、産学官の連携による新たな大量捕獲技術の開発等に取り組みます。また、被害軽減に向けて、産学官が連携し、ICT*技術を用いたニホンザル、ニホンジカ、イノシシの防除、捕獲、処理の一貫体系技術の構築に向けた現地実証に取り組みます。
- ④地域の捕獲力の強化に向け、「獣害対策カルテ」の活用により、市町間や県と市町の連携強化を図るとともに、共同捕獲隊や集落捕獲隊などの捕獲体制整備等に対する支援に新たに取り組むほか、捕獲後の処分体制の構築等に向けた市町等の取組を支援していきます。また、鳥獣保護法の改正（予定）に伴い、法律の目的に「鳥獣の管理」が追加されることを踏まえ、国や県、市町との役割分担を明確にするなど、今後の捕獲体制のあり方等について検討します。
- ⑤隣接する県や市町等の広域連携体制の整備に向け、関係する市町等や猟友会との連携により、行政境界近辺における一斉捕獲を実施します。
- ⑥捕獲者の増加を図るため、猟友会と連携し、狩猟免許取得促進のためのPRに取り組みます。
- ⑦カワウによる漁業被害の軽減に向け、新たな防除策の情報収集とその提供、国の「獣害被害防止総合対策交付金」や県単事業の「内水面域振興活動推進事業」の活用などにより、漁協等が行う捕獲などの取組を支援します。また、行動範囲の広いカワウを効果的に駆除するため、平成 26 年 4 月から 5 月にかけて全国内水面漁業協同組合連合会が実施するカワウ全国一斉対策に、県内の内水面漁協が参加します。
- ⑧安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、『「みえジビエ」品質・衛生管理マニュアル』を遵守した解体処理施設の整備を引き続き推進していきます。
- ⑨安全性や品質が確保された獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及を図るとともに、業種を越えた事業者間の結びつきを強め、「みえジビエ」をより円滑に流通させるため、「みえジビエ協議会（仮称）」の設立を検討します。
- ⑩獣肉等の需要を拡大するため、首都圏営業拠点「三重テラス」*を活用した販売促進や「みえジビエ」取扱店舗の拡大、ジビエ料理フェアや料理教室の開催等による「みえジビエ」の普及啓発などに取り組めます。
- ⑪「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、新商品の開発・販路開拓を進めます。
- ⑫森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業については、既に事業を実施した箇所における効果等もPRしながら、実施箇所の拡大に取り組めます。

緊急課題解決 10

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

プロジェクトの目標

恒久的な対策が必要な不適正処理事案について、生活環境保全上の支障除去等に早期着手するとともに、継続的なモニタリングが必要な事案については、引き続き安全性を確認し、県民の皆さんの暮らしの安全・安心が高まっています。

また、こうした不適正処理事案の発生を未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者に対し処理責任を果たす取組を進め、不法投棄を許さない社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標である4事案全てについて行政代執行に着手したことから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
不適正処理事案における支障除去の着手件数	/	3件	4件	1.00	4件	4件
	1件	2件	4件		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	過去の不適正処理4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復に着手した件数
26年度目標値の考え方	平成25年度までに4件全て着手しました。今後とも、着実な事業の進捗をはかります。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 「不適正処理事案」を早期に解決するために	不適正処理事案における支障除去の着手件数	/	3件	4件	1.00	4件	4件
		1件	2件	4件		/	/
2 「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために	処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	/	3% (23年度)	10% (24年度)	1.00	33% (25年度)	33% (26年度)
		0% (22年度)	9% (23年度)	25% (24年度)		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	336	475	3,391	

平成 25 年度の取組概要

- ①産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障等のある以下の 4 事案全てについて、産廃特措法に基づく国の支援を得て恒久対策に着手
- ・四日市市大矢知・平津事案については、廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策を実施する計画
平成 25 年度は処分場入口側の調整池や処分場天端部への進入路の設置工事に着手
 - ・桑名市源十郎新田事案については、PCB（ポリ塩化ビフェニル）やVOC（揮発性有機化合物）を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施する計画
平成 25 年度は鋼甲板による囲い込み工に一部着手し、集油管等による廃油の回収は引き続き実施
 - ・桑名市五反田事案については、地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施する計画
平成 25 年度は対策区域への工事用車両進入用の仮橋設置及び掘削廃棄物等の選別・ストックヤードの造成工事の実施、続いて、掘削・除去の本体工事に着手
 - ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため整形覆土工等を実施する計画
平成 25 年度は霧状酸化剤の注入対策を引き続き実施するとともに、第二段階である整形覆土工の準備を実施
- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について水質等の分析を実施
- ③行政代執行費用の徴収及び排出事業者等の責任追及を引き続き実施
- ④不適正処理を未然に防止するため、環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者や電子マニフェスト*の導入が進んでいない事業者を重点的に訪問し、効率的・効果的な方法により電子マニフェストと優良認定処理業者の活用を促進（訪問対象事業者 408 社はすべて訪問済）
- ⑤産業廃棄物排出事業者団体（三重県産業廃棄物対策推進協議会）への働きかけを行い、自主的な取組を求めるとともに、電子マニフェストの加入料助成の継続と操作体験研修会および運用相談会の開催により、さらなる普及促進を実施（加入料助成：助成対象 98 件、操作研修会：全 20 回開催、運用相談会：全 3 回開催）
- ⑥産廃処理業者においても電子マニフェストや優良産廃処理業者認定制度の取組が必要であるため、三重県産業廃棄物協会と緊密に連携して優良認定処理業者の育成に取り組むことに加え、産廃処理業者を対象としたセミナーを開催
- ⑦産廃処理業者が優良認定を取得する際のインセンティブとなるような仕組みづくりについて、環境配慮契約法上の国の優良業者活用方策を把握しつつ関係部局と検討

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①産業廃棄物が不適正処理された 4 事案全てについて、恒久対策に着手しました。産廃特措法の期限である平成 34 年度までに完了させる必要があります。各事案の状況は以下のとおりです。
- ・四日市市大矢知・平津事案については、処分場入口側の調整池および処分場天端部への進入路の設置工事に着手し、他の工事で発生した残土の受け入れを実施しました。今後の施工に係る土地

について、用地買収等を行っていく必要があります。

- ・桑名市源十郎新田事案については、集油管等による廃油回収を実施するとともに、廃油の滲出リスクの高い箇所について、囲い込み工を一部先行して実施しました。当該事案は河川区域内であり、原則的に非出水期の施工に限定されるため、適切な工事進捗を図っていく必要があります。
- ・桑名市五反田事案については、選別・ストックヤードの造成工事等が完了し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事に着手しました。対策区域に民家が隣接するため、施工時には周辺環境対策に留意していく必要があります。
- ・四日市市内山事案については、霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入対策により、硫化水素の濃度は低下しています。今後、霧状酸化剤の注入対策から整形覆土工へ移行する時期を適切に判断する必要があります。

- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、水質等の分析を実施しました。
- ③行政代執行費用の徴収は国税滞納処分の例によることとなっており、原因者の財産調査等を随時実施しました。なお、四日市市大矢知・平津事案については4,300万円余を収納しました。また、排出事業者等の責任追及を引き続き実施していく必要があります。
- ④環境技術指導員がマニフェスト発行件数の多い事業者等を優先的に訪問した結果、平成25年4月から平成26年3月末の期間に、電子マニフェストと優良認定処理業者を利活用している多量排出事業者等が95事業者増加し、全体で238事業者となりました。事業者の理解を得るために、県内の電子マニフェストを活用している事業者の事例集を作成して未利用事業者への普及促進ツールとして活用しました。一方で、複数回訪問して説明をしても理解が進まない事業者もあります。
- ⑤排出事業者団体の三重県産業廃棄物対策推進協議会で利活用について働きかけを行うとともに、電子マニフェスト操作体験研修会、運用相談会および加入料助成を実施（国等への要望の結果、平成26年1月1日から無料化）することにより、電子マニフェストの普及促進に繋がったところであり、引き続き取組が必要です。
- ⑥三重県産業廃棄物協会に設置された優良事業者評価推進専門部会と、優良認定の取得促進に向けた今後の取組方向や課題について協議を行いました。また、国に対して優良産廃処理業者認定制度の申請が随時可能となるよう要望してきたところ、平成25年8月末に、許可更新を待たずに申請が可能となる制度に改善されました。さらに、業界とともに優良認定の促進を働きかけるためのセミナーを開催しました。
- ⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについては、環境配慮契約法上の優良認定処理業者活用方策の検討に着手しました。現状、優良認定処理業者数が少ない状況にあり、今後、優良認定処理業者数の増加状況を見据えつつ、活用の検討を進める必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①産業廃棄物が不適正処理された4事案全てについて、地域の暮らしの安全・安心を確保するため、実施計画に基づいて着実に恒久対策を実施します。各事案の取組内容は以下のとおりです。
 - ・四日市市大矢知・平津事案については、用地の確保を行い、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。
 - ・桑名市源十郎新田事案については、鋼矢板の追加設置及び一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事に本格着手します。限られた施工期間に対応できるよう、適切な進捗管理に努めます。
 - ・桑名市五反田事案については、周辺環境対策に十分留意し、廃棄物等の掘削・除去の本体工事を引き続き実施していきます。

・四日市市内山事案については、第2段階の整形覆土工に着手します。整形覆土工の着手に当たっては、霧状酸化剤の注入による硫化水素発生抑制対策の効果を十分考慮して時期を判断します。

- ②継続的なモニタリングが必要な他の事案について、引き続き水質等の分析を実施します。
- ③代執行費用の徴収については、原因者の財産調査等を引き続き実施します。また、排出事業者等の責任追及についても引き続き取り組みます。
- ④電子マニフェストと優良認定処理業者の利活用が進んでいない業界を中心に環境技術指導員が個別訪問し、電子マニフェストの利用事例集やタブレット端末を使用するなど、理解を得やすい方法により、電子マニフェスト等の利活用を一層促進します。
- ⑤電子マニフェスト利用の操作体験研修会や運用相談会を実施するなど、事業者への電子マニフェスト制度の導入を促進します。
- ⑥業界団体と連携し、産廃処理業者を対象として優良認定取得に関する説明会を開催するなど優良認定の取得を促進します。
- ⑦県自らが優良認定処理業者を活用する仕組みづくりについて、優良認定処理業者数をふまえながら関係部局と引き続き検討を進めます。

新しい豊かさ協創1 未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

【主担当部局：教育委員会】

プロジェクトの目標

子どもたちが、自らの夢の実現をめざし、主体的に学び、自信と意欲、高い志を持って輝く未来を切り拓いていく力とともに、他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力を身につけています。

この実現に向け、4年後には、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力向上を支援する取組が進められるとともに、各学校では、教職員の授業力の向上などにより継続的な授業改善が行われ、子どもたちがわかる喜びや学ぶ意義を実感して学習できる環境づくりが進んでいます。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	目標を下回る実践取組があるものの、プロジェクトの数値目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
授業内容を理解している子どもたちの割合	/	82.0%	83.0%	1.00	84.0%	85.0%
	81.2%	80.6%	83.1%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内の公立小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生で学校の授業内容が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した子どもたちの割合
26年度目標値の考え方	平成25年度は目標値を達成しました。平成27年度の目標値（85.0%）の達成を目指して、平成26年度の目標値を84.0%に設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「県民総参加による学力の向上」に挑戦します	子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合	/	70.0%	90.0%	1.00	95.0%	100%
		—	87.0%	92.7%		/	/
「地域に開かれた学校づくり」に挑戦します	地域住民等による学校支援に取り組んでいる市町数	/	8市町	27市町	1.00	29市町	29市町
		—	26市町	29市町		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「教職員の授業力向上」に挑戦します	研修内容を「自らの実践に活用できる」とする教職員の割合		91.0%	99.0%	0.99	99.5%	100%
		87.8%	98.1%	98.2%			
「安心して学べる環境づくり」に挑戦します	1,000人あたりの不登校児童生徒数		11.4人	11.2人	未確定	11.0人	10.8人
		11.7人	11.4人	集計中*			

*「1,000人あたりの不登校児童生徒数」については、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」により実績値を把握しますが、平成25年度分の調査が大幅に遅れたため、現在集計中です。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	1,413	1,500	1,538	

平成25年度の実践取組概要

- ①「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催（2回）するとともに、みえの学力向上県民運動アクションプラン」を策定（10月）、家庭での読書習慣や生活習慣等を身につけさせるためのチェックシートを作成・配付（2月）。さらに、推進会議委員を地域で開催される研修会等に派遣するほか、リーフレットの配付、ホームページの活用等による県民運動の周知・啓発を推進（推進会議委員の研修会への派遣7回実施）
- ②まなびのコーディネーター*（52人）を活用し、子どもたちの学びを地域で支える「みえの学び場」づくりを推進（195ヶ所の「みえの学び場」で取組）
- ③民間委託による専門性の高い図書館司書有資格者を小中学校（6市町、10校）に派遣し、学校図書館を活用した効果的な授業実践の取組に対し支援するとともに、ファミリー読書の取組を推進
- ④実践推進校（100校）に対して、非常勤講師の配置や授業改善の指導助言を行う学力向上アドバイザー（5名）の派遣を実施
- ⑤中学生が対象となる「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会の開催（10月）
- ⑥高等学校における基礎的・基本的な学力の定着・向上に向けて研究校を指定（6校）し、生徒の学力や学習状況の把握・分析、課題の洗い出し、効果的な指導方法の研究を実施（高校生の基礎学力定着のための検討会を5月及び7月に開催）
- ⑦市町教育委員会からの要望を受け、土曜日の授業についての基本的な考え方等をまとめ、市町や学校に通知（2月、3月）
- ⑧Mie SSH（Super Science High School）（5校）を指定し、大学等と連携した講習会やセミナー、最先端技術の研究を行う施設・研究室等での研修、小学校向け理科教室を実施
- ⑨高校生科学オリンピック大会を開催（12月）
- ⑩Mie SELHi（Super English Language High School）（8校）を指定し、三重県高校生英語キャンプや高校生英語スピーチ・スキット・英作文コンテスト等高校生が英語を使う機会を提供、英語教育のリーダーシップを取れる教員を育成（三重県高校生英語キャンプを8月に実施）
- ⑪専門高校（6校）を指定し、大学や企業等との連携、高い専門技術の指導、学科間連携による共同

研究、知的財産に関する指導方法の研究を実施

- ⑫社会経済のグローバル化が進展する中、子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するための具体的な方向性を示すため、全庁で「グローバル三重教育プラン」を策定（2月）。また、三重県におけるグローバル人材の育成等に寄与することを目的に、レゴジャパン株式会社と「三重県における教育振興のための研究等に関する包括協定」を締結（2月）。
- ⑬小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続するとともに、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消
- ⑭コミュニティ・スクールを導入した学校数は55校（小学校38校、中学校15校、高等学校2校）となり、前年度より4校増加
- ⑮学校支援地域本部事業*を実施している学校数は198校（小学校133校、中学校37校、幼稚園28園）となり、前年度より54校増加
- ⑯市町教育委員会と連携し、地域の状況に応じた開かれた学校づくりを促進するため、県内4地域に設置する「開かれた学校づくり推進協議会」における協議を実施（各地域年間1回）
- ⑰コミュニティ・スクール等の実践経験を持つ退職校長、学校運営協議会委員等、開かれた学校づくりサポーターを学校の研修会等に派遣（26回）
- ⑱地域とともにある学校づくりを、指定した市町全体で推進する実践的研究をモデル的に実施し、研究の成果を他の市町に普及・啓発（研究委託1市町）
- ⑲学校関係者評価の質を高めるため、学校関係者評価研修会を実施（3会場）
- ⑳すべての県立学校で行われる学校関係者評価等に基づく改善活動に対して、組織的・継続的な支援を実施（25校）
- ㉑市町が実施する地域による学力向上の取組を支援するため、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成等を支援（年間1回）
- ㉒地域人材を活用した学習支援活動について、すべての市町での実施・定着に向け、取組成果に係る報告会等の取組を実施（10市町）
- ㉓経験年数の異なる教職員（初任者、5年・10年経験者830名）が、校種別、教科別の研修班を構成し、授業研究を通じて相互に学び合う「授業実践研修」を実施（年間4回）
- ㉔11市町の小中学校16校を重点推進校に指定し、「授業研究担当者育成研修」を実施（集合研修3回、研究協力校研修1回、実践交流会1回、学校支援は随時）
- ㉕県内4地域において、授業研究担当者を対象とした地域別研修を実施（年間2回）
- ㉖教職員の学校・学級づくりの力を向上するために中核となって取組を進める人材を養成する集合研修を実施（年間延べ9回）
- ㉗学校現場の教員や学識経験者等を委員とする「フューチャー・カリキュラム実践研究委員会」を設置・開催し、「授業改善モデル」の作成に当たっての指針を策定
- ㉘基礎的な知識・技能の定着と向上を図りつつ、思考力・判断力・表現力を育む「授業改善モデル」の作成及び実践研究の実施（教科別プロジェクトチームを設置し、協議や授業研究を9チームで計92回実施）
- ㉙中学校区を単位とする重点的に取り組む地域にスクールカウンセラーを配置し、小中学校間のスムーズな連携と教育相談体制の充実・活性化（15中学校区）
- ㉚いじめを許さない「絆」プロジェクトの事業推進校を指定するとともに、プロジェクト会議を開催（5回）し、学級満足度調査を活用した児童生徒の問題解決能力の育成を推進
- ㉛子ども支援ネットワーク*を構築し、相互が連携を密にしながらかんして学べる環境づくりを推進（11中学校区）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「みえの学力向上県民運動推進会議」を開催（8月、3月）し、県民運動について、具体的な取組の報告や今後の方向性を審議しました。今後は、審議結果を基に県民運動をより広く周知・啓発するとともに、アクションプランをもとに県民運動のさらなる充実を図る必要があります。
- ②学び場の活動の様子等を紹介する「学び場通信」の作成や、各地の学び場の資料をホームページに掲載しました。さらに、みえの学び場推進会議でコーディネーター等の研修や情報交換を行い、コーディネーター同士の連携を深めました。しかし、地域によっては学校現場に学び場の情報が浸透していないため、今後、全ての学校に学び場の活動について周知を図る必要があります。
- ③読書活動の推進については、モデル小中学校において継続的な読書指導に取り組み、学校図書館を活用した授業が推進されるなど、学校全体で効果的に学校図書館の活用機運が醸成されました。また、専門的人材の必要性が認識され、司書配置の事業化や公立図書館司書との連携など、本事業を次年度からの新たな取組の契機とした市町教育委員会がありました。一方、「ファミリー読書」の推進には、保護者へのチラシ配布や、読書教室、講演会の実施などの啓発に努めたものの、実践的取組の普及に課題が残りました。さらに、学校段階が上がるにつれて読書離れが進む傾向があることから、今後は高校生の読書機会を拡充する新たな取組が必要です。
- ④全国学力・学習状況調査結果では、小中学校の全ての教科において平均正答率が全国と比較して低く、基礎的・基本的な知識・技能の定着とそれらを活用する力に課題が見られます。また、授業の進め方や、家庭での復習など学習習慣についての課題も明らかになっています。このため、全国学力・学習状況調査の有効活用や具体的な授業改善の取組等について一層啓発を図るとともに、今後さらに、市町教育委員会等の関係機関と連携・協力して、結果の公表や説明をすることで情報を共有するなど、家庭や地域の協力を得ながら、子どもたちの学力向上に向けて取り組む必要があります。
- ⑤学力向上アドバイザーを実践推進校等へ派遣するとともに、全国学力・学習状況調査結果等を踏まえた効果的な取組の共有を進めるため、実践推進校等の教員が参加する地域別学力向上推進会議等を開催しました。その結果、「三重県教育ビジョン」の目標指標の進捗状況に関する調査では、「全国学力・学習状況調査や学校で活用している学力の到達度検査の結果等を、子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育活動の改善に生かしている」とした小中学校の割合が伸びています。〔平成 25 年度 92.7%（前年度比+5.6）〕今後は、特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対して重点的な支援を行う必要があります。
- ⑥これまでの全国学力・学習状況調査結果から、中学生になると、科学に関する興味・関心、意欲、理解度等が低下する傾向があり、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供する必要があります。
- ⑦学校、家庭、地域住民等の連携の下で、土曜日を有効に活用し、子どもたちの教育環境の充実を図る取組を一層充実する必要があることから、土曜日の授業についての基本的な考え方等をまとめ、市町や学校に示しました。今後は、県内の公立小中学校において、土曜日の授業が効果的に実施されるよう、市町教育委員会を支援していく必要があります。
- ⑧高校生の義務教育段階の学習内容も含めた基礎学力定着を図るため、研究校（6校）において生徒の学力等に係る状況把握・分析を進めるとともに、課題に対応する効果的な指導のあり方を研究しています。今後は、各研究校で研究を深めるとともに、成果を他の高等学校に普及する必要があります。
- ⑨Mie SSH 指定校（5校）では、連携する企業・大学で研修を実施するとともに、理科教室の開催など、小中学校と連携した取組を進めました。また、Mie SELHi 指定校（8校）では、それぞれのテーマに

基づく研究の実施や、小中学校との連携や公開授業等の取組を進めました。今後は、理数教育や英語教育に係る小中高が連携した教育モデルを作成するとともに、他の高等学校等に普及していく必要があります。

- ⑩若き「匠」育成プロジェクトにおいては、平成24年度からの指定校（3校）に加え、新たに3校を追加指定し、各校が定めたテーマに沿った研究に取り組んでいますが、職業教育を引き続き充実させていくためには、若手教員の技術力向上や学科間のさらなる連携が求められています。
- ⑪理数教育や職業教育の充実に努めた結果、県立伊勢高等学校が「第3回科学の甲子園全国大会」で総合優勝（3月）、県立相可高等学校が「高校生国際料理コンクール2013」で1位を獲得（9月）するなど、優れた成果を収めました。
- ⑫子どもたちがグローバル社会で主体的に活躍し、他者と共に生きていく基盤を確立するため、「グローバル三重教育プラン」に基づき、チャレンジ精神、課題解決力、日本人・三重県人としてのアイデンティティー、英語によるコミュニケーション力等の育成が必要です。
- ⑬小学校1、2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、平成25年4月1日現在、小学校1年生では89.7%、2年生では87.9%の学級が30人以下となり、中学校1年生では91.6%の学級が35人以下となりました。また、国の加配定数を活用し、引き続き小学校2年生の36人以上学級を解消しました。基本的な生活習慣や確かな学力の定着・向上を図るため、引き続き、子どもたちの実態や各学校の課題に応じた教員定数の配置に努める必要があります。
- ⑭市町教育委員会と連携し、各地域における取組状況についての情報交換や今後の推進に向けた課題の解決方策について協議を行いました。各地域における開かれた学校づくりの推進を図るためには、今後も、地域別の「開かれた学校づくり推進協議会」を開催し、課題の解決に取り組む必要があります。また、学校や保護者に対してコミュニティ・スクールについての理解を深め、今後更にコミュニティ・スクールの導入が図られるよう働きかけを継続していく必要があります。
- ⑮開かれた学校づくりサポーターを学校や教育委員会等に派遣し、開かれた学校づくりの推進に向けた助言を行いました。今後は、サポーターのさらなる活用に向けて各市町教育委員会に働きかけていく必要があります。
- ⑯多くの学校で、学校関係者評価委員会が開催されています。また、県立学校が地域の関係者とともに進める改善活動に対する財政的支援を行いました。引き続き、各学校における学校関係者評価を活用した学校運営や教育活動の取組を支援する必要があります。
- ⑰学校関係者評価研修会を実施し、学校関係者や教職員の学校関係者評価についての理解を深めました。より多くの学校関係者や教職員の理解を深め、各校の学校関係者評価の質を高めるよう、今後も継続的に研修を実施する必要があります。
- ⑱地域人材を活用した学習支援活動を先進的に行っている市町の取組について、情報共有を図りました。今後は、土曜日や放課後等に地域人材を活用した学習支援活動の促進を図るとともに、仕組みづくりが十分ではない地域に対し、働きかけを継続していくことが必要です。
- ⑲「授業実践研修」をとおして、若手教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけることができました。今後は、若手教員が相互に学び合いながら、実践的指導力を高めることができるよう、研修内容の充実を図るとともに、研修を体系的に実施していく必要があります。
- ⑳「授業研究担当者育成研修」をとおして、重点推進校における校内研修の改善や活性化を図ることができました。より教員一人ひとりの授業改善につながるよう、外部講師の活用など学校支援の充実を図るとともに、県内全ての市町に重点推進校を広げていく必要があります。
- ㉑学校・学級づくりのための中核的な人材養成講座において、アクションプランの作成（演習）をと

おして、組織マネジメントの基礎的な知識・スキルの向上を図りました。今後は、受講者の企画立案力や実行力がより向上するよう、受講者を支援する必要があります。また、研修内容と受講者の所属校での実践がよりつながるよう、研修プログラムの充実を図る必要があります。

- ②平成 25 年度は「授業改善モデル」(指導案)を作成し、授業改善を進めてきました。今後、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の育成に向け、授業や家庭学習等で活用できる教科別・学年別の領域ごとの「ワークシート」の作成を進める必要があります。
- ③学級満足度調査を用いて児童生徒の実態把握を行い、児童生徒自身の課題解決能力を高める取組を積み重ね、その情報をプロジェクト会議等で県全体に共有することで、学級の満足群が増加し、いじめの未然防止に関して一定の成果が見られました。特に、人間関係づくりのための取組として、エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、ピア・サポート等を取り入れたところ、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることが、未然防止に効果的であることがわかりました。一方、学習意欲に課題が見られるため、わかる授業をめざし、学級の実態を把握したうえでの授業改善に取り組む必要があります。
- ④県内 15 中学校区(中学校 15 校、小学校 45 校、計 60 校)において、校区ごとに同一のスクールカウンセラーを配置し、小学校から中学校への途切れない支援を行うことで、それぞれの学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図ることができました。一方、中学校区への配当時間数の弾力的、効果的な活用を進めていますが、小学校でのスクールカウンセラーの活用が進むにつれて、時間数の確保が難しくなっています。
- ⑤11 中学校区の子ども支援ネットワークが「保幼小中親子学習会」、「大学・職業体験」等、教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動に取り組み、学習や学校生活への意欲を高めることができました。今後は、指定中学校区以外にもその成果を広げていくことが必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①少人数教育も大切だが、少人数のクラスであっても学力に幅があると対応に苦慮する。学力向上のためには、指導方法を工夫した習熟度別で授業が行えるようにすることも効果があると考えます。
- ②学校と地域の連携を進めている中で、地域住民からの要望に学校側が対応できないことが多い。要望に応じていくことで連携が進んでいくことも考えられるので、継続的に対応できる体制を構築することが必要である。
- ③国や地域の歴史や文化など、語る中身がなければどれだけ英語が話せたとしてもグローバル人材とは言えない。グローバル人材像をより明確にし、事業を進めてもらいたい。
- ④「わかる」感覚を味わえば、勉強は楽しくなる。英語教育においても、児童生徒が楽しめる雰囲気を作っていくことが重要だと考える。
- ⑤県立新博物館について、学校教育の中に取り込んでもらい、しっかりと活用してもらいたい。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①みえの学力向上県民運動のさらなる浸透を図るため、「フォローアップイベント」を開催するほか、広報の充実やホームページの活用・充実等を進めます。また家庭における取組を推進するため、チェックシートが活用されるよう、関係団体と連携して取り組みます。
- ②子どもに、自己肯定感を醸成し、学ぶことへの意欲を引き出すために、みえの学び場推進会議での優良事例の発表等や、コーディネーター間の情報交換の充実を図り、学び場の活動を促進します。また、県内小中学校に「学び場通信」を配布し、学校現場に学び場での活動の周知を行います。

- ③学校における読書活動の推進に向けて、学校全体で効果的に学校図書館が活用されるよう、適切な進捗管理を行います。「ファミリー読書」における実践的取組の普及などの充実を図ります。また、小中学校図書館の人的体制が充実するよう引き続き働きかけを行います。さらに、高校生の「思考力・判断力・表現力等」を育成するため、県立高等学校へビブリオバトル（書評合戦）を普及させ、大学や企業等と連携した大会を開催するなど、高校生の読書活動を推進します。
- ④全国学力・学習状況調査を活用した学力の定着状況の検証（小6・中3）に加え、対象学年以外（小5・中2等）における調査問題の実施を通じて、学校全体での授業改善を促進します。また、全国学力・学習状況調査結果に係る公表のためのモデル様式の作成等に取り組み、市町教育委員会や学校における保護者や地域への主体的な公表・説明の促進を図るとともに、すべての教員が改善方策や計画の策定に携わることにより、各学校において、授業改善が着実に実践され、学力向上に向けて組織的に取り組む体制の確立を図ります。特に課題を抱える市町教育委員会や学校に対しては、学力向上アドバイザーや指導主事の派遣などの重点的な支援を行います。
- ⑤基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の定着状況を児童生徒及び教員が確認できる「ワークシート」の作成・活用や、「授業改善モデル」（平成25年度作成）の普及を図ります。また、学期ごとに児童生徒の学習状況をきめ細かく把握できる「みえスタディ・チェック」を実施し、教員が授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげ、児童生徒が目標を持って意欲的に学習に取り組めるようにします。これらの取組を通じて、児童生徒の活用力や応用力等を重視した学力の質の向上を図ります。
- ⑥科学好きの裾野を広げるとともに、未知の分野に挑戦する探求心や創造性に優れた人材を育成するため、中学生が対象となる「科学の甲子園ジュニア」三重県予選大会を開催します。
- ⑦高校生の学力定着を図るため、研究校における研究実践結果の分析を踏まえ、進路指導と関連付けた効果的な指導のあり方を検討し、その指導実践例の県内高等学校への共有を図ります。
- ⑧土曜日の授業について、各市町における取組状況等を把握するとともに成果や課題を収集しながら、県教育委員会が示した基本的な考え方等に基づき、土曜日の効果的な活用について支援していきます。
- ⑨高等学校における理数教育、英語教育の充実を図るため、Mie SSH や Mie SELHi 指定校で、研究実践を進めるほか、小中高等学校の連携教育モデルを作成し、その成果を県内に普及します。
- ⑩若き「匠」育成プロジェクトにおける指定校を Mie SPH (Super Professional High School) と称し、職業教育の充実を図るため、学科間連携による商品開発、知的財産等に関する手引書の作成、若手教員の技術力向上へ向けた研修を進めます。
- ⑪「グローバル三重教育プラン」に基づき、将来のグローバルリーダーとして主体的に行動する力の育成や英語コミュニケーション力の向上を図るため、小学校段階からの英語教育の充実や英語使用環境の創出等に取り組むとともに、高等学校においては、大学・産業界と連携したテーマ別ワークショップ等の実施、留学促進、英語キャンプの開催、SGH (Super Global High School) 指定校における教育課程の研究開発・実践、ICT機器を活用した双方向授業の研究などの取組を進めます。また、中学校・高等学校英語教員の英語指導力や、小学校外国語活動担当教員の外国語活動指導力を向上させるため、教職員研修を実施します。さらに、レゴ社との包括協定に基づき、効果的な学習指導方法及び教材の研究・開発に取り組みます。
- ⑫少人数学級と少人数授業との両面による、きめ細かな少人数教育を継続するとともに、多人数となる学級の実態を踏まえた教員定数の配置に努めます。少人数教育をより推進するため、小学校2年生以降の学級編制標準の引き下げについて、引き続き国に要望します。
- ⑬学校や保護者に対してコミュニティ・スクールについての理解を深め、今後更にコミュニティ・ス

クールの導入が図られるよう働きかけを行うなど、開かれた学校づくりを推進するため、市町と連携して、開かれた学校づくり推進協議会を開催し、それぞれが抱える課題の解決に向けて取り組みます。

- ⑭学校や地域の状況に応じた開かれた学校づくりを支援するため、学校や教育委員会等に、開かれた学校づくりサポーターを派遣し、適切な助言等を行います。
- ⑮各県立学校の改善活動が、地域や他校種との協創活動として有効なものとなるよう、助言するとともに、優れた取組や成果を県立学校に還流します。
- ⑯より多くの学校関係者や教職員が、学校関係者評価の目的や実施内容について理解を深め、各校の学校関係者評価が効果的に実施され、学校経営に生かされるよう、学校関係者評価研修会の内容の充実を図ります。
- ⑰土曜日や放課後等に地域人材を活用した学習支援活動がさらに多くの学校で取組まれるよう、開かれた学校づくりの推進に向けた啓発を進めるとともに、学校と地域住民等をつなぐコーディネーターの育成など、地域の教育力の活用に向けた支援を進めます。
- ⑱若手教員の教育課題に応じた複数年にわたる学びの機会を設定し、実践的指導力の向上を図ります。
- ⑲「授業実践研修」をより効果的に実施するため、経験に応じて求められる力を明らかにし、研修内容の充実を図ります。
- ⑳学校の組織的な取組により教職員の授業力向上を図るため、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、引き続き、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施し、県内の学校に研修成果を普及します。
- ㉑学校・学級づくりのための中核的な人材を養成するために、受講者の企画立案力や実行力がより向上するよう、研修プログラムの改善を図ります。
- ㉒基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれを活用する力の定着状況を児童生徒及び教員が確認できる「ワークシート」の作成・活用を進めるとともに、「授業改善モデル」（平成25年度作成）の普及を図ります。
- ㉓いじめの未然防止には、学校いじめ防止基本方針に基づき学校全体で組織的に取り組む必要があることから、各学校が児童生徒の実態把握に取り組み、課題解決のために、調査・計画、実践、評価、改善のサイクルの構築を更に進めていくよう支援していきます。また、学期に1回程度の児童生徒へのアンケート調査を引き続き実施します。
- ㉔教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーの増員を図りつつ、事案の内容に応じて中学校区の配置時間数を調整したりするなど、より効果的な運用を図ります。また、スクールカウンセラーと他の専門職員（スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員等）がそれぞれの専門性を活かし、連携してチームで対応する体制を構築し、より効果の高い支援を進めます。
- ㉕新たに10中学校区に子ども支援ネットワークを構築し、学校・家庭・地域が連携を密にしながら教育的に不利な環境のもとにある子どもを支援する活動を行います。さらに市町教育委員会と連携し、指定中学校区の優れた取組をもとに他中学校区における子ども支援ネットワークの普及を図ります。

新しい豊かさ協創2 夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

【主担当部局：地域連携部スポーツ推進局】

プロジェクトの目標

地域のスポーツ活動が活性化し、スポーツを通じて産業や観光の振興が図られるとともに、本県の選手がオリンピックやパラリンピックなどの国際大会や国民体育大会などで一層活躍し、県民の皆さんが、その姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで、地域の一体感が醸成され、活力に満ちた元気な三重となっています。

そのため、4年後には、スポーツを地域経済の発展等につなげる市町の取組が推進され、また、次代を担うジュニア競技者の育成や、障がい者スポーツの充実などによって、県民の皆さんのスポーツへの関心が高まっています。

評価結果をふまえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標及び4つの実践取組のいずれも目標値を達成することができたため、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県内スポーツ大会・イベントの参加者数	/	187,410人	192,417人	1.00	202,700人	202,700人
	182,509人	240,989人	222,169人		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県、市町が主体となって実施するスポーツ大会・スポーツイベントの参加者数
26年度目標値の考え方	平成25年度の実績値が平成27年度の目標を達成できたため、平成27年度の目標値と同数を目指して設定しました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1「スポーツによる地域の活性化」に挑戦します！	「スポーツボランティアバンク」の登録人数	/	250人	400人	1.00	550人	600人
		—	95人	523人		/	/
	スポーツによる地域経済の活性化に取り組む市町数（累計）	/	2市町	4市町	1.00	6市町	8市町
		—	2市町	4市町		/	/

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
2「みえのスポーツを支える人づくり」に挑戦します！	強化指定する高校運動部活動数	/	6部	10部	1.00	20部	20部
		—	8部	21部		/	/
	県障がい者スポーツ大会参加者数	/	1,450人	1,500人	1.00	1,550人	1,600人
		1,373人	1,300人	1,501人		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	49	49	61	/

平成 25 年度の取組概要

- ①スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、「みえのスポーツ・まちづくり会議」を2回開催（7月23日、12月14日）し、幅広い分野の方から意見を聴取
- ②「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者拡大のための普及啓発（登録者数523名）や登録者への講習会・研修会を開催するとともに、市町等が開催するスポーツイベント等へ派遣（延べ187人）
- ③スポーツを地域の経済や観光の振興につなげるため、スポーツコミッションの推進に向けた市町の取組に対して支援（鳥羽市、志摩市、菰野町、紀北町）
- ④市町等が開催する大会やスポーツイベント等へメディカルサポート（スポーツ医科学に関する支援）の実施（亀山市、名張市、志摩市、菰野町）
- ⑤市町が開催するスポーツ教室やイベント等への県内トップチームの派遣（亀山市、津市、名張市、志摩市、菰野町）
- ⑥競技経験の少ない小中学生を対象とした競技者の発掘・育成（6競技）
- ⑦中学校及び高等学校運動部の指導者の資質向上のため、指導者研修会の開催（高等学校20名、中学校7名を指定）及びみえスポーツアドバイザーの派遣（月16回派遣）
- ⑧中学校及び高等学校の運動部活動の充実を図るため、外部指導者の活用（中学校100名、高等学校70名）やスポーツ特別選考による教員採用（3競技（ホッケー、アーチェリー、ヨット）等による指導者の確保
- ⑨高等学校運動部の強化指定による高等学校運動部活動の支援（15校21部）
- ⑩障がい者スポーツ普及のため、新たな障がい者スポーツ競技団体結成を支援（1団体結成）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「みえのスポーツ応援隊（スポーツボランティアバンク）」の登録者数が目標の400人を上回る523名となりました。今後は、登録者の確保に加えて、資質向上にも努め、スポーツを支える人材の育成と活用の拡大を図っていく必要があります。
- ②みえのスポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）については、未実施市町への働きかけを行い、取組市町の拡充を図っていく必要があります。
- ③ジュニア選手の育成のため、ウェイトリフティング、なぎなた、ヨット、カヌー、山岳（クライミング）、水球の6競技団体において、ジュニア発掘に取り組み、新たな参加者を確保できました。一方で、将来国内外で活躍できるようなトップジュニア選手のさらなる競技力向上に向けた取組を

図る必要があります。

- ④各競技団体の指導者や強化担当者、ジュニア選手や中学校及び高等学校運動部の指導者を対象に研修会を開催し、指導者のニーズに応じた指導技術やメンタルトレーニング、コンディショニングの方法など多様な指導技術を提供できました。本県の競技力向上を図るうえで、引き続き、指導者の資質向上に取り組む必要があります。
- ⑤高校運動部強化指定事業については、全国トップレベルにある運動部及び女子に特化した運動部を強化指定し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。今後は、強化指定の対象範囲や支援内容など制度の拡充を検討していく必要があります。
- ⑥平成 33 年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向けて、競技団体の育成に取り組み、1 競技団体が結成されました。今後、残る競技団体の結成を図るとともに、平成 24、25 年度に結成した競技団体を含め、既存の障がい者スポーツ競技団体の強化や障害者スポーツ指導員の育成が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①スポーツ合宿で誘致した方を、リピーターとして熊野古道などの観光で再度訪れてくれるような取組を進めることで、交流人口が増加し、地域の活性化につながっている。
- ②オリンピックの事前キャンプ地誘致も、スポーツによる地域の活性化には有効である。インターハイ、オリンピック、国体を迎えるにあたって、スポーツを「みる人」「支える人」の養成が重要であり、今後の三重県のスポーツ文化の醸成に関わってくる。
- ③県高体連の調査によると、高校で運動部に所属していない生徒の割合が、男子よりも女子のほうが高くなっているが、その理由として「体力に自信がない」という理由が多数となっており、幼少期の体力づくりが重要になる。
- ④学校の運動部活動は、指導者に惹かれて入部する事例が多いように聞いているので、子どもたちを惹きつける力量のある指導者の確保が大事である。
- ⑤スポーツとは関わりのない人に訴えかける仕掛けが必要であり、ケーブルテレビやテレビなどを通して、アスリートの活動実態について幅広く紹介していくべきである。
- ⑥ボランティアなどで、幅広い人が障がい者スポーツに関われるようになるのが理想である。
- ⑦障がい者スポーツの指導は、健常者スポーツの指導者であっても、有益な指導をいただける場合があることから、障がい者スポーツの指導者を幅広く確保する必要がある。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①「みえのスポーツ応援隊」のさらなる加入促進と登録者の資質向上に取り組むとともに、活躍の機会の拡大を図っていきます。
- ②スポーツ地域づくり推進事業（スポーツコミッション事業、トップチーム派遣事業、メディカルサポート活用事業）について、未実施の市町での事業実施を働きかけ、スポーツを通じた地域の活性化を推進していきます。
- ③各競技団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成を計画的に進めるとともに、新たに中学校運動部の強化指定を行います。あわせて、国内外で活躍できるトップジュニア選手の育成のために、トップアスリート応援募金を活用して個々の活動を支援します。
- ④アスレティックトレーナー等を派遣する競技団体を拡充するとともに、指導者のニーズに応じた研修会を計画的に開催するなど指導者の資質向上に取り組めます。また、新たに、全国トップアスリ

ートを指導者として配置するとともに、オリンピック選手や国内外で活躍する優秀な指導者を競技団体等へ派遣します。

- ⑤高等学校運動部の強化指定については、これまでの指定に加え、新たに、今後の活躍が期待できる運動部も強化指定の対象とするなど、高等学校運動部の強化指定を拡充していきます。
- ⑥中学校や高等学校の運動部活動の充実を図るため、外部指導者の有効活用やスポーツ特別選考による教員採用等を進めていきます。
- ⑦引き続き、全国障害者スポーツ大会の競技団体の結成に努めるとともに、平成 24、25 年度に結成した競技団体を含め、県内全域で活動する障がい者スポーツ競技団体の活動支援や、中級障害者スポーツ指導員養成のための講習会を実施し、競技スポーツの充実を図ります。

新しい豊かさ協創3

スマートライフ推進協創プロジェクト

【主担当部局：雇用経済部】

プロジェクトの目標

二歩先を見据えて、環境・エネルギー関連分野の技術の活用やエネルギーの効率的な利用を図りながら、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、4年後には、環境負荷を減らしながら、県民の皆さんが豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換が進んでいます。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標を達成するとともに、全ての実践取組において目標値を達成していることから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県民の皆さんや企業をはじめとしたさまざまな主体が連携して取り組むプロジェクト数(累計)	/	7件	13件	1.00	19件	25件
	—	7件	16件		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	「みえグリーンイノベーション構想」*などの中で取り組むプロジェクト数
26年度目標値の考え方	平成24年度の実績値及び平成25年度の目標値を踏まえ、平成26年度も引き続き同程度(6件)のプロジェクト創出をめざすための目標値を設定しました。

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標達成 状況
1 「環境・エネルギー関連産業の集積と育成」に挑戦します!	クリーンエネルギー関連に取り組む企業のネットワーク化	/	20社	20社	1.00	20社
	自動車の軽量化・省エネ化に取り組む企業の支援(累計)	—	113社	43社		/
2 「地域資源を生かした安全で安心な新エネルギーの導入」に挑戦します!	大規模な新エネルギー施設の導入	/	1施設	1施設	1.00	1施設
		—	1施設	2施設		/

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
3 「県民の皆さん や企業と取り組む 省エネをはじめと した地域づくりの 推進」に挑戦しま す！	協議会での検 討・取組数	/	5件	5件	1.00	5件	5件
		—	5件	7件		/	/
	企業の省エネ ギーにつながる 取組促進	/	5社	5社	1.00	5社	5社
		—	3社	8社		/	/

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	85	169	260	/

平成 25 年度の取組概要

- ①企業・大学・経済団体・市町等産学官で構成する「みえスマートライフ推進協議会」を核として、環境・エネルギー関連産業の育成及び集積を目的とした「グリーンイノベーション推進部会」、地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした「新エネルギー導入部会」、環境・エネルギー技術の活用によるまちづくりを目的とした「地域モデル検討部会」の3部会を設けて、研究会やプロジェクトを運営して具体的な取組を推進
- ②「エネルギー関連技術研究会」において、4つの分科会（燃料電池、太陽エネルギー、二次電池、省エネ・システム）を開催するとともに、県内中小企業と工業研究所が燃料電池や太陽電池等にかかる創エネ・省エネに関する共同研究開発を実施
- ③再エネ・省エネ技術を活用した新たな商品やビジネスを創出するため、環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」の採択を受け、県内企業に対してシーズ・ニーズ調査を実施して、低炭素社会の実現につながる商品開発の方向性を検討
- ④バイオリファイナリー*、バイオケミカル分野での産業創生をめざし、四日市コンビナート企業などと「みえバイオリファイナリー研究会」を設立するとともに、国内外のバイオマス資源の賦存量やバイオリファイナリーに関する技術等の調査やセミナーなどを実施（平成 25 年 5 月 27 日研究会設立）
- ⑤企業や大学等が主体となった「未利用柑橘類を活用したバイオ燃料生産技術開発（熊野地域）」、「未利用工場排熱の農業生産システムへの展開事業（松阪市）」及び「固体水素源型燃料電池を用いた充電機能付き非常用電源の開発と実証実験（熊野市、鳥羽市）」のプロジェクトを構築
- ⑥自動車の共通課題である軽量化・省エネ化を背景にして、自動車の軽量化等に向けた研究会を昨年度に引き続き開催（開催実績：金属材料研究会（2回開催、22社）、複合プラスチック研究会（2回開催、51社）、接合・複合技術研究会（3回開催、58社）、CAE活用研究会（3回、73社）、電装・電動部品研究会（1回、4社）計11回 延べ208社の参加）
- ⑦平成 25 年 2 月 21 日に設置した「三重県・北海道」産業連携推進会議のもと、三重県のものづくり技術と北海道の未利用資源を含む地域資源を、県域を越えた人と人、モノがつながることにより、新たなビジネスの創出、地域経済の活性化をめざす取組を推進
- ⑧「メガソーラー*地域活性化研究会」を開催し、木曾岬干拓地メガソーラーの整備を周辺地域の産業

振興などに結びつけるため、事業者や関係市町等と協議

- ⑨「メタンハイドレート*地域活性化研究会」を開催し、メタンハイドレートに関する、国や（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を、市町や経済団体等と情報共有するとともに、将来的に地域活性化につながる取組方策を検討
- ⑩市町や地域コミュニティ単位で取り組む新エネルギーを活用したまちづくり・地域づくりを促進するため、バイオマス活用推進計画策定への支援や、家庭・事業者の木質バイオマス熱利用など新エネルギー設備の導入を支援
- ⑪メガソーラー事業に関する相談を実施、また、メガソーラーの整備とともに行う環境教育や防災対策などの地域貢献策を支援
- ⑫「三重県木質バイオマスエネルギー利用推進協議会」を活用した関係者間の連携強化、木質チップ原料を供給する事業者の収集・運搬機械等の導入を支援（5事業体）
- ⑬農業用水を活用した小水力発電施設の導入に向けた中勢用水地区における実施設計を策定するとともに、小水力発電の普及に向けた地域の小水力発電量の賦存量調査、市町及び水路管理者への情報提供や説明会の実施
- ⑭桑名市の「陽だまりの丘」をフィールドに、地域の安全・安心、子育て環境等の課題に対応するため、電気自動車（EV）等のシェア事業、住居等へのHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）導入等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑮熊野市をフィールドに、地域産業の振興、雇用の場の創出等の課題に対応するため、電気自動車（EV）等の観光周遊手段としての活用や木質バイオマスの地産地消システム等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑯鳥羽市の離島（答志島）をフィールドに、地域の安全・安心や観光振興等の課題に対応するため、島内の周遊性向上を図る超小型電動車両や災害時に利用可能な太陽光発電等の導入等、環境・エネルギー技術を活用したモデル提案を地元関係者と協議
- ⑰ICT*を活用して、住民・観光客の満足度向上や産業振興、地域活性化につなげていくため、「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」を設立し、新たなビジネスモデル・社会モデルを検討（平成25年7月17日設立、37社・団体が参画）
- ⑱低炭素なまちづくりを進めるため、伊勢市における電気自動車（EV）等を活用した低炭素社会モデル事業において、平成24年度に策定した協議会の取組や各主体の役割等を定めた行動計画（おかげさまAction）に基づき、小型電気自動車の導入等、その環境整備の実施

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「エネルギー関連技術研究会」の参加者の増加を図るとともに、県内中小企業と工業研究所が環境・エネルギーに関する共同研究開発に取り組み、県内企業の環境・エネルギー関連分野への展開を促進しました。今後、オープンイノベーション*を推進・加速させ、さらなる創エネ、蓄エネ、省エネに関するプロジェクトの形成を図るため、産学官のネットワークを拡充し、研究開発を促進していく必要があります。
- ②環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」によるニーズとシーズのマッチングの取組を、低炭素化に資する商品化やビジネス化に結びつけていくことが必要です。
- ③「みえバイオリファイナリー研究会」を設立し、セミナーでの議論を通じて、県内企業や大学等とのネットワークを構築し、研究開発プロジェクト化に向けた検討や情報交換を行いました。今後は、本県の強みである資源の種類・量・転換技術等のポテンシャルを生かしたバイオマスのマテリアル

利用やエネルギー利用等、新たな連携テーマについて、企業や大学などが役割分担をしながら技術開発を進めるためのアクションプランを明らかにすることや、新たなプレーヤーを呼び込むことが必要です。

- ④未利用柑橘類を活用したバイオ燃料生産技術開発等、企業等が主体となったプロジェクトを国等の支援を受けて構築し、新たな環境・エネルギー分野における取組の育成を図りました。今後とも、このようなプロジェクトを産学官が連携して構築できるよう国等の支援等の活用や「みえスマートライフ推進協議会」のネットワークの活用を通じて支援していくことが必要です。
- ⑤自動車の軽量化について、金属材料等の5テーマについて研究会を計11回開催し、延べ208社292名の参加につながりました。このうち、8社が研究会活動をきっかけとして、新たな取組にチャレンジしました（金属材料研究会からアルミ溶湯清浄化に取り組む企業3社、CAE活用研究会から構造解析に取り組む企業6社（重複1社））。今後、本事業で培われたネットワークを生かし、多様な分野の県内ものづくり中小企業に共通する基盤技術の高度化を図る等、さらに発展的な取組につなげていくことが必要です。
- ⑥三重県・北海道の産業連携について、札幌市での「ものづくりテクノフェア2013」及び本県での「リーディング産業展」等の情報発信の機会を活用し、三重のものづくり中小企業が持つ技術を活用した新製品の開発や、両地域の農畜産品のコラボレーションによる商品開発など企業間連携による取組事例を紹介するとともに、参画メンバーの交流・連携を図りました。民間での連携が進む中で、新商品につながる取組も出てきています。今後、両地域の一層のコラボレーションを促進するため、新たなプロジェクトの創出をめざすネットワークの拡充や、販路開拓等の取組での連携のあり方も検討していく必要があります。
- ⑦木曾岬干拓地メガソーラーについて、5月に地元特別目的会社（木曾岬メガソーラー株式会社）が設立され、平成27年1月の運転開始をめざして工事が進められています。今後も、メガソーラー等の新エネルギー導入を産業振興など周辺地域の活性化に結びつけられるよう「メガソーラー地域活性化研究会」において検討していくことが必要です。
- ⑧メタンハイドレートについて、国や（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の調査研究の動向を注視するとともに、エネルギー関連企業のニーズを把握し、漁業との共生や環境・エネルギー関連産業の創出など地域経済への波及効果が高まるような取組を「メタンハイドレート地域活性化研究会」において検討していくことが必要です。
- ⑨地域資源や地域特性を生かした太陽光発電や木質バイオマス利用等、新エネルギーの導入は着実に進んでいます。今後、さらなる普及を促進するには、市町や企業等と連携し、環境教育や防災対策等、特色あるまちづくり・地域づくりの観点で取り組むことが必要です。
- ⑩木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行う等、木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組みました。今後も、さらに関係者間の連携を強化するとともに、供給事業者に対する支援を通じて木質バイオマスの安定供給体制を構築することが必要です。
- ⑪農業用水を活用した小水力発電について、中勢用水地区において小水力発電施設整備のための実施設計や、小水力発電量の賦存量調査及び情報提供等を行いました。施設整備に向け、引き続き関係機関との具体的な協議や諸手続き並びに小水力発電の導入に向けたさらなる普及啓発が必要です。
- ⑫桑名市の「陽だまりの丘」では、桑名市と大手ハウスメーカーが、まち全体のネットゼロエネルギー化、HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）や超小型電動モビリティのシェアシステム導入等、スマートタウンの整備に係る基本協定を締結しました。また、熊野市では、新鹿小中学校周辺の農業用水路で、持ち運び可能なマイクロ水力発電装置の商品開発に向けた課題抽出をねらいとした実証試験を開始するとともに、未利用木質バイオマスの地産地消型熱利用検討分

科会を設置し、プロジェクト化に向けた検討を開始しました。さらに、鳥羽市（答志島）及び熊野市では、企業、大学等が新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）から採択を受けた「固体水素源型燃料電池を用いた充電機能付き非常用電源の開発と実証実験」と連携し、小型燃料電池を活用した非常用電源確保のユーザーニーズの把握等、製品開発に向けた調査を進めました。引き続き、桑名、熊野、鳥羽の3つの地域モデル検討会では、産学官民参加による分科会を設置・運営し、課題・制約条件等を整理するとともに、地域ニーズをビジネスへ展開しようとする積極的な企業の参加を促進し、プロジェクト化を進めていくことが必要です。

- ⑬7月に設立した「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」について、37社の企業、団体等が参画し、キックオフセミナーを開催するとともに、ICT・ビッグデータ*を活用して産業活性化をめざすネットワークづくりを行いました。また、協議会の方向性を議論する運営委員会を3回開催し、具体的なテーマ（観光、健康、共通基盤）ごとにワーキンググループを設置し、新たなビジネスモデル構築の検討を行いました。今後、取組を推進していくためには、アグリ（農業関連）等新たなワーキンググループ設置の検討に加え、積極的な企業や県内自治体の協議会への参加促進を促す必要があるとともに、行政が保有する情報のオープンデータ化に取り組むことが必要です。
- ⑭低炭素なまちづくりを進めていくためには、電気自動車（EV）等で走れるインフラ整備（充電施設の設置）が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①桑名市のスマートタウンの整備や熊野市のマイクロ水力発電の実証試験等、いくつかプロジェクト化されてきている。平成26年度に向けてさらに取組を推進してほしい。
- ②サイエンスやテクノロジーの力を借りながら、心のエコロジーと呼ばれる時代に向けて、日本人の心のよりどころとなる伊勢神宮を有する本県ならではの、ハードが中心ではなく、人の創造力や五感を大事にした人が中心となるスマートライフの構想を進めてほしい。
- ③防災施設・避難施設における再エネ・蓄エネの整備を契機として産業振興につなげていくといいのではないかと。
- ④地域住民の参画を促進するため、地域住民にとって、どのような利点があるのか等、昨年度実施した住民アンケート結果のほか、検討会の取り組み方向をフィードバックすべきではないかと。
- ⑤三重県のスマートライフの取組について、他県との連携・意見交換等を通じて、先進性のある取組をさらにブラッシュアップしてより良い三重発のビジネスモデルを提案すべきではないかと。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①企業の環境・エネルギー関連分野への展開促進について、「エネルギー関連技術研究会」において、引き続き4つの分科会を運営し、ネットワークの拡充を図るとともに共同研究に向けた技術支援やモデルプロジェクトの構築等、企業ニーズに沿った研究開発を促進していきます。
- ②引き続き、環境省の「地域の技術シーズを活用した再エネ・省エネ対策フィージビリティ調査」により、ニーズとシーズをマッチングしたテーマについて事業化に向けた課題抽出等に取り組み、環境・エネルギー関連産業の育成につなげます。
- ③「みえバイオリファイナリー研究会」において、県内外から新たなプレーヤーを呼び込むため、バイオリファイナリーの動向を把握するとともに、産学官が役割分担をしながら技術開発を進めるため、基礎研究・モデルプラント実証試験など、フェーズごとに重要な課題を調査分析し、研究開発プロジェクト化の目標達成に向けたロードマップを作成します。

- ④未利用柑橘類を活用したバイオ燃料生産技術開発等のプロジェクトの着実な推進を図るとともに、「みえスマートライフ推進協議会」を核に、オープンイノベーションを推進・加速させ、さらなるプロジェクト化を形成するため、産学官のネットワークを拡充していきます。また、現在支援している各プロジェクトにおいて、ビジネスモデルとして実現化をめざすとともに、関連する新たな製品開発に向け、県内ものづくり企業間での連携を促進していきます。
- ⑤自動車の軽量化に向けた研究会について、平成 25 年度後半から国（厚生労働省）の補助事業を活用した「戦略産業雇用創造プロジェクト」がスタートしたことから、平成 26 年度は、これまでに培われたネットワークを戦略産業雇用創造プロジェクトのメニューを通じて発展させていきます。
- ⑥三重県・北海道の産業連携について、十勝ラウンドでの取組の検証を行うなかで、地域の課題解決につながるプロジェクトの創出を支援するとともに、「リーディング産業展」への出展を通じ新たに参画を希望する県内の事業者も出てきていることから、今後も情報発信の機会を積極的に活用し、企業間の交流・連携を推進していきます。北海道庁等関係者と取組の方向性による連携のあり方や他の地域ラウンドへの拡大をはじめ、販路開拓などの取組についても検討していきます。
- ⑦メガソーラーの整備を契機として産業振興などを周辺地域の活性化に結びつけるため、「メガソーラー地域活性化研究会」において、事業者や市町等と連携しながら取り組みます。
- ⑧次世代のエネルギー資源として開発が期待されるメタンハイドレートに関しては、「メタンハイドレート地域活性化研究会」において、その実用化に向けた技術開発に関する最新情報の把握に努めるとともに、将来的にエネルギー関連産業の誘致等、地域の活性化に結びつけられる取組方策について検討します。
- ⑨市町と連携した新エネルギーを活用したまちづくりの取組や家庭・事業者の木質バイオマス熱利用などの新エネルギー設備導入への支援をはじめ、メガソーラー等を活用した地域貢献策への支援を通じ、新エネルギーの導入を促進します。
- ⑩平成 26 年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行う等、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりに取り組みます。
- ⑪農業用水を活用した小水力発電について、中勢用水地区において、実施設計に基づき発電施設の整備に着手します。また、農業用水における発電量の賦存量調査結果をもとに、小水力発電の導入に向けた普及啓発に取り組みます。
- ⑫桑名市・熊野市・鳥羽市（答志島）のプロジェクト検討会を引き続き運営するとともに、テーマごとに分科会を設置・運営し、さまざまなステークホルダーの参加促進を図りながら、国等の支援策を活用しつつ、プロジェクト化に向けて取組を進めます。
- ⑬企業や県内自治体に対し、みえ ICT を活用した産業活性化推進協議会への参画促進を図るとともに、県庁内で保有する行政情報のオープンデータ化に向けた検討を行います。また、ワーキンググループで検討したビジネスモデルの実証試験に取り組みます。さらにアグリ関連では、農地や植物工場にセンサを配置した農作物の栽培や、農業経営等に係る各種データを集積するプラットフォームの構築など、地域に賦存するデータの集積を活用した農業ビジネス創出の検討に取り組みます。
- ⑭電気自動車（EV）等を活用した低炭素なまちづくりを行うため、さらに、電気自動車（EV）等の導入を図るとともに、大規模集客施設や宿泊施設を中心に充電施設の普及を行います。

新しい豊かさ協創4

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

【主担当部局：雇用経済部 観光・国際局】

プロジェクトの目標

三重県観光の「予感」(三重へ行ってみたい)・「体感」(三重で旅行を満喫)・「実感」(三重は楽しかった、また行きたい)のサイクルが築かれ、観光産業が本県の経済をけん引する産業の一つとして確立されています。そのため、観光旅行者の多様なニーズに対応するさまざまな観光振興の取組を、県民の皆さん、市町、観光事業者、観光関係団体等と連携して進めます。4年後には、観光の基盤づくりが進み、観光旅行者の満足度が向上し、式年遷宮*後も観光入込客数が持続的に確保されています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標は達成しました。実践取組についても、5項目中4項目で目標を達成したことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
-----	----------------	------	--

【*進展度：A(進んだ)、B(ある程度進んだ)、C(あまり進まなかった)、D(進まなかった)】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
観光レクリエーション入込客数	/	3,650万人	4,000万人	1.00	4,000万人	4,000万人
	3,565万人	3,787万人	4,080万人		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	1年間に観光レクリエーション等の目的で県内の観光地を訪れた人数について、全国観光統計基準に基づき集計した推計値
26年度目標値の考え方	遷宮効果により、誘客が順調に進んでいることから、最終目標値4,000万人を前倒しし、高い水準での維持を図っていくこととします。

実践取組の目標

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
		目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
1「さまざまな主体との連携による観光PR・誘客」に挑戦します!	延べ宿泊者数	/	770万人	800万人	1.00	800万人	800万人
		756万人	833万人	982万人(暫定)		/	/
	リピート意向率	/	82.0%	88.0%	0.96	94.0%	100.0%
		77.8%	83.9%	84.5%		/	/

実践取組の目標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実践取組	年次計画のうち 主なもの	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		2「海外での認知度アップによる来訪者の増加」に挑戦します！	県内の外国人延べ宿泊者数	/	100,000人	120,000人
		90,990人	94,660人	121,680人(暫定)	/	/
	海外の自治体等との連携事業数(累計)	/	2件	5件	1.00	(達成済)
		—	3件	10件		/
3「来訪を促進する観光の基盤づくり」に挑戦します！	受講生が取り組んだ地域活動数(累計)	/	10件	20件	1.00	35件
		—	13件	29件		/

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	52	253	207	/

平成25年度の取組概要

- ① 式年遷宮や世界遺産登録10周年などの好機を捉え、三重の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、おもてなしの向上をめざす官民一体となった三重県観光キャンペーンを実施
三重県観光キャンペーンの核となる、「みえ旅パスポート」(発給数：205,976件)、「みえ旅案内所」(68施設⇒87施設)、「みえ旅おもてなし施設」(640施設⇒820施設)の構築を行うとともに、地域部会の活用やテーマ性・ストーリー性を持った情報発信、SNS*を利用した三重の観光情報発信の強化により、キャンペーン終了後も持続する魅力的な観光地づくりを推進
- ② 「遷宮」や「古事記」など共通テーマを持つ他県や東大和西三重観光連盟、西美濃北伊勢観光サミットなど近隣地域との県境を越えた地域間連携により効果的な情報発信を推進
- ③ 「2013日台観光サミット in 三重」の開催を契機として、継続的に台湾からの誘客促進を図るとともに、国際戦略の指針を策定し、「選択と集中」によりターゲットを明確にした海外誘客戦略を展開
- ④ 「昇龍道プロジェクト」など広域連携によるスケールメリットを活かした海外誘客を推進
- ⑤ 外国人が多く訪れる県内観光地を対象に、外国人観光客受入環境の整備を促進
- ⑥ 本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」を積極的に活用し、国内外への情報発信及び誘客を促進
- ⑦ ロケツーリズムやエコツーリズム、スポーツツーリズム*、産業観光など地域資源を生かしたニューツーリズムを支援
- ⑧ バリアフリー観光に先進的に取り組む特定非営利法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター等との連携により、日本一のバリアフリー観光県づくりを推進
- ⑨ 観光事業者等を対象とした観光面での防災対策の啓発と三重県新地震・津波対策行動計画における観光防災に関する取組のとりまとめ

⑩産学官の連携による「ICT*を活用した産業活性化協議会」の観光分野での検討の実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①観光キャンペーンでは、官民連携して「みえ旅パスポート」の発給促進、「みえ旅案内所」及び「みえ旅おもてなし施設」の充実を図りました。観光客実態調査において、主要観光地への立寄地点数が県内すべての地域で上昇（北勢：1.13→1.32、中南勢：1.20→1.45、伊勢志摩：2.78→3.20、伊賀：1.48→1.49、東紀州：1.96→2.10）していることから周遊性が向上したものとされます。これらの結果を踏まえ、今後とも効果的な情報発信や誘客促進につなげていく必要があります。
- また、県内全市町に5つの地域部会の参画を得て、県内各地の地域の魅力発見や情報発信、地域連携事業の実施など、地域と一体となった取組を進めました。
- 情報発信については、オフィシャルガイドブック（各30万部発行）やエリアパンフレットを半年ごとにテーマを更新して発行し、県内各地の旬の情報やキャンペーン企画の情報を提供しました。また、オフィシャルホームページを11月にはスマートフォン対応にするとともに、観光連盟と連携して、フェイスブックやツイッター、LINEを利用した観光情報発信に取り組みました。
- 首都圏等大都市圏においては、三重テラス*、名古屋桜通りカフェや雑誌媒体を活用した女性、シニア等に狙いを絞った情報発信やメディア等を対象にした企画提案、情報発信を行うとともに、地方では、百貨店の物産展などでPRを行いました。（メディア掲載件数159回　うち新聞115回、雑誌25回、TV19回）
- 民間事業者等との連携では、75社を超える企業等に協力いただき、商品開発、ロゴマークの活用、ポスターの掲出など、官民が一体となった三重県の認知度向上に取り組みました。また、県ゆかりの著名人8人を新たに「みえの国観光大使」に任命し、イベントやメディアを通じて、三重県のPRを行いました。
- 引き続き、地域部会や民間企業等と連携した取組を実施することで、官民が一体となった継続的な観光誘客や周遊性、滞在性の向上を進めていく必要があります。
- ②「遷宮」や「古事記」などの共通テーマを持つ他県と連携し情報発信を行いました。これらの取組により、日経トレンドの2013ヒット商品ベスト30の5位に「伊勢・出雲」が選ばれるなど、全国的に認知度が向上しました。また、東大和西三重観光連盟や西美濃北伊勢観光サミットなど近隣地域が県境を越えて情報発信することで、誘客の促進や周遊性の向上に努めました。今後とも、共通テーマを持つ他県や近隣地域との県境を越えた広域連携により、効果的な情報発信を行い、認知度を高めていく必要があります。
- ③「2013日台観光サミット in 三重」を契機に、継続的な誘客促進を図るため、サミット終了直後に台湾にミッション団を派遣し、台北、台中、高雄で説明会や商談会を開催するとともに、三重県に協力的な旅行会社による「三重県観光アドバイザー会議」を開催するなど、台湾との取組を集中的に実施しました。その結果、三重区のある台湾新北市との観光交流協定締結（10月）、天灯祭における新北市との交流、台湾ランタン祭への出展など日台双方の観光文化交流促進が評価され、2月には台湾交通部観光局から「2014台湾観光貢献賞」を受賞しました。これら取組の結果、平成25年の台湾から三重県への延べ宿泊者数は27,360人となり、目標としていた25,000人を上回り過去最高を記録しました。また、海外から三重県への誘客を促進するために「三重県海外観光特使」制度を創設し、平成26年3月に、マレーシアからの誘客を進めるため、マレーシアの旅行会社のトップに初めて委嘱しました。国際戦略の指針となる「みえ国際展開の基本方針」*を昨年9月に策定したことから、今後とも海外誘客については、同方針に基づき、ターゲットとする国・地域を絞り込んで展開していく必要があります。

- ④海外でのPRについては、「昇龍道プロジェクト」など広域連携による取組を中部運輸局や中部広域観光推進協議会と一体となって進めていく必要があります。
- ⑤外国人観光客の受入環境の向上を図るため、外国人観光客が訪れるみえ旅案内所等に指さし案内や、Wi-Fi整備（平成25年度までに73カ所整備予定）を行いました。今後とも、引き続き、整備を進めていく必要があります。
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」については、海外のプレスを招いてプレスツアー開催など、地域が中心となった協議会が実施するイベントや情報発信等への支援が必要です。平成26年度は、全国海女サミットが志摩市で予定されており、サミット成功に向けて地域と連携していく必要があります。
- ⑦JFC（ジャパンフィルムコミッション）の総会を9月に伊勢市に誘致し開催しました。また、県内9つのフィルムコミッションにおいて、映画やドラマ、CM等、年間200件を越える取材協力や撮影支援を行うとともに、テーマを絞ったロケ地巡り用の冊子「映画旅文学旅みえ」の作成や今年5月公開の映画「WOODJOB」の全国公開に併せて、ロケ地マップを作成しました。今後、映画配給会社とタイアップしたPRなど、関係市町と連携しロケツーリズムを推進する必要があります。また、周年事業や県内各地域の取組等と連携しながらエコツーリズムやスポーツツーリズムを推進するなど地域資源を生かしたニューツーリズムが地域に定着するよう、取組を進める必要があります。
- ⑧6月の「バリアフリー観光全国フォーラム伊勢大会」において、「日本一のバリアフリー観光県推進宣言」を行い、研修会や高齢者、障がい者を対象としたモニターツアーを実施しました。今後、県内全域でバリアフリー観光を推進することを通じて、おもてなしの向上にもつなげていく必要があります。
- ⑨観光事業者を対象とした観光地の防災に関する啓発活動を2回実施しました。今後、三重県新地震・津波対策行動計画に基づき、観光地の防災対策を進めていく必要があります。
- ⑩「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」に観光ワーキンググループを設置し検討をはじめました。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①式年遷宮*を生かした国内誘客については、交通渋滞対策を含め、概ねうまくいったのではないかと。初めて伊勢（三重）に来た観光客が増えており、この人たちがリピーターとなって再び訪れていただけるかが今後の課題である。現場では、多くのお客さんの対応に追われ、充分なおもてなしができなかったという心配の声も聞こえるが、20年前のような悪い評判（二度と来たくない）は聞いていない。
- ②今後、団体客より個人客が中心となってくる。公共交通機関で来県した個人客が、行きたい場所に周遊できるようにするためには二次交通の整備が重要である。伊賀地域では、今年4月から、レンタカー会社と連携し、レンタカープランを実施する予定である。また、荷物がネックとなり、公共交通機関の利用が敬遠されるケースが多い。荷物を置くスペースの確保や搬送サービスのシステムがあれば行動範囲が広がり、公共交通機関利用増も見込まれる。
- ③三重県には、海女や忍者など本物の観光資源があるが、観光メニューがないと観光客を呼ぶことはできない。「忍者」については、伊賀でも十数年前まではなかったが、忍者ショーや体験施設などのメニューが整ってきて、最近では、忍者体験が企業研修（精神修行）として取り入れられるケースも出てきた。「海女」については、世界遺産登録は海外誘客にとっても効果があるが、現地でもなかなか本物の海女を見ることはできないので、しろご祭りや御潜（みかつき）神事など伝統的な祭

りを通じて見える形でPRすることが重要である。

- ④外国人誘客を推進するためには、外国人が判断するための観光品質認証を研究する必要がある。
また、W i - F i 環境の整備は不可欠である。
- ⑤これから建物の耐震規制がおこなわれる。耐震規制は防災上大切であるが、今後、小規模な旅館も対象となることを懸念している。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向

- ①式年遷宮「おかげ年」の機運を持続させるとともに、平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年等の好機を最大限活用し、引き続き、みえ旅パスポートの発給促進、みえ旅案内所、みえ旅おもてなし施設の充実を図るとともに、地域部会や民間事業者等幅広い主体と連携した取組を進めることで、官民一体となった誘客促進を図ります。三重テラスを活用した首都圏等での情報発信、みえ旅パスポート八十八カ所めぐりスタンプ帳の配布、全国規模の観光展である「ツーリズム E X P O 2014」への出展、熊野古道世界遺産登録 10 周年を記念したドライブプランの実施、おもてなし施設ガイドマップの作成、旅行商品造成の働きかけ等展開することで、本県への誘客促進、来訪者の周遊性・滞在性の向上に取り組めます。
- ②別宮の遷宮、古事記、歴史街道などテーマやストーリーづくりを重視し、神話や古事記等を通じて共通の話題を有する島根県、奈良県、和歌山県等との連携や県境を越えた連携を強化し、旅こころをひきつける、テーマ性、ストーリー性を有した情報発信を実施し、誘客の促進と周遊性の向上を図ります。
- ③「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、台湾、タイ、マレーシアについて、集中的なセールスや「三重県海外観光特使」の委嘱等により、効果的、重点的にプロモーションを実施します。台湾については、台北だけでなく、台中や南部の高雄での取組を強化し、台湾全域からの誘客を促進します。
- ④観光誘客のみならず、産業や物産と一体となり三重県の魅力を総合的にPRし、ビジネス客も含めた海外来県者全体の増加を目指します。また、「昇龍道プロジェクト」など広域連携を進め、中部地域全体での知名度向上を行います。
- ⑤W i - F i、案内表示等の外国人観光客の受入環境整備について、みえ旅案内所等への整備を促進します。
- ⑥本県が世界に誇る観光資源である「海女」や「忍者」について、引き続き、地域の協議会での取り組みを支援することで、地域全体の連携を促すとともに、モデルコースの設定やイベント・祭りを通じて、国内外への発信を強化します。
- ⑦ロケ地マップやテーマを絞った冊子、周年事業等を活用し、ロケツーリズム、スポーツツーリズム、エコツーリズムなどの地域資源を生かしたニューツーリズムの取組について、情報発信を中心に連携して取り組めます。
- ⑧障がい者、高齢者など移動に困難を伴う方に、県内のバリアフリー観光情報を発信するとともに、受け入れ側の情報提供機能や相談機能を高めることで、地域におけるコンシェルジュ機能を充実します。
- ⑨三重県新地震・津波対策行動計画にもとづき、防災対策部と連携して観光防災にかかる人材育成、課題検討の場づくり、避難訓練の実施などに取り組めます。
- ⑩I C Tについては、産学官連携による観光ワーキンググループにおいて、引き続き、観光客の利便性向上や観光産業の振興につながる実証事業の実施に向けた取組を進めます。

- ⑪交通対策については、地域協議会の一員として、関係機関と連携しながら交通渋滞の緩和などの課題解決に取り組むとともに、引き続き二次交通対策についても地域と連携して検討します。

新しい豊かさ協創5 県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

【主担当部局：戦略企画部】

プロジェクトの目標

さまざまな分野において、多くの県民の皆さんが、アクティブ・シチズンとして自らの個性や能力を発揮しながら、地域の課題解決に主体的に取り組み、成果を上げるとともに、充実した生活を送っています。

このような社会をめざして、子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、さまざまな主体の参画を促進するための支援や場づくり、連携の仕組みづくりに取り組むことにより、4年後には、より幅広い層の県民の皆さんが、自らの能力を発揮しながら積極的に社会に参画したり、地域づくりの担い手として、地域の課題解決に取り組んだりしています。

評価結果を踏まえたプロジェクトの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	プロジェクトの数値目標の達成はありませんでしたが、実践取組では5項目中4項目で目標を達成していることから、総合的に「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プロジェクトの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域活動に参画している学生の割合	/	15.0%	21.0%	0.99	24.0%	27.0%
	13.4%	18.4%	20.7%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	県内高等教育機関の学生のうち、地域活動へ参画している学生の割合
26年度目標値の考え方	平成25年度の実績値は目標値をやや下回ったものの順調に推移しています。引き続き、「学生」×「地域」カフェを開催するなど、平成27年度目標値の着実な達成に向けて、平成26年度目標値を24.0%と設定しました。

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
パートナーグループネットワーク構築数(累計)	/	2,100	2,700	0.88	3,000	3,000
	388	1,455	2,549		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	地域をよりよくしていこうとするパートナーグループのネットワーク構築数
26年度目標値の考え方	平成26年度においては、パートナーグループ登録数(累計)の目標値を1,000グループと設定しており、1パートナーグループにつき3つのネットワークが構築されるとして3,000と設定しました。 ※「美し国おこし・三重」基本計画(改訂版)により設定

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
認定NPO法人数		5法人	10法人	0.40	20法人	30法人
	1法人	3法人	4法人			
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県内の特定非営利活動法人のうち、その運営組織および事業活動が適正であり、公益の増進に資するものとして、認定を受けた特定非営利活動法人（認定NPO法人）の数					
26年度目標値の考え方	平成26年度は、導入2年目となるNPO法人条例指定制度について、啓発や申請手続きの助言等を行うことにより、認定NPO法人数の増加が見込まれることから、20法人と設定しました。					

実践取組	年次計画のうち 主なもの	23年度	24年度	25年度	目標達成 状況	26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
1 「次代を担う子ども・若者の県民力を高める仕組みづくり」に挑戦します	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数		5回	5回	1.00	5回	5回
		0回	5回	12回			
2 「さまざまな事情で支援が必要な県民の皆さんの能力発揮・参画の支援」に挑戦します	県の取り組む多文化共生社会づくり事業に参画した主体数（累計）		28団体	32団体	1.00	36団体	40団体
		25団体	29団体	34団体			
	パーキングパーミット制度*における利用証の保有者数（累計）		8,500人	11,200人	1.00	(達成済)	11,500人
-	10,201人	19,061人					
3 『美し国おこし・三重』の新たな展開」に挑戦します	パートナーグループ登録数（累計）		700グループ	900グループ	0.43	1,000グループ	1,000グループ
		342グループ	513グループ	681グループ			
4 「NPOの活動を支える仕組みづくり」に挑戦します	NPOの提案から取り組んだ「協創」の実践活動数（累計）		10事業	15事業	1.00	20事業	25事業
		5事業	11事業	19事業			

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	490	368	689	

平成25年度の取組概要

①県内高等教育機関と連携し、地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）を12テーマで開催（参加学生数154名）。学生団体の地域貢献活動やその成果を県民の皆さんと共有することを目的とする『学生』×『地域』の取組事

- 例発表会「ベストプラクティスコンテスト」(発表・展示団体数 19 団体)と、学生と地域が連携する優良事例を紹介し、参加者のノウハウを醸成することを目的とするパネルディスカッション形式の「大学・地域連携シンポジウム」を 3 月に同時開催(参加者数約 150 名)
- ② 将来の地域の担い手となる子どもたちの農村における地域活動への参画を促進するため、子どもたちの参加による農地・農業用施設の保全活動や農業体験活動、自然観察会などの取組を支援
 - ③ 大学生 50 人を少年警察ボランティアに委嘱し、当該ボランティア等の参画を得て、非行少年等の立ち直りを目的とした「少年の居場所づくり」を 10 回実施(平成 25 年度実績: 10 回実施)
 - ④ 社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発を実施(「命の大切さを学ぶ教室」を 16 回開催、平成 25 年 11 月 23 日「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、平成 25 年 11 月 14 日「犯罪被害者支援キャラバン隊」が南伊勢町、大紀町、大台町の 3 町を訪問)
 - ⑤ 日本語指導ボランティア研修(入門研修、ブラッシュアップ研修)を開催するとともに、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)で外国人住民に必要な行政や制度に関する情報を提供(①情報掲載数: ビデオ情報 24 件、文字情報 122 件 ②ページビュー数 月平均約 10,000)
 - ⑥ 多言語相談窓口の設置、医療・災害時等のサポート体制の充実などに取り組み、外国人住民の地域社会への参画を支援(相談窓口等相談件数 1,045 件、医療通訳育成研修(1 回)、災害時外国人サポーター研修(鳥羽市、伊賀市)、外国人を主な対象とした避難所訓練(鳥羽市、伊賀市))
 - ⑦ NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体が連携して、多文化共生の啓発イベントを開催(ヒューマンフェスタ in 亀山との同時開催 参加者数 150 名)
 - ⑧ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、外国人児童生徒巡回相談員(12 名)による日本語指導や、学校生活への適応指導の充実、日本語で学ぶ力の育成を目指したカリキュラム(JSLカリキュラム*)の実践研究を実施
 - ⑨ 外国人児童生徒のための教科指導研究推進会議を 2 回開催し、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム(JSLカリキュラム)を活用したわかりやすい授業づくりに向けた取組について協議を実施
 - ⑩ 小・中・高等学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした会議の開催(6 回)
 - ⑪ 市町教育委員会が行う外国人の子どもの就学支援及び「初期適応指導教室」*の取組を支援(7 市町)
 - ⑫ 保護者向け連絡文書例(ビザイヤ語版)のホームページ掲載及び、外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック(ビザイヤ語版)の作成
 - ⑬ 芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「障がい者芸術文化祭」を開催(平成 25 年 12 月開催: ステージ発表(25 組、285 人)、作品展示(231 点) 入場者数 1,820 人)
 - ⑭ 「三重おもいやり駐車場利用証」の申請受付及び交付事務を行うとともに、市町、ユニバーサルデザインアドバイザー、社会福祉協議会などと連携し「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を実施するほか、さまざまな施設へ「おもいやり駐車場」の登録について事業者等に協力を依頼(「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数 19,061 人、「おもいやり駐車場」の登録届出数 1,889 施設、3,781 区画 ※累計)
 - ⑮ 「美し国おこし・三重」の拡大座談会を 36 か所で開催し、2,431 人が参加するとともに、専門家派遣を 22 件(延べ 60 回(日))実施 パートナーグループに合計 681 グループが登録
 - ⑯ 平成 26 年の県民力拡大プロジェクトのプレイベントとして、「プレ縁博みえ」を 9 月~12 月に実施し、422 件の地域づくりイベントが展開されるとともに、「プレ三重県民大縁会」を 12 月に開催し、

約 8,180 人の参加・来場者数を記録

- ⑰平成 24 年度に策定した「夢をかたちにするまちづくり～『新しい公共』のヒント集～」(以下「ヒント集」という。)を活用し、NPO 活動の現状と課題を聴き取るため、平成 25 年 6～8 月に県内の全 NPO 法人(641 法人)と面談。また、NPO の新たなパートナー開拓の方策について、NPO と企業、大学、行政によるワーキンググループを実施(20 回)。
- ⑱県民の NPO 活動への理解を深めるため、「市民活動・NPO 月間」(12 月)を新たに設け、多様な主体と協働して県内 9 地域で 18 件のイベントやセミナーを集中的に実施。また、1 月には集大成イベントとして「協創シンポジウム」を開催(200 人参加)。
- ⑲「みえ災害ボランティア支援センター」では、25 年 9 月まで、東日本大震災の被災地にボランティアバスを派遣(8 便、175 人参加)。「災害ボランティアシンポジウム」(12 月、103 人参加)など災害の教訓や活動の成果を今後につなげる取組を行い、12 月末閉所。閉所以降は、県が平常時の事務局を担うとともに、市町、市町社協、NPO 等を対象に、現地災害ボランティアセンターの準備態勢の重要性について理解を深めるための研修を実施。

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「学生」×「地域」カフェ(交流フォーラム)の開催テーマ数、参加学生数ともに、前年度に比べて増加したことで、学生に対し地域活動へ参画する場を提供することができました。参加学生や受入団体等を対象にしたアンケート等を通じて、大学生等に地域活動への参画を促すための課題やノウハウを得ることができました。また、『学生』×『地域』の取組事例発表会「ベストプラクティスコンテスト」と「大学・地域連携シンポジウム」の開催を通じて、参加した県民の皆さんや学生間で取組の共有やノウハウの醸成を行うことができました。平成 24 年度からの取組の成果と課題を踏まえて、県内高等教育機関等と地域との連携の仕組みづくりの検討に着手する必要があります。
- ②農地・農業用施設・景観の保全活動については、地域の子どもたちも参加し、地域一体となった取組が進んでいます。活動の継続に向け、地域の人材育成や持続的に活動を支える体制づくりにより、地域コミュニティ活動として定着させていく必要があります。
- ③大学生 50 人を少年警察学生ボランティアに委嘱し、その参画を得て、農業体験等の居場所づくり活動を実施するなど、少年の立ち直り支援活動等を推進しました。今後とも更なる活動の推進を図っていくことが必要です。
- ④「命の大切さを学ぶ教室」の受講者 5,630 人からアンケート調査を実施した結果、約 64%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしていると思った」、約 83%が「命を大切にしなければならない」と回答しており、被害者支援の重要性に対する理解が深まり、規範意識の高揚が図られました。引き続き「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、次代を担うより多くの若者が被害者支援に対する理解を深めるよう働き掛けていく必要があります。
- ⑤平成 25 年度から「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等のイベント運営に大学生ボランティアが参加したところです。引き続き大学生を始めとする多くの若者に対し、支援活動への参加を呼び掛けていくとともに、社会全体で犯罪被害者を支える機運を醸成するため、行政機関、民間支援団体、事業者等と一体となった広報啓発活動を推進していく必要があります。
- ⑥平成 25 年 7 月に施行された「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」及び平成 26 年 3 月に策定した同基本計画に基づき、規範意識の定着のため、教育機関による飲酒運転^{ゼロ}をめざした教育をはじめとした飲酒運転根絶の取組を、多くの県民の皆さんと連携して推進する必要があります。
- ⑦多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、英語、日本語)では、防災講座「台風について」を映像で提供して外国人住民の防災に関する意識啓発を行うとともに、学校教育に関する映像情報

「教育シリーズ①～⑨」を提供することで外国人住民に教育の大切さについての理解を深めてもらうことができました。今後も外国人住民の関心が高い話題を取り上げていくとともに、ホームページ閲覧者を増やしていく必要があります。

- ⑧外国人住民向け防災セミナー及び災害時外国人サポーター研修では「避難所情報伝達キット」を活用し、外国人とサポーターが合同で実践的な研修を行うことができました。また、大規模災害を想定した多言語情報提供に特化した図上訓練では、併せて「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営訓練を行うことで、より実践的な訓練にすることができました。
- 外国人住民が災害時要援護者の立場から、地域社会を支える側へと活動の場を広げることができる環境を作る
- 必要があります。また、大規模災害時には、NPO等の中核的支援機関をはじめとするさまざまな主体と一体となって、「みえ災害時多言語支援センター」を設置・運営していく必要があります。
- ⑨外国人児童生徒教育担当者会議において、「外国人児童生徒の在籍学級における教科指導の方法」「小・中・高等学校の円滑な引継ぎ」について協議を行い、共有を図ることができました。小・中・高等学校において、日本語能力の育成に向けた指導方法やJSLカリキュラムに係る効果的な指導事例について調査研究、情報共有を深める必要があります。
- ⑩学校・家庭・地域が一体となった日本語支援体制づくりに取り組むとともに、外国人生徒支援専門員を活用してJSLカリキュラムの実践研究を進め、効果的な指導事例の収集に努めていますが、その成果を県内高等学校へ普及・拡大する必要があります。
- ⑪「障がい者芸術文化祭」については、特別支援学校特設コーナーの設置、コンビニエンスストアでのポスター掲示などにより、展示作品等の応募数や入場者数が平成24年度実績を上回りました。平成26年度は、引き続きより多くの方に参加してもらえよう取組が必要です。
- ⑫「三重おもいやり駐車場利用証制度」の利用証交付者数及び「おもいやり駐車場」の登録届出数が増加するなど、着実に当制度が定着しつつあるほか、利用証の取得者に対するアンケートで、8割近くの方が「制度の導入により車をとめやすくなった」と回答し、制度の導入効果が認められました。一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。
- ⑬「美し国おこし・三重」については、パートナーグループに、170グループが新たに登録し、合計681グループとなるとともに、複数のグループが連携した取組事例も増えているなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も向上しています。しかし、この取組があと1年であるということを勘案すると、取組が終了した後も自立・持続可能で元気な地域づくりが続けられるよう、県内の中間支援組織・機能との連携を一層密にし、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を地域の実情に応じた形でさらに進めていく必要があります。
- ⑭「県民力拡大プロジェクトイベント」では、地域づくりの博覧会「^{えんぱく}プレ縁博みえ」に、パートナーグループ等が実施する422のイベントがエントリーされ、「^{だいえんかい}プレ三重県民大縁会」の参加・来場者も前年に比べて約2.2倍の8,180人となるなど、「美し国おこし・三重」の取組に広がりが見られるようになってきました。平成26年の「県民力拡大プロジェクト」については、単なるイベントで終わらせることなく、グループ活動の自立・持続につながるようなものにする必要があります。
- ⑮「ヒント集」を活用した法人との面談で、活動の現状と課題を把握できました。この情報を、NPOが自立し活動しやすい環境整備に向けた今後の施策に生かしていく必要があります。協働事業提案の取組や「協創」の人材育成については手法の定着等の成果があったため廃止し、企業等との連携促進については中間支援団体の行う市民活動促進事業の中で取り組むこととしました。人材育成やNPOと企業との相互理解を進める取組は、中間支援団体と役割分担するなかで進めていく必要

があります。また、NPOの財政基盤強化のあり方について、寄附など多様な資金調達の見直しから観点から見直していく必要があります。

- ⑩「市民活動・NPO月間」期間中に、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターなどが連携してイベント等を実施しました。今後は関係機関相互の連携を深め、より効果的な情報発信を図る必要があります。
- ⑪「みえ災害ボランティア支援センター」では、平成23年4月から2年半にわたりボランティアバスを派遣し、72便、延べ1,290人のボランティアの機会を提供しました。また、研修では平常時からのネットワークの構築や連携強化の必要性を参加者が改めて認識しましたが、地域での取組はあまり進んでいません。災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」事務局のあり方を検討するとともに、地域における関係者の「顔の見える関係づくり」が必要です。

新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議における主な意見

- ①県民力を「養成」するには、市民活動も、専門性を持つことが必要である。各組織・市民団体は、「専門分野の養成」・「組織の経緯」・「力」でコーディネート機能や場を備えることが大切であり、県があつて、県民があつて、市民団体・協会等があり、そのあいだの組織（中間支援）の人が足りない気がする。
- ②NPOでも地域によって中間組織の組織やあり方は違う。地域の中間支援組織に差があるので情報受発信等でバラツキを全県的に均一にできる仕組みを三重県が考えてほしい。
- ③障がい者芸術文化祭は、絆、協創の意味では、障がい者団体との連携もとれ、事業展開も良かったが、三重県が行う「県展」に障がい者が入っていけるような部門ができないだろうか。
- ④「美し国おこし・三重」も来年度で6年目で一定の区切り、役割を終える。まさにこの取組は、情報の受発信であり、地域を良くしていこうとの取組である。地域の絆づくりを応援していこうというとてもシンプルな取組である。県内のNPOとの連携がこの「美し国おこし・三重」を進めるうえで不可欠だと思っている。
- ⑤企業の社会貢献、ボランティアも地域を想う方々が集うべき時代なのかと思う。多様な方々が集まる場所は何処にあるのかを考えた場合、拡大座談会もそうだし、フューチャーセンターもそうである。このような場を各課が活用し、色んな方々が集まる場に入っていきような感覚は持ってほしい。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①県内高等教育機関で地域を志向した教育や社会貢献の取組が広まっていることから、県内高等教育機関との意見交換の場である「大学サロンみえ」において、県内高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりについて具体的な協議を進めます。
- ②平成26年度から創設される「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」を活用し、農地・農業用施設・景観の保全活動への学校や自治会、NPOなどさまざまな主体の参画を促進することにより、これらの活動を地域の子どもたちや若者が参加する地域コミュニティ活動として定着します。
- ③県内各地の大学生等60人を少年警察学生ボランティアに委嘱し、その参画を得て、12回の非行少年等の立ち直りを目的とした「少年の居場所づくり」に取り組み、三重県版コネクションズや少年非行防止活動を含むセーフコミュニティ対策の核となる人材育成への効果も視野に入れ、子ども・若者の県民力の向上を目指します。
- ④社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成し、自分や他人の命を大切にする意識、罪を犯してはいけないという規範意識の高揚を図るため、「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、行政機

- 関、民間支援団体、事業者等との連携を深め、若者を始めとする多くの県民に対して犯罪被害者支援活動への参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑤「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」の施行及び同基本計画を踏まえ、多くの県民の皆さんと連携して、飲酒運転^{ゼロ}をめざした教育及び知識の普及・啓発を行います。その一環として、大学等において、飲酒を始める時期である若者への啓発を展開します。また、アルコール依存症に関する診断の受診義務通知などの再発防止の取組を推進します。
- ⑥多言語ホームページでは、外国人住民を支援するさまざまな団体の活動や、外国人住民に参加・参画を期待する地域の各種活動（消防団等）を紹介する新たな映像情報を制作し、地域社会への積極的な参加・参画を進めていきます。また、ホームページの閲覧者を増やすため、外国人住民の関心が高い話題（防災・在留管理制度など）を取り上げていきます。
- ⑦大規模災害発生時に外国人住民の支援等を行うための各種事業に取り組むほか、外国人住民等を円滑に支援するため「みえ災害時多言語支援センター」の設置・運営について関係機関と十分な協議を行い、さまざまな主体と連携して外国人住民の支援に取り組みます。
- ⑧JSLカリキュラムの三重県モデルの確立に向け、JSLカリキュラムに係る事例収集について対象となる教科を拡大し、研究を進めます。また、すでに収集した事例について授業における活用を通じて検証を進め、JSLカリキュラムの普及・拡大を図ります。さらに、小・中・高等学校において、それぞれの外国人児童生徒への指導の状況を円滑に引き継ぐための効果的な方法について検討します。
- ⑨「障がい者芸術文化祭」への参加者、入場者がより一層増加するよう、開催方法や広報等について検討し、開催地と連携して開催します。
- ⑩企業も含めたさまざまな主体と連携し「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を行うとともに、「おもいやり駐車場」の設置について事業者等に協力を依頼します。
- ⑪「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、プロデューサーの助言や専門家派遣、広報支援、ネットワーク化支援、財政的支援など、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。
- ⑫県民力拡大プロジェクト（縁博^{えんぱく}みえ2014、三重県民大縁会^{だいえんかい}、第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会）を通して、グループ内の取りまとめやイベントの企画・運営を行っていく中心的な役割を担う人材の育成、ならびに他グループとの交流を進めていくことにより、グループ活動の自立・持続につなげていきます。
- ⑬NPOの活動基盤の強化と自立に向けて、企業等との連携・協働や寄附の活用促進に係る研修等を、みえ県民交流センター指定管理事業の中で集約して実施するとともに、資金調達の仕組みについて関係部局や中間支援団体と連携して検討していきます。
- ⑭12月の「市民活動・NPO月間」において、みえNPOネットワークセンターや地域の市民活動センターとの連携・協働をさらに進め、集中的に取り組めます。
- ⑮平常時の「みえ災害ボランティア支援センター」について、幹事団体と連携して事務局のあり方を検討します。また、東日本大震災等の災害に学び、NPOの主体的な活動・交流を促進するとともに、県社会福祉協議会と連携して、市町・市町社会福祉協議会、NPO等が、平常時から緊密な関係づくりに取り組むよう働きかけます。

南部地域活性化

南部地域活性化プログラム

【主担当部局：地域連携部南部地域活性化局】

プログラムの目標

南部地域において、あらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうように、若者の働く場が確保され、安心して住み続けることのできる地域社会が形成されています。

めざす姿の実現に向けて、4年後には、市町と連携して若者の雇用の確保や、定住の促進などの取組を進めるための仕組みが構築されています。

評価結果をふまえたプログラムの進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	数値目標は若干目標値を下回りましたが、南部地域の課題解決や活性化に向けた取組が順調に進んでいることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

プログラムの数値目標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
若者の定住率	/	62.4%	62.4%	0.93	62.4%	62.4%
	62.4%	60.1%	57.8%		/	/

目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方

目標項目の説明	南部地域の市町における25歳～34歳人口を20年前の5歳～14歳人口で除した値
26年度目標値の考え方	平成25年度から南部地域活性化基金を活用した複数市町の取組等が本格化しており、平成26年度においても、平成2年と平成22年の国勢調査による確定値を基に算出した若者の定住率(62.4%)を維持することをめざすこととしました。

実践取組の目標

実践取組	実践取組の目標	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
1 若者の働く場の確保、定住を進めます！	集落を維持するモデル的な取組を行っている地域数(累計)	/	3地域	6地域	1.00	8地域	10地域
		-	2地域	6地域		/	/
2 東紀州地域の紀伊半島大水害からの復興を進めます！	東紀州地域に係る1人あたりの観光消費額	/	25,853円	26,629円	0.99	27,428円	28,936円
		25,100円	25,956円	26,315円		/	/
3 総合的・横断的な事業推進をします！	南部地域活性化局による総合的・横断的な事業の推進	/	南部地域活性化局を設置 関係部局間の事業調整、市町間連携の推進				

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	505	451	530	

平成 25 年度の取組概要

- ①南部地域活性化基金（以下「基金」という。）を活用して市町が実施する若者の働く場の確保や定住の促進に向けた取組の着実な進捗を図るとともに、これらから得られたノウハウの蓄積・共有等、活性化に向けた取組が地域で継続していけるよう市町等を支援
- ②13市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」（以下「協議会」という。）や市町との個別協議において、南部地域の活性化に関する各種取組の情報共有や基金を活用した事業化等、課題解決に向けた検討を実施
- ③三大都市圏における移住相談会やセミナーの開催等、効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験の実施など、市町と連携しながら移住者の受入体制を充実
- ④市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、これまでの尾鷲市と志摩市の2地域に加えて、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つのモデル地域において実施するとともに、他の市町や市町内の他地域への波及に向けてノウハウ等の蓄積・共有
- ⑤地域資源を活用して新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援
- ⑥紀伊半島大水害からの復興を確実なものとしていくため、関係者と連携して地域の資源や魅力を生かした観光振興、産業振興などの取組の推進
- ⑦地域のコーディネーターとしての役割を担う東紀州地域振興公社が実施する観光振興、産業振興などの取組への支援
- ⑧熊野古道センターでの地域と連携した企画展や交流イベント等の開催による情報収集、情報発信、集客交流の機能の充実および紀南中核的交流施設での魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等の開催による集客交流機能の充実
- ⑨平成 25 年は式年遷宮や高速道路の延伸に加え、熊野古道世界遺産登録 10 周年の前年にあたることから、地域と連携した熊野古道セミナーの開催やモデルウォークの実施など誘客促進に向けた取組と 10 周年事業の検討・準備
- ⑩情報誌の発行等による東紀州地域の観光・産業の情報発信の充実と地域産品の販路拡大を図るため、商品の付加価値を高める取組や通販事業者等へのセールスの実施
- ⑪木質バイオマスを安定的に供給できる体制の構築に向けた「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」への未利用間伐材等の搬出に対する支援
- ⑫南部地域の市町が抱える課題等について関係部局と情報共有を図り、活性化に向けた取組を関係部局の施策や基金を有効に活用しながら実施

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①基金を活用して若者の働く場の確保や定住の促進に向けた複数市町の主体的な取組が平成 25 年度から本格的に動き出しており、地域活性化局とともに各取組に積極的に参画し、事業内容の充実を図るための助言等協力・支援を行いました。市町が連携して取り組むことで、スケールメリットや資源、ノウハウの活用など効率的で効果的な事業実施が可能だけでなく、市町間における一体感の醸成が図られています。今後は、各取組をさらに発展させていくとともに、連携による枠組みを強固なものにしていく必要があります。

なお、基金を活用した複数市町による取組は次のとおりです。

・第一次産業の担い手確保対策事業

熊野市、御浜町、紀宝町、JA三重南紀が連携して、柑橘関連の就農希望者と産地のマッチングを図るため、就農研修や各地の就業フェアへの出展などを実施。また、尾鷲市、志摩市が実施する漁業の担い手育成事業に関して副収入対策を支援。

・移住交流推進事業

地域を体験してもらうことで移住につなげる取組として、熊野市、大紀町、紀北町が田舎暮らし体験ツアーを実施。3町合同で案内チラシを作成してPR。また、尾鷲市、志摩市、大紀町が空き家調査事業を実施し、志摩市では今回の調査を基に新たに空き家バンク制度の運用を開始。

・幹線道路を活用した誘客促進事業

玉城町、度会町、南伊勢町でサニーロードに係る取組を、大台町、大紀町、紀北町でR42号に係る取組をそれぞれ実施。いずれも合同情報紙を作成し、道の駅等の情報発信拠点や高速道路のサービスエリアで配布。また、サニーロードの取組では3町交流による物産市「サニー市」を計4回開催。

・子どもの地域学習推進事業

宮川小学校（大台町）、七保小学校（大紀町）の総合学習で、地域の魅力を発見し、地域への愛着を育む授業を実施。また、昴学園高等学校（大台町）、南伊勢高等学校（南伊勢町）において、地域の次代を担う人材を育成するカリキュラムを実施。

・企業立地セミナー開催事業

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町が連携して大阪で企業誘致を目的としたセミナーを開催。参加者に対して地域の操業環境、生活環境等をPRするとともに、企業とのネットワークを構築。

・婚活支援事業

鳥羽市、南伊勢町、大台町、玉城町、熊野市、紀宝町で婚活イベントを実施。

・東紀州地域資源魅力発信事業

東紀州地域の5市町が連携して、熊野古道を核とする地域資源の魅力を発信。

②協議会において、基金事業や集落維持に向けた取組の進捗状況等について関係市町と情報共有を図るとともに、基金の在り方について意見交換を行いました。基金については、市町からの評価は高まっており、取組の成果や新たなニーズも出始めていることから、平成26年度も引き続き市町が事業に取り組む財源とするため、積み増しを行うこととしました。

③市町や他県と共同で東京、大阪、名古屋において、計8回移住相談会やセミナーを開催するとともに、希望者へのメールマガジンの発行やホームページの充実など効果的な情報発信を行いました。併せて、ワークショップや先進地視察などを実施することで市町職員の移住の取組に対するノウハウの習得や意識の醸成を図りました。引き続き、市町とともに移住施策についての議論等を深め、地域の受入体制の充実と効果的な情報発信を行っていく必要があります。

④集落機能を維持する取組を尾鷲市、志摩市、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の6市町のモデル地域において実施しました。取組を始めて2年目となる尾鷲市と志摩市では、住民と学生の話し合いを通じて、交流施設での手作り弁当販売、アンテナショップ開設、フェイスブックページの立ち上げなど、それぞれ地域の魅力を発信する具体的な取組が動き出しています。これらについては3月に開催した「三重発！地域と大学のイキイキ連携フォーラム」で発表し、成果の共有を行いました。また、話し合いを通じて多様な住民の意見をまとめていくスキルを身に付けるため、大学と連携して市町職員等を対象に人材育成講座を開催しました。モデル地域での取組をより充実した内容にするため、今後さらにサポート人材のスキルアップとノウハウの蓄積・共有を進めていく必要が

あります。

- ⑤地域資源を活用した事業者への支援については、新規雇用を伴う事業拡大を行う3事業者を採択し、3名の雇用創出につなげました。採択した事業の円滑な進捗とさらなる拡大に向けて、関連施策の情報提供等、事業者に対して継続的な支援を行っていく必要があります。
- ⑥熊野古道等への年間来訪者数が過去最多の30万8千人（対前年比12.7%増）となるなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進んでいます。引き続き地域や関係機関等と連携し、地域の魅力の発信や来訪者の利便性の向上に取り組み、東紀州地域への誘客促進を図る必要があります。
- ⑦東紀州地域振興公社では、熊野古道伊勢路を核として、県外での観光展等への出展やホームページなどを活用した情報発信、旅行商品の企画やエージェントセールスを行うとともに、県外での物産販売への支援や商談会等への出展支援を行いました。今後も東紀州地域振興公社が東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する役割を果たすよう支援することが必要です。
- ⑧熊野古道センターでは、東紀州地域の自然、歴史、文化に関する魅力ある企画展や地域と連携した交流イベントを開催しました。紀南中核的交流施設では、伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや「蘇りの地熊野の自然と歴史を堪能する連泊プラン」など魅力的な宿泊プランを展開しました。引き続き魅力的な企画等を実施することで、さらなる集客交流を図るよう支援していく必要があります。
- ⑨熊野古道世界遺産登録10周年に向けて機運を高めるため、神宮来訪者等への情報発信や三重テラスにおける伊勢と熊野の歴史的なつながりを紹介する熊野古道セミナーの開催、熊野古道伊勢路沿いの霊場を巡るモデルウォークなどを実施しました。併せて、市町や東紀州地域振興公社と連携して10周年キャンペーンのキャッチコピーやロゴマークを活用したポスター、ダイジェスト版ガイドブック、ホームページにより情報発信を行いました。引き続き、10周年に関して効果的な情報発信を行うとともに、市町や関係団体等と連携してさまざまな記念事業等を実施することで、熊野古道への関心を高め、地域の賑わいを創出する必要があります。また、10周年を契機として、古道の価値を次世代に守り伝えていくことが必要です。
- ⑩旬の情報を発信する季刊情報誌「みよら東紀州」を発行することで、東紀州地域の観光・産業の情報発信を行ったほか、通販カタログに東紀州産品を掲載することにより地域産品の販路拡大を図りました。引き続き、通販事業者等へのセールスを行うとともに、新たな販路開拓につなげるため既存商品の付加価値を高める必要があります。
- ⑪東紀州地域での木質バイオマスの安定供給体制を構築するため、「東紀州木質バイオマス利用協議会」および「くまの地域林業活性化協議会」に対して、高性能林業機械のリース費用や流通経費の支援を行いました。今後の自立した供給体制の構築に向けて、運搬などコスト面の課題があることから、引き続き、木質バイオマスを安定供給できる体制づくりに取り組む必要があります。
- ⑫関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、8月と3月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。今後も引き続き、関係部局との連携を密にしていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向

- ①めざす姿を実現するためには、各市町を中心とする「地域」が主体的に考え、取組を進めていくことが重要であり、協議会や基金を軸として、そのための「仕組みづくり」を進めます。基金を活用した複数市町による主体的な取組がさまざまな枠組みで平成25年度から本格的に動き出しており、これらを継続、発展させていくため、基金の積み増しを行うとともに、地域活性化局と連携して、助言、協力等引き続き積極的に関わることで市町を支援していきます。また、他市町への波及を目的として、これらの取組の成果を協議会等において共有していきます。

なお、基金を活用した複数市町による平成 26 年度の取組は次のとおりです。

- ・ 第一次産業の担い手確保対策事業
- ・ 移住交流推進事業
- ・ 幹線道路を活用した誘客促進事業
- ・ 子どもの地域学習推進事業

高校生の地域人材育成事業について、これまでの 2 校に加えて新たに尾鷲高等学校（尾鷲市）で実施。

- ・ 企業立地セミナー開催事業
- ・ 出逢い・結婚支援事業（旧：婚活支援事業）
- ・ 熊野古道世界遺産登録 10 周年キャンペーン事業

東紀州地域の 5 市町が連携して、10 周年のキャッチコピーやロゴマークを効果的に活用し、地域の魅力やイベント情報を発信する等、10 周年キャンペーンを展開。

- ・ 伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業

伊勢市、玉城町、多気町、大台町、大紀町が連携して、伊勢から始まる熊野古道伊勢路の魅力発信。

- ②引き続き、市町と共同で三大都市圏における移住相談会やセミナー等を開催します。他県との共同開催で得たノウハウも取り入れながら、内容を充実させていきます。また、希望者へのメールマガジン配信やホームページの充実など、地域の情報をより効果的に発信します。さらに、移住者を交えたワークショップを開催するなど、市町と連携して移住者の受入体制の充実を進めます。
- ③市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、平成 25 年度から実施している 4 つの地域に加えて、新たなモデル地域において実施します。これらの取組を推進するためには「人づくり」が不可欠であり、地域のリーダー的な役割を担う人材の育成や成果発表の場づくりなど、大学と市町・地域が連携した「人づくり」の取組を進め、ノウハウ等の蓄積・共有を図っていきます。
- ④南部地域における就労支援については、引き続き、地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援します。また、採択事業が順調に推移するよう進捗状況を把握し、関連施策の情報提供や関連部局の窓口紹介等、事業者に対して支援を行います。
- ⑤関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていきます。
- ⑥東紀州地域振興公社が、東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たし、10 周年を契機として熊野古道の保全と活用を一層推進するよう引き続き支援します。
- ⑦熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら世界遺産登録 10 周年関連の魅力ある企画展や交流イベント等を開催することにより、情報収集、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能が充実するよう支援していきます。
- ⑧平成 26 年は熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えることから、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」として積極的に情報発信するとともに、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を市町、地域と一体となって実施することにより、賑わいの創出と地域経済の活性化を図ります。また、熊野古道サポーターズクラブの立ち上げなど古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりなどに取り組むことで、10 周年を契機として、古道の

保全意識やホスピタリティの向上を図り、地域の人びとが地域に愛着を持ち、主体的に活性化に取り組むことにつなげていきます。

- ⑨平成 26 年秋に本格稼働予定の県内初の木質バイオマス発電事業に向けて、地域林業活性化協議会等と連携し、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援を行うなど、木質バイオマスを安定的かつ自立的に供給できる体制づくりに取り組みます。
- ⑩引き続き、「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、市町の課題に対応する県関係部局の事業や基金を有効に活用できるよう、調整を図っていきます。また、地域活性化局と一体となって積極的に市町や集落に出向き、基金事業を始めとする各種取組の着実な進捗を図るとともに、関係部局と課題を共有し、その解決に努めることで、総合調整機能を果たしていきます。

第4章

行政運営の取組

(1) 行政運営の取組とは

「みえ県民カビジョン・行動計画」では、政策体系に位置づけた〈施策〉を推進するために行う効果的な行政運営の取組内容を政策体系に準じて掲げています。

行政運営の取組は、〈施策〉に準じて進行管理を行うこととし、〈施策〉と同様、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標（「県民指標」）と、県（行政）が取り組んだことの効果がわかる指標（「県の活動指標」）を設定しています。

平成 26 年版成果レポートでは、平成 25 年度の取組の成果と課題を、行政運営の取組ごとに整理・検証しています。

また、成果と課題の検証結果を踏まえた、各行政運営の取組ごとの今後の取組方向について、今年度の改善のポイントと特に注力する取組を中心に明らかにしています。

(2) 行政運営の取組一覧

行政運営の取組		頁
行政運営 1	「みえ県民カビジョン」の推進	460
行政運営 2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	464
行政運営 3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	468
行政運営 4	適正な会計事務の確保	472
行政運営 5	市町との連携の強化	476
行政運営 6	広聴広報の充実	478
行政運営 7	IT利活用の推進	482
行政運営 8	公共事業推進の支援	486

* 評価結果をふまえた進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法については、59 ページ～60 ページをご覧ください。

(3)行政運営の取組数値目標等一覧

行政運営の取組名		数値目標						
		目標項目	25年度 目標値	25年度 実績値	目標達成 状況	進展度	県民一人 あたりのコスト (円)	
行政 運営1	「みえ県民ビジョン」の推進	県民指標	各施策の「県民指標」の達成割合	70.0%	46.4%	0.66	B	159
		活動指標	各施策の「県の活動指標」の達成割合	80.0%	61.6~64.5%	0.77~0.81		
			「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	80.0%	45.0~50.0%	0.56~0.63		
			新たに実施する広域連携事業の数(累計)	10件	22件	1.00		
	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数	5回	12回	1.00				
行政 運営2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	県民指標	行財政改革取組の達成割合	71%	76%	1.00	B	1,034
		活動指標	事務改善取組の実践(「率先実行大賞」への応募)	60.0%	62.4%	1.00		
			人材育成に関する達成度	79.3%	78.3%	0.99		
行政 運営3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	県民指標	県債残高	8,224億円 (25年度末)	8,215億円 (25年度末)	1.00	A	46,499
		活動指標	県債残高	8,224億円 (25年度末)	8,215億円 (25年度末)	1.00		
			県税の徴収率	96.8% (24年度)	97.0% (24年度)	1.00		
			庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	97.7%	97.7%	1.00		
行政 運営4	適正な会計事務の確保	県民指標	県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数(実施1か所あたり)	3.0件以下 (24年度)	3.0件 (24年度)	1.00	B	390
		活動指標	出納局が行う会計支援の満足度	3.40	3.39	0.99		
			資金保全率	100%	100%	1.00		
行政 運営5	市町との連携の強化	県民指標	市町への権限移譲事務数(累計)	481事務	484事務	1.00	A	1,357
		活動指標	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数(累計)	4取組	4取組	1.00		
			財政健全化計画策定団体数	0市町	0市町	1.00		
行政 運営6	広聴広報の充実	県民指標	得たいと思う県情報が得られている県民の割合	58.0%	56.7%	0.98	B	688
		活動指標	県のホームページ(トップページ)へのアクセス件数	174万件	130万件	0.75		
			統計情報利用件数(みえDataBoxアクセス件数)	870,000件	848,541件	0.98		
			公文書や個人情報の開示決定等における開示・非開示判断の適正度	80.0%	42.1%	0.53		
行政 運営7	IT利活用の推進	県民指標	行政手続等のオンライン利用率	56.0%	59.0%	1.00	B	548
		活動指標	電子申請・届出システム活用件数	179,000件	177,751件	0.99		
			県情報ネットワーク停止時間	30分	16分	1.00		
			携帯電話不通話地域整備数(累計)	71基	70基	0.00		
			新たな手法(システム評価等)による支援を実施した大規模システム数(累計)	14件	17件	1.00		
行政 運営8	公共事業推進の支援	県民指標	公共事業への信頼度	95.5%	97.5%	1.00	A	3,432
		活動指標	公共事業再評価・事後評価達成度	97.3%	97.3%	1.00		
			受注者の地域・社会貢献度	93.6%	97.7%	1.00		

(4) 行政運営の取組評価表の見方

行政運営 ○ ○ ○ ○ ○ ○

【主担当部局：○○○○○】

めざす姿

平成 23 年度からおおむね 10 年後の長期的な目標を記載しています。

平成 27 年度末での到達目標

行動計画に掲げる取組の行動計画期間内（27 年度末）の目標を記載しています。

評価結果をふまえた取組の進展度と判断理由

進展度 *	施策の進展度を A～D の 4 段階で評価しています。	判断理由	左欄の判断理由を記載しています。
----------	-----------------------------	------	------------------

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行動計画における県民指標を記載しています。		24 年度の目標値※1	25 年度の目標値※1	25 年度の目標の達成状況※2	26 年度の目標値※1	27 年度の目標値※1
	23 年度の現状値※1	24 年度の実績値※1	25 年度の実績値※1			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	この数値目標の意味、内容、用語の説明などを記載しています。					
26 年度目標値の考え方	この目標項目に設定した、平成 26 年度における目標値設定の考え方、理由などを記載しています。					

※1 当該年度の取組結果を評価する時点で、当該年度の現状値・実績値が把握困難な指標は、把握可能な最新年(度)の数値を用い、「(〇〇年(度))」と併記しています。これに関連する目標値も同様に、評価に用いる対象年(度)を「(〇〇年(度))」と併記しています。なお、行動計画策定以降、最新の実績が明らかになったものは当該数値を掲載しています。

※2 25 年度における目標達成の状況を 1.00（達成）～0.00 までの数値で表記しています。

活動指標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		基本事業名を記載しています。	基本事業の目標項目名(活動指標)を記載しています。	23年度の現状値	24年度の目標値 24年度の実績値	25年度の目標値 25年度の実績値	25年度の目標の達成状況

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等					
概算人件費					
(配置人員)					

平成 26 年版成果レポート(案)では、事業費(「予算額等」欄)は、平成 23 年度、平成 24 年度は決算額、平成 25 年度は決算見込額、平成 26 年度は予算額を記載しています。
また、概算人件費は施策ごとの配置人員を基礎として算出しています。

(単位：百万円)

平成 25 年度 of 取組概要

平成 25 年度 of 取組内容(県の取組(活動)結果)を具体的に明らかにしています。

文中「*」のついている語句は、巻末(参考)の用語説明のページに説明を掲載しています。

平成 25 年度 of 成果と残された課題(評価結果)

平成 25 年度 of 取組結果について、平成 27 年度末までの到達目標を踏まえ、県民にとっての成果を検証する観点から、取組の成果と残った課題や、環境変化に伴い発生している新たな課題を明らかにしています。

平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向

検証結果を踏まえ、平成 26 年度における改善のポイントと取組方向を明らかにしています。

「平成 25 年度 of 取組概要」「平成 25 年度 of 成果と残された課題(評価結果)」「平成 26 年度 of 改善のポイントと取組方向」の箇条書き先頭記号は○番号としています。この番号は、上記の項目にある同じ○番号の文書の内容を結びつけるものではありません。

*「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営1 「みえ県民カビジョン」の推進

【主担当部局：戦略企画部】

めざす姿

「みえ県民カビジョン」に基づく政策が進むとともに、県民の皆さんとの「協創」の取組が広がることで、成果が県民の皆さんに届き、幸福実感が高まっています。

平成27年度末での到達目標

「選択・集中プログラム」をはじめ、「行動計画」に基づく施策、事業に取り組むことにより、県政の課題解決が進み、県民の皆さんが取組の成果を感じ始めています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」の目標を達成した施策の割合は、46.4%と目標の70.0%に到達していませんが、「活動指標」の4分の2が目標達成していることや、県民指標の目標が未達成の施策のうち、Bの施策の占める割合が90%であることから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
各施策の「県民指標」の達成割合	/	70.0%	70.0%	0.66	70.0%	70.0%
	—	48.2%	46.4%		/	/
目標項目の説明と平成26年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「県民指標」の目標値を達成した施策が全施策に占める割合					
26年度目標値の考え方	「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」における各施策の主指標の達成割合（53.3%）を参考にしつつ、県民の皆さんに成果を届けることを県政運営の基本姿勢に掲げていること、平成26年度目標値は、みえ県民カビジョン・行動計画の3年目にあたり、着実に取組を推進する必要があることから、平成25年度と同様、70%が妥当であると考え設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40101 「みえ県民カビジョン」の進行管理（戦略企画部）	各施策の「県の活動指標」の達成割合	/	80.0%	80.0%	0.77~ 0.81	80.0%	80.0%
		—	60.9%	61.6~ 64.5%		/	/
	「選択・集中プログラム」の数値目標の達成割合	/	80.0%	80.0%	0.56~ 0.63	80.0%	80.0%
		—	50.0%	45.0~ 50.0%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40102 広域連携の推進（戦略企画部）	新たに実施する広域連携事業の数（累計）		5件	10件	1.00	(達成済)	20件
		—	9件	22件			
40103 高等教育機関との連携の推進（戦略企画部）	学生と地域のさまざまな主体との交流フォーラムの開催回数		5回	5回	1.00	5回	5回
		—	5回	12回			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	116	71	72	97	
概算人件費		180	211		
(配置人員)		(20人)	(23人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「みえ県民カビジョン」の的確な進行管理のため、知事と各部局長等による政策協議を2回（春・秋）実施するとともに、県政における政策課題に関して、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行う「三重県経営戦略会議」を4回開催。平成 26 年度の県政を推進するにあたっての基本方針である「平成 26 年度三重県経営方針」を策定
- ②県民の皆さんの参画のもと、「新しい豊かさ協創プロジェクト」の進行管理を行う推進会議を、5つの協創プロジェクトごとに開催（全 15 回）
- ③県民の皆さんの幸福実感を把握し、県政の運営に活用するため平成 24 年度に実施した「第 2 回みえ県民意識調査」結果の詳細を公表、第 3 回調査を実施
- ④県境を越えて取り組むべき広域的な課題の解決に向けて、近隣府県や全国知事会等と連携し、観光振興、産業振興などの事業に取り組むとともに、「『地方目線』の少子化対策」など国の制度の創設・改正等にかかる提言活動を行いました。
- ⑤県内高等教育機関と連携し、地域の皆さんと大学生等が地域の課題について意見交換等を行う「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）を 12 テーマで開催（参加学生数 154 名）。学生団体の地域貢献活動やその成果を県民の皆さんと共有することを目的とする『学生』×『地域』の取組事例発表会「ベストプラクティスコンテスト」（発表・展示団体数 19 団体）と、学生と地域が連携する優良事例を紹介し、参加者のノウハウを醸成することを目的とするパネルディスカッション形式の「大学・地域連携シンポジウム」を 3 月に同時開催（参加者数約 150 名）
- ⑥新しい三重づくりのための政策創造及び提言、政策創造員の政策創造能力の向上等を図るため、部局等の推薦を受けた職員などで構成する政策創造員会議*において、調査・研究活動を実施（4 テーマ）

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ① みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）*に位置づけた政策協議や「三重県経営戦略会議」などを通じて「みえ県民力ビジョン」の的確な進行管理を行いました。しかし、各施策の「県民指標」が目標に到達していないことから、平成 26 年度の目標達成にむけて、引き続き的確な進行管理をしていく必要があります。
- ② 「新しい豊かさ協創プロジェクト」については、5つのプロジェクト毎に進捗状況や取組方向、改善点などについて協議し委員から出された意見を、春の政策協議の場を経て「成果レポート」に記載しています。また、プロジェクト毎に推進会議の位置づけは異なりますが、会議を通じて事業のブラッシュアップが図られています。推進会議での議論が、プロジェクトの更なる改善に繋がるよう、いただいた意見を生かせるようにする必要があります。
- ③ みえ県民意識調査の結果が「平成 26 年度三重県経営方針」の策定や当初予算議論の際の資料等として活用されるよう、専門家の助言も得ながら詳細な分析を行い、7月に分析結果をまとめたレポートを公表しました。平成 26 年 1 月から 2 月にかけて実施した「第 3 回みえ県民意識調査」については、これまでの調査におけるフォローアップの必要性、有識者からの助言、時代の変化などを踏まえ、少子化対策の議論に資する設問を追加するなどの見直しを行いました。意識調査の結果については、平成 26 年版成果レポートへの記載に向けて速やかに集計を行うとともに、調査結果が県政運営に活用されるよう、詳細に分析する必要があります。
- ④ 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が 5 月に成立したことから、番号制度の導入にむけた準備を進める必要があります。
- ⑤ 引き続き、全国知事会等と連携しながら、県単独での解決が難しい課題に対して、より効率的、効果的に対応していくとともに、本県の実状に応じた制度創設・改正や予算確保を実現するため、国の動向や本県の状況の変化を踏まえた提言・提案を行っていく必要があります。
- ⑥ 「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）の開催テーマ数、参加学生数とも前年度に比べて増加したことで、大学生等が地域活動へ参画するきっかけの場を提供するとともに、参加学生や受入団体等を対象にしたアンケート等を通じて、大学生等に地域活動への参画を促すための課題やノウハウを得ることができました。さらに、『学生』×『地域』の取組事例発表会 ベストプラクティスコンテスト」と「大学・地域連携シンポジウム」を通じて、参加した県民の皆さんや学生間で取組の共有やノウハウの醸成を図ることができました。今後、平成 24 年度からの取組の成果と課題を踏まえて、県内高等教育機関等と地域との連携の仕組みづくりの検討に着手する必要があります。
- ⑦ 政策創造員会議における調査・研究活動では、普段の業務を離れ、自ら設定した政策課題を対象として、文献調査や有識者からの意見聴取などに取り組み、多くの新たな気づきを得たこと、また、幅広い視点から自由闊達に議論したことにより、メンバーの政策創造能力向上につながりました。研究内容のさらなる充実に向けた工夫が必要です。
- ⑧ 平成 27 年度に予定されている次期行動計画の策定に向け、「三重県経営戦略会議」でも議論された人口減少など、部局横断的かつ中長期的な課題を整理する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【戦略企画部 副部長 福田 圭司 電話：059-224-2009】

- ①平成 26 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目に当たるため、目標達成に向けて、政策協議や「三重県経営戦略会議」等を通じて、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを「評価」・「改善」し、確実に「計画」につなげられるよう、「みえ県民力ビジョン」の的確な進行管理を行っていきます。

- ②平成 26 年度も「県民力による『協創』の三重づくり」に取り組むため「新しい豊かさ協創プロジェクト推進会議」を開催し、会議の運営にあたっては、会議での議論がプロジェクト構成事業の PDCA とリンクするよう、きめ細かな対応をしていきます。
- ③みえ県民意識調査について、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の年間スケジュールを踏まえ、集計結果の報告書を 4 月に、有識者の協力も得ながら分析したレポートを夏頃までにそれぞれ公表するとともに、「第 4 回みえ県民意識調査」については、平成 27 年 1 月実施に向けて、これまでの調査結果や時代の変化なども考慮し、継続的な改善を行います。
- ④「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づく番号制度の導入にあたり、必要となる情報システムの整備を進めます。
- ⑤全国知事会やブロック知事会だけでなく、圏域にとらわれず共通課題を有する他県との連携を進めていきます。また、地方の視点からの政策課題の解決に必要な国の制度創設・改正等について、知事会や他の自治体とも連携して、国に対して提言・提案を行っていきます。
- ⑥県内高等教育機関で地域を志向した教育や社会貢献の取組が広まっていることも踏まえ、県内高等教育機関との意見交換の場である「大学サロンみえ」において、県内高等教育機関と地域との連携の仕組みづくりについて具体的な協議を進めます。
- ⑦政策創造員会議における調査・研究活動のテーマ決定過程において、民間企業・NPO 関係者の参加を募り、フューチャーセッションを実施することにより、取り組むべき問題の明確化を図るとともに、テーマ選定及び研究計画の策定段階で、専門家の助言を受けられるような体制づくりを進めます。
- ⑧次期行動計画を見据え、部局横断的かつ中長期的な課題に関する基礎調査を、全庁的な体制の下で実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営 2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

【主担当部局：総務部】

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

平成 27 年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度	B	判断理由
*	(ある程度進んだ)	県民指標と活動指標の1項目は目標値を達成しましたが、活動指標の1項目は目標値を達成できなかったことから「ある程度進んだ」と判断しました。

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行財政改革取組の達成割合	—	42%	71%	1.00	86%	100%
		42%	76%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合					
26 年度目標値の考え方	ロードマップ（工程表）に基づき、平成 27 年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40201 自立的な県行政の運営（総務部）	事務改善取組の実践（「率先実行大賞」への応募）	—	55.0%	60.0%	1.00	65.0%	70.0%
		41.4%	57.0%	62.4%			

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40202 人材育成 の推進(総務部)	人材育成に関する 達成度		78.9%	79.3%	0.99	79.7%	80.0%
		77.7%	77.9%	78.3%			

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	802	736	953	1,259	
概算人件費		947	938		
(配置人員)		(105人)	(102人)		

平成25年度の取組概要

- ①「三重県行財政改革推進本部」を中心として、適切に「三重県行財政改革取組」の進行管理を行うとともに、半期ごとにその状況を取りまとめ公表
- ②「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)*」の本格的な運用を開始するとともに、運用状況について各部局と検証を行い、記載事項の簡略化や運用マニュアルの整備を実施
- ③改善(Act)機能の強化を図り、施策の目標達成に資するため、外部有識者から意見を聴き取る「事業改善に向けた有識者懇話会(ブラッシュアップ懇話会)」を開催(7/12・7/19事業説明、8/9意見聴取)
- ④「みえ県民力ビジョン」の推進や社会情勢の変化などに的確に対応するために必要な組織体制を整備
- ⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき団体及び出資者と十分な調整を図りながら見直しを実施するとともに、その進捗管理を実施。また、団体経営評価について、新たな評価様式等を策定し平成25年度実施の団体経営評価より適用
- ⑥「防災・減災等事業に関する事務の執行について」をテーマに外部監査を実施
- ⑦各階層別研修、次長級の職員を対象とした「危機管理リーダー研修」及び各職場での「危機管理意識向上研修」を実施するとともに、全庁的に実践的な危機管理マニュアル訓練を実施(階層別研修等の職員研修 計13回実施)
- ⑧「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、「仕事を通じた人材育成(OJT*)」を人材育成の最も重要な柱に位置づけ、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成を実施
- ⑨職員のコンプライアンスの指針となる「コンプライアンスハンドブック」を策定するなど、コンプライアンスを常に意識した業務推進を県庁の組織文化・風土としていくことをめざす「コンプライアンスの日常化」に向けた取組を実施。また、階層別研修等において具体的な事例を用い、服務規律の確保や法令遵守の意識を徹底するとともに、職員の法令への習熟度向上に向け、リーガル・サポートの取組、巡回法務・コンプライアンス研修を実施
- ⑩管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用するとともに、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を目指し、関係機関等との協議を実施
- ⑪早期に定期健康診断を実施するとともに、健康相談や各種研修会の開催等により総合的な安全衛生対策を実施。また、メンタルヘルス対策については、各種のセミナー等を開催するとともに、適切なサポートを実施

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「三重県行財政改革取組」においては、52取組のうち、昨年度達成済の22取組を含めた40取組を達成しました（目標：71%、実績76%）。今後も着実な推進を図る必要があります。
- ②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の本格的な運用を開始し、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価（Check）、改善（Act）し、確実に次年度の計画（Plan）につなげました。引き続き、円滑な運用に向けた庁内周知等を図っていく必要があります。
- ③「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、平成25年版成果レポートにおいて施策の進展度がCとなった8施策を構成する事務事業について、外部有識者から事業のあり方や今後の事業の方向性についてご意見をいただき、平成26年度当初予算要求に反映しました。
- ④少子化対策や県民の命を守る緊急的な取組など社会情勢の変化などに的確に対応するための推進体制を整備しました。引き続き、行政ニーズに対応した組織体制としていく必要があります。
- ⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体のあり方見直しは2団体で、県関与の見直しは、委託補助金等の見直しを2団体、役員等就任の見直しを14団体、職員派遣の見直しは4名削減を実施しました。また、団体経営評価は新たな評価様式等を策定し、団体の自己評価に所管部局による審査及び評価を実施し、結果を議会へ報告し、県民に公表しました。今後も、団体のあり方見直しなどの取組が着実に推進できるよう団体等と十分な調整を図っていく必要があります。
- ⑥包括外部監査については、1月末に監査結果報告書が外部監査人から提出されました。今後は監査結果に基づき、関係部局において改善を進めていく必要があります。
- ⑦各階層別研修、危機管理リーダー研修、危機管理推進者等研修を実施し、職員の危機管理意識の徹底を図るとともに、危機への的確な対応ができる人材の育成に取り組みました。また、他の所属で発生した危機事例を全庁的に情報共有し、危機発生の未然防止を図りました。不適切な事務処理等の発生を踏まえ、引き続き、職員の「気づき」を促し、危機意識の向上を図る必要があります。
- ⑧「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」への転換を図るため、OJTリーダーの設置、新任所属長や新任班長など職場での役割に着目した研修、新規採用職員トレーナーの複数体制化等を実施しました。これらの取組などにより、組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」の定着を図ることが必要です。
- ⑨「コンプライアンスの日常化」に向け、全所属でのコンプライアンス・ミーティングの実施、職員クレドカードの作成・活用、コンプライアンス研修の拡充などに取り組み、コンプライアンスの意識を高めました。また、施策や業務等における法的妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）をスタートさせ、職員の法令習熟度の向上に努めました。今後は「コンプライアンスハンドブック」等を活用することにより、各所属や職員自らがコンプライアンス意識の向上に努める必要があります。
- ⑩管理職員にかかる勤務評価制度を適切に運用しています。また、現在試行中である「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組む必要があります。
- ⑪年度の早い時期に健康診断を実施することができたため、健診結果をもとに年度を通じて、就労上の配慮の助言や必要な保健指導を実施しました。メンタルヘルス対策については、復職者の再発防止を目指して、平成25年度から新しく臨床心理士による認知行動療法を実施し、17名（延べ111名）がカウンセリングを受けました。なお、不適切な飲酒習慣はメンタル疾患とも深い関わりがあることから、早急な対応が必要となっています。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【総務部 副部長 松田 克己 電話：059-224-2101】

- ①引き続き、「三重県行財政改革推進本部」を中心として、ロードマップ（工程表）に基づき「三重県行財政改革取組」の推進に全庁挙げて取り組みます。
- ②「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」は、平成25年度に整備した運用マニュアルを活用することなどによって、より効率的、効果的な運用を行います。
- ③引き続き、施策の進展度がCまたはDとなった施策を構成する事務事業を対象として、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」を開催し、施策の目標達成に資するため、県による自己評価に加え、有識者からの意見を参考として事業の見直しを促進します。
- ④「みえ県民力ビジョン」の推進や社会情勢の変化などに的確に対応するために必要となる組織体制を整備します。
- ⑤「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、引き続き、団体及び出資者と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、その進捗管理を行います。
- ⑥包括外部監査人と契約を締結し、外部監査を実施するとともに、平成25年度の包括外部監査の結果について、関係各部と連携を取りながら、指摘事項が行政運営に適切に反映されるよう取り組みます。
- ⑦引き続き、職員の危機意識及び危機対応力向上のためのより実践的な研修・訓練が実施されるよう、取り組んでいきます。
- ⑧「三重県職員人づくり基本方針」により、高い意欲と能力を持った人材の育成にかかる取組を継続します。
- ⑨「コンプライアンスハンドブック」等を活用した「コンプライアンスの日常化」に取り組むとともに、法曹有資格者による巡回法務・コンプライアンス研修等により、職員のコンプライアンスの意識向上に引き続き取り組みます。さらに、施策や業務の妥当性について事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）を活用し、法令習熟度の向上に取り組みます。
- ⑩職員の意欲・能力の向上と組織力の向上を目指し、「県職員育成支援のための評価制度」の定着と施行に取り組みます。
- ⑪健康診断結果において、異常が見られる職員の割合は、年齢が上がるにしたがって高くなる傾向にあることから、職員が自らの健康に関心を持ち、健康管理を行っていくことの大切さを自覚させるような取組を実施します。また、引き続き職員のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、不適切な飲酒習慣による問題を抱える職員を治療につなげることができるよう取組を進めます。全職員がアルコール依存症についての正しい知識を持ち、予防ができるようeラーニングを活用した自己研修の場を提供します。

行政運営 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

【主担当部局：総務部】

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

平成 27 年度末での到達目標

平成 19 (2007) 年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県債残高 *1	8,190 億円 (23 年度末)	8,232 億円 (24 年度末)	8,224 億円 (25 年度末)	1.00	8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
	8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)	8,215 億円 (25 年度末)		8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。					
26 年度目標 値の考え方	「中期財政見通し」を踏まえ、平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末よりも減少するよう目標値を設定しました。					

*1 各年度、最終補正後の数値で比較。

活動指標							
基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40301 持続可能な財政運営の推進（総務部）	県債残高 *1	8,190 億円 (23 年度末)	8,232 億円 (24 年度末)	8,224 億円 (25 年度末)	1.00	8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
		8,190 億円 (23 年度末)	8,358 億円 (24 年度末)	8,215 億円 (25 年度末)		8,185 億円 (26 年度末)	8,185 億円 (26 年度末)
40302 公平・公正な税の執行と 税収の確保（総務部）	県税の徴収率	96.5% (22 年度)	96.6% (23 年度)	96.8% (24 年度)	1.00	96.9% (25 年度)	96.9% (26 年度)
		96.5% (22 年度)	96.7% (23 年度)	97.0% (24 年度)		96.9% (25 年度)	96.9% (26 年度)

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40303 最適な 資産管理と職場 環境づくり（総 務部）	庁舎（本館棟・ 附属棟等）の耐 震化率		95.5%	97.7%	1.00	100%	100%
		88.9%	95.5%	97.7%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	72,596	80,268	82,245	84,349	
概算人件費		2,813	2,804		
(配置人員)		(312人)	(305人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制
- ②平成 26 年度当初予算の編成にあたっては、要求上限額（シーリング）に一定の加算を行う重点化施策を新たに設定するなど、新しい予算編成プロセスの円滑な運用を実施
- ③ネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の 3 施設を中心に具体の募集条件等を検討
- ④税外の未収金について、各部局において「三重県債権管理適正化指針」に基づく未収金の縮減の取組を実施。また、債権管理の一層の適正化を図るため「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を制定するなど、条例・規則等の整備を行うとともに、債権管理推進会議において全庁的な取組を推進
- ⑤県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、滞納者に対する差押を強化するとともに、特別徴収機動担当と県税事務所が連携し、機動的に滞納整理を実施
- ⑥個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、7 市町から職員と約 3,000 件の滞納案件を受け入れ、大量かつ集中的に滞納整理を実施。また、平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向け、具体的準備を市町と連携して推進（指定予告通知書の送付約 38,000 件、関係団体等の説明会開催 41 回など）
- ⑦「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、広報や説明会を開催。また、税導入のための税システム改修を実施
- ⑧「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用財産の売却を進め（売却額：約 4 億 7,000 万円）、公用車の広告掲載（収入額約 135 万円）を進めるなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進
- ⑨「県庁舎等施設保全マニュアル」策定に向けて日常点検の試行等を行うとともに、BIMMS（保全情報システム）を活用し、不具合・修繕履歴等保全情報を蓄積

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①可能な限り県債発行の抑制を図った結果、平成 25 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高(8,215 億円)は、中期財政見通しで示した残高(8,224 億円)を下回りました。一方で、行政ニーズへの適切な対応を前提としつつ翌年度以降における財政の健全な運営に資するための財源確保にも配慮していく必要があります。
- ②新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、メリハリのある予算編成に努めました。平成 26 年度予算編成にあたっては、従来の一律のシーリングを見直し、重点化施策に一定の加算を行うなど更なる選択と集中を図りました。
- ③ネーミングライツについては、募集条件やネーミングライツ・パートナーの選定基準等について、より具体的な内容を検討した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場について、平成 26 年度から募集を開始することとしました。また、三重県文化会館については、ネーミングライツの導入を見送ることとしましたが、三重県営サンアリーナについて、引き続き検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていく必要があります。
- ④税外の未収金について、「三重県債権管理適正化指針」に基づき、債権処理計画の策定、債権管理事務に係る自己検査及び徴収強化月間（毎年 12 月）等の新たな取組を実施し、未収金の縮減を図りました。今後は、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等が施行されたことから、これまで以上に積極的な債権回収及び適正な管理を行うとともにその進捗管理を的確に行う必要があります。
- ⑤県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行い、積極的な滞納整理を実施しました。差押等、滞納処分の実績は、繰越滞納が減少した影響により 6,321 件で前年度から 123 件減少しましたが、目標の 5,000 件を達成しました。県税の高額案件のうち、税込確保課が指定した指定案件については、8,500 万円を処理し、約 8,400 万円を徴収しました。また、自動車税の納期内納付率は過去最高の 80.0%となりました。今後も引き続き、収入未済金の縮減に取り組むとともに、納税者の利便性向上のための納税手段の拡大を図る必要があります。
- ⑥個人県民税の収入確保策として、個人住民税特別滞納整理班において、県の滞納整理ノウハウを市町と共有しながら直接徴収を実施し、個人住民税の滞納処理額は約 10 億 500 万円で徴収額は約 5 億 6,500 万円となりました。今後も、個人住民税の直接徴収にかかる職員及び滞納案件の引き受け拡大に向け取り組むとともに、それ以外のより効果的な方策についても検討をする必要があります。また、全市町による特別徴収義務者の指定の徹底については、今後も、事業者及び納税者の理解が得られるよう一層の周知を図り市町との連携をより密にする必要があります。
- ⑦「みえ森と緑の県民税」について納税者の皆さんにより広くご理解いただくため、市町と連携しながら、様々な媒体を使った広報活動を実施するとともに、納税者からの問い合わせに対応するための Q&A の作成など市町の負担軽減を目的とした取組を行いました。税導入後の平成 26 年 4 月以降もさらに幅広く税の理解を深めていただけるよう、広報活動を実施する必要があります。
- ⑧未利用財産の売却については、売却額が約 4 億 7,000 万円となり目標額の 1 億 1,500 万円を大幅に上回りました。また、未利用財産の処分及び有効活用に向けて、各所属で財産の自己点検を実施し、利活用計画を策定しました。
- ⑨「県庁舎等施設保全マニュアル」を策定し、点検項目チェックシートに基づく日常点検を試行した結果、各庁舎の劣化状況が把握でき、庁舎管理担当者の保全意識が向上しました。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【総務部 副部長 嶋田 宣浩 電話：059-224-2121】

- ①将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り、県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制するとともに、行政ニーズへの適切な対応を前提としつつ翌年度以降における財政の健全な運営に資するための財源確保にも配慮していきます。
- ②引き続き、よりメリハリのある予算となるよう、新しい予算編成プロセスの円滑な運用に努めていきます。
- ③ネーミングライツについては、平成 26 年度から三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場を対象に募集を開始します。なお、募集条件や企業の選定にあたっては、県民の施設利用に混乱が生じないように慎重に検討を行います。また、三重県営サンアリーナについて、引き続きネーミングライツ導入の検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていきます。
- ④税外の未収金について、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、未収金の削減に取り組みます。
- ⑤県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等の平成 26 年度目標の達成に向け取組を進めます。特別徴収機動担当においては、県税事務所との連携をさらに強め、各事務所の徴収ノウハウのレベルアップを図ります。また、滞納件数が最も多い自動車税の滞納整理については、単年度整理の方針をさらに徹底させ、12 月と 1 月に設定する「差押強化月間」後の処理率についても向上を図るとともに、平成 26 年度からのクレジット納付の導入により自動車税の納期内納付の促進を図ります。
- ⑥個人住民税の直接徴収については、引き続き市町の状況把握や分析を行い未派遣市町への派遣の働きかけを行うとともに、三重地方税管理回収機構での新たな取組も含め、今後の効果的な方策を検討します。また、特別徴収義務者の指定の徹底については、引き続き、市町と連携を密にして取組を進め、今後の円滑な展開につなげます。
- ⑦平成 26 年 4 月に導入する「みえ森と緑の県民税」について、円滑な税の実施を図るため、引き続き広報活動や納税者からの問い合わせ対応等を市町との連携を強めて取り組んでいきます。
- ⑧「みえ県有財産利活用方針」に基づき、インターネットオークション等の手法も活用し、未利用財産の売却などの有効活用を進めるとともに、公用車の広告掲載を継続して実施するなど、計画的・効果的に財産の利活用を推進します。
- ⑨BIMMS に蓄積した不具合・修繕履歴等保全情報に基づき、劣化度・危険度を判断し、予防保全の観点から設備・機械等の更新、改修及び修繕を計画的に実施します。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営 4

適正な会計事務の確保

【担当当局：出納局】

めざす姿

会計事務の担当職員一人ひとりが法令や規則に基づいた適正な会計事務を行うとともに、県歳入金の収納方法が多様化し県民の皆さんの利便性が向上しています。また、財務会計制度を取り巻く動向を把握し的確に対応することにより、県の会計事務に対する県民の皆さんの信頼が高まっています。

平成 27 年度末での到達目標

適正かつ効率的な会計事務をめざした会計制度および公正で透明な入札・契約制度のもとで、会計事務担当職員が適正な会計事務を行うための会計支援が行われています。また、支払資金が安定的に確保された上で余剰資金が安全で有利に運用されるなど、県の公金が適正に管理されています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標達成とともに、活動指標もほぼ目標を達成できたことから、適正な会計事務の確保が「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
県の会計事務に是正・改善を求める監査意見数（実施1か所あたり）	/	3.1 件以下 (23 年度)	3.0 件以下 (24 年度)	1.00	2.9 件以下 (25 年度)	2.8 件以下 (26 年度)
	3.2 件 (22 年度)	3.5 件 (23 年度)	3.0 件 (24 年度)		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	監査委員が毎年度実施する定期監査結果の財務事務の執行に関し是正・改善を求める意見の総計（人件費に関する事務等への意見を除いた収入、支出誤り等に関する意見数）を監査実施箇所数で除した数値
26 年度目標値の考え方	毎年度、前年度の目標値を上回る目標を掲げて取り組んできており、平成 25 年度の実績値が目標を達成できたことから、平成 27 年度目標値の達成に向けた段階的目標数値として設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40401 会計事務の支援（出納局）	出納局が行う会計支援の満足度	/	3.36	3.40	0.99	3.50	3.60
		3.28	3.30	3.39		/	/
40402 公金の適正な管理（出納局）	資金保全率	/	100%	100%	1.00	100%	100%
		100%	100%	100%		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	253	234	263	671	
概算人件費		433	451		
(配置人員)		(48 人)	(49 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①各所属からの会計相談への対応（相談件数 8,916 件）、本庁・地域機関を合わせて 220 の所属に対する事前検査・事後検査の実施（指導件数 389 件）、職場訪問（OJT*研修、フォローアップ）、各種研修の実施（参加者延べ 1,800 人）など各所属の出納員・会計職員を日常的にサポート
- ②物品の適切な保守管理と有効活用のため、全庁的取組として、「みえ物品利活用方針」を 1 月に策定
- ③物件等電子調達システムの再構築について、統合する公共事業電子調達システムとの共通基盤部分を構築
- ④印刷物調達にかかる最低制限価格*制度について、平成 24 年 4 月からの試行結果を検証し、平成 26 年 4 月から対象を設計金額 100 万円以上から 50 万円以上に拡大して本格導入を決定
- ⑤収支見込額の的確な把握を行い、支払資金の安定的な確保、歳計現金や基金の安全で有利な運用を実施
- ⑥財務会計システム更新の基本設計に合わせ、納付書をペイジー標準帳票*で設計。また、母子寡婦福祉資金貸付金システムは平成 26 年 4 月から同帳票に変更
- ⑦クレジットカード収納について、不用物品及び公有財産のインターネットオークション売却の入札保証金で 4 件、ふるさと納税で 14 件を収納。平成 26 年 5 月からは新たに自動車税にも導入を開始
- ⑧予算編成から決算管理・決算統計まで行う財務会計システムを安定稼動

平成 25 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①会計事務には是正・改善を求める監査意見数は、今年度の県民指標の目標を達成しました。引き続き目標値の達成に向けて、出納員・会計職員のさらなる能力等の向上を進めていく必要があります。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づき、インターネットオークションを活用した不用物品の売却や本庁のパソコンの集約処分等の新しい取組を実施しました。今後は方針に沿って、平成 27 年度までの集中取組期間内に全庁の遊休物品の処理を完了させる必要があります。
- ③次期物件等電子調達システムについて、平成 27 年 3 月からの運用開始に向け、関係部との連携及び構築作業を円滑に行う必要があります。
- ④印刷物調達における最低制限価格制度について、試行の結果、印刷物の品質確保やダンピング防止に対する効果が認められました。平成 26 年 4 月以降の本格実施後も引き続き検証を行っていく必要があります。
- ⑤公金の管理について、資金保全率 100%を確保し、歳計現金で 0.090%、基金で 0.198%の運用利回りを確保しました。
- ⑥財務会計システムで発行する納付書を平成 27 年 3 月にペイジー標準帳票に変更することで、「県が発行する納付書様式の統一化方針」に基づく取組は着実に進んでいます。また、財務会計システムにおける当帳票への移行について円滑に実施していく必要があります。
- ⑦収納方法の多様化については導入コスト等が課題であり、今後さらに、費用対効果の観点を含め検討が必要です。
- ⑧財務会計システムは、平成 27 年 3 月の機器等の更新を円滑に実施する必要があります。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【出納局 副局長兼出納総務課長 亀井 敬子 電話：059-224-2771】

- ①会計事務に関する事前検査・事後検査および各種研修を引き続き実施します。また、各所属の状況に応じたOJT研修や検査後のフォローアップを重点的に実施するなど、よりきめ細かい会計支援を通じて、出納員・会計職員の能力向上とコンプライアンスの日常化により、適正な会計事務の確保に取り組みます。
- ②「みえ物品利活用方針」に基づき、全庁的な取組として、遊休物品の計画的な処理をはじめ、物品購入利活用書を活用した高額物品の適切な取得・利活用、インターネットオークションを活用した売払いの拡大、集約処分の対象を地域機関のパソコンや小型家電にも広げるなど、具体的な取組を進めます。
- ③次期物件等電子調達システムについて、平成 27 年 3 月からの円滑な移行と運用を行います。
 - ④印刷物調達の最低制限価格制度を適切に運用するとともに、引き続きその効果等を検証します。
 - ⑤資金の安定的な確保と安全で有利な運用を引き続き行います。
 - ⑥財務会計システムの納付書をペイジー標準帳票に円滑に移行します。また、市町にも同様式への変更を要請していきます。
 - ⑦収納方法の多様化について、関係部局と連携して取り組んでいきます。
- ⑧財務会計システムについて、平成 27 年 3 月からの円滑な移行と運用を行います。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営 5

市町との連携の強化

【主担当部局：地域連携部】

めざす姿

県と市町の対等・協力の関係づくりや一層の連携強化により、市町では、地域や市町の抱える課題の解決に向けた取組や効率的・効果的な行財政運営が行われています。

平成 27 年度末での到達目標

分権型社会の実現に向けてこれまで積み重ねてきた取組に加え、市町との連携を強化し、市町の実情に応じた支援をより一層進めることで、市町では、従来にも増して、行政事務の的確な処理、安定的な財政運営が行われています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標ともに目標値を達成していることから「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
市町への権限移譲事務数（累計）	/	470 事務	481 事務	1.00	485 事務	485 事務
	465 事務	475 事務	484 事務		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	年度末までに権限移譲が確定した 1 市町あたりの平均権限移譲事務数
26 年度目標値の考え方	市町との連携をより一層強化し、さらなる権限移譲を進めることで、平成 26 年度は、平成 27 年度末までの到達目標値（485）を達成するものとして設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40501 地方分権の推進 (地域連携部)	県と市町による全県的な課題の解決に向けた取組数（累計）	/	3 取組	4 取組	1.00	6 取組	6 取組
		2 取組	3 取組	4 取組		/	/
40502 市町行財政運営の支援 (地域連携部)	財政健全化計画策定団体数	/	0 市町	0 市町	1.00	0 市町	0 市町
		0 市町	0 市町	0 市町		/	/

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	2,360	2,220	1,985	1,672	
概算人件費		460	497		
(配置人員)		(51 人)	(54 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(全県会議)を適切に運営(調整会議 2 回、検討会議を 1 つ設置)
- ②権限移譲等にかかる第 3 次一括法の市町への情報提供を行うとともに、これまでに法定権限移譲された事務の実施状況を把握し、状況に応じた支援を実施
- ③「三重県権限移譲推進方針」に基づき、市町の意向を尊重しながら県条例による権限移譲を推進
- ④市町における住民自治の取組を支援する地方分権推進アドバイザーを 3 回派遣
- ⑤合併市町に対し、合併市町の新しいまちづくりを支援する市町村合併支援交付金を 15 市町に交付
- ⑥市町の自主的・自立的な行財政運営に関する適切な助言や情報提供を実施

平成 25 年度の成果と残された課題(評価結果)

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」での議論を通じて、市町との連携を一層強化することができました。検討会議においては、県と市町が情報を共有するなど、全県的な課題の解決に向けて取り組んでおり、引き続き検討を進めることが必要です。
- ②県から市町への権限移譲については、市町との協議を重ねた結果、景観行政に関する事務が津市に、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務が大台町に、限定特定行政庁への移行に伴う建築基準法等の事務が亀山市に移譲されました。今後も引き続き、市町の自主性・自立性の向上につながるよう、協議を進めていく必要があります。
- ③市町村合併支援交付金の交付にあたっては、市町を訪問しニーズを把握することで、市町の実情に応じた支援ができました。平成 26 年度においても市町のニーズを的確に把握し、適切に交付を行う必要があります。
- ④実質赤字等の発生による財政健全化計画の策定団体となった市町はなく、安定した行財政運営が行われていますが、公債費等の経常支出の高い水準が今後も見込まれることから、市町の行財政運営の厳しさが続くことが懸念されています。

平成 26 年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 次長 紀平 勉 電話・059-224-2420】

- ①「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」については、引き続き、市町との連携を一層強化するとともに、有意義で効果的な意見交換の場となるよう、適切な運営に努めます。
- ②県から市町への権限移譲については、市町との協議を重ね、より一層権限移譲を進めていきます。また国の地方分権改革等の状況について随時情報提供を行うなど、市町との連携の強化を図ります。
- ③市町村合併支援交付金の交付対象となる合併市町に対しては、引き続き、ニーズに応じた交付金による財政支援を行います。
- ④県は、広域自治体として、市町に対して、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度等について、必要な助言や情報提供等による支援を行います。また、市町の財政健全化等の取組に対し、必要な支援を行い、市町の行財政運営力の向上を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営 6

広聴広報の充実

【主担当部局：戦略企画部】

めざす姿

県政に対する理解と関心が深まるとともに、より効果的な県政運営が実施できるよう、県政情報が適切に発信されています。

また、県政の質を高め、参画がより一層進むよう、県政に対する意見・提言等が適切に把握されています。

これらにより、県民等の個人情報適正に管理されている中、県民の皆さん、企業、市町、県などの間で、必要な情報の共有が進んでいます。

平成 27 年度末での到達目標

県民の皆さんへの一方的なお知らせにとどまらず、多様な媒体を活用した情報発信を行うなど、県民の皆さんが必要とする県政情報が容易に入手できるような広報活動を展開するとともに、県民の皆さんの声を幅広く受信する広聴機能がより一層充実しています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	「県民指標」「活動指標」とともに平成 25 年度目標値に達しませんでした。が、「県民指標」の目標達成状況は 0.98 とほぼ達成できたことから、ある程度進んだと判断しました。
----------	----------------	------	---

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
得たいと思う 県情報が得ら れている県民 の割合		55.5%	58.0%	0.98	59.0%	60.0%
	54.2%	57.8%	56.7%			
目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	e-モニターを活用した調査で、得たいと思う県政情報が「十分入手できている」「概ね入手できている」と感じている県民の割合					
26 年度目標 値の考え方	平成 27 年度の到達目標である「60.0%」の達成に向けて、26 年度目標値は、25 年度目標値と 27 年度目標値の中間値である「59.0%」を設定しました。					

活動指標		23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		40601 効果的な 広聴広報機能の 推進 (戦略企画部)	県のホームページ (トップページ)へのアクセス 件数		172 万件	174 万件	0.75
		161 万件	143 万件	130 万件			
40602 統計情報 の効果的な発信と 活用の促進 (戦略企画部)	統計情報利用件数 (みえ DataBox アクセス 件数)		860,000 件	870,000 件	0.98	880,000 件	890,000 件
		851,640 件	771,789 件	848,541 件			
40603 行政情報 の積極的な公開と 個人情報の適正な 保護 (戦略企画部)	公文書や個人情報の 開示決定等における 開示・非開示判断の 適正度		80.0%	80.0%	0.53	80.0%	80.0%
		76.9%	34.8%	42.1%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	543	512	643	657	
概算人件費		586	616		
(配置人員)		(65 人)	(67 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「県政だより みえ」(毎月 1 回、約 72 万部発行)や「テレビ」(毎週金曜日、年 48 回放映)「ラジオ」「ホームページ」などの広報媒体を活用し、県の施策や事業等の県政情報を発信
- ②地上デジタル放送テレビのデータ放送による「県政だより みえ」の新たな情報発信に向けた試験放送の実施(11、2、3月)
- ③知事が行う記者会見(定例会見 24 回、日々の会見 94 回)をはじめ、報道機関に積極的に県政情報を提供し、記事やニュースに取り上げてもらうパブリシティ活動を実施
- ④県民の皆さんの意見や提案を県政運営に生かしていくため、「県民の声相談」や「IT 広聴事業(e-モニターアンケート)」(14 回)を実施。現場を重視した県政を展開するため、職員による「みえ出前トーク」(223 回開催、9,159 人参加)や知事が現場に赴く「みえの現場・すごいやんかトーク」(35 回開催、290 人参加)を実施
- ⑤県ウェブシステムを構成しているサーバ群及び各ページのコンテンツを自動作成するコンテンツ管理システム等の安定稼働の確保
- ⑥「三重県広聴広報基本方針」や「広聴広報ハンドブック」に基づき、職員の広聴広報力を強化(広聴広報会議 3 回開催、広聴広報マネジメント研修 1 回開催)
- ⑦住宅・土地統計調査、漁業センサス等の 5 年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施
- ⑧主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット(「みえ DataBox」)や刊行物で提供するとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行

- ⑨情報公開事務に関する研修（21回、815人受講）及び個人情報保護に関する研修（20回、953人受講）を開催するとともに、「開示請求事務の手引」と「個人情報保護ハンドブック」を改訂し、情報公開・個人情報保護制度的な運用のための支援を実施

平成25年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①県広報紙「県政だより みえ」や「テレビ」「ラジオ」「ホームページ」などの広報媒体を活用し、県の施策や事業等の県政情報を発信しました。県ホームページ（トップページ）へのアクセス件数は前年と比べ9%減少しましたが、ツイッター（9件）、フェイスブック（13件）など新しい形態による情報発信のウェイトが高まっていることから、県政情報の発信については、県民が利用しやすい広報媒体を活用して、より戦略的・計画的に行うことが重要となっています。
- ②テレビのデータ放送による「県政だより みえ」を広く周知するとともに、ユーザーの声を聞きながら改善していく必要があります。
- ③報道機関への情報提供に関して各部局を支援することにより、一定の効果的な情報提供が行われましたが、情報提供のさらなる質の向上が課題となっています。
- ④「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、「みえの現場・すこいやんかトーク」などを通じ、県民の声を幅広く受信し、県政に生かせるよう取り組んでいく必要があります。
- ⑤県ウェブシステムは安定的に稼働していますが、現在の運用体制やシステム環境など多くの問題点や課題を抱えていることから、新しいシステムに再構築する必要があります。
- ⑥県の広聴広報力を強化するため、職員の意識の向上を図る必要があります。
- ⑦住宅・土地統計調査、漁業センサス等の5年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施しました。今後とも、着実に調査を実施していく必要があります。
- ⑧主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）で提供し、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」、「三重県勢要覧」を作成、刊行しました。また、統計グラフ三重県コンクールにより、小学生以上の幅広い世代に、統計グラフで楽しみながら学ぶ機会を設けました。県民の皆さんが統計を身近なものと感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用の推進を図っていく必要があります。
- ⑨情報公開事務が適正に執行されるよう、研修内容の充実等を図っていく必要があります。また、今年度も個人情報漏洩事案が発生しており、個人情報の適正な取扱いや管理の徹底について各実施機関に文書で注意喚起をしたところであり、引き続き、条例の適正な運用を図っていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【戦略企画部 副部長 福田 圭司 電話：059-224-2009】

- ①さまざまな広報媒体の特性を生かし、県政情報をわかりやすく、より効果的に提供するため、「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」を策定します。また、策定したプランに基づき、戦略的、計画的な広聴広報活動に努めます。
- ②テレビのデータ放送による「県政だより みえ」が広く利用されるよう周知にしっかり取り組むとともに、公共施設やスーパー等に配置する紙の「県政だより みえ」や、平成26年度から新たに制作・配布する新聞折込ちらし等により県政情報を発信していきます。
- ③県庁全体のパブリシティ活動の質がさらに向上するよう、各部局へのより効果的な支援・助言に取り組めます。

- ④ 県民の声相談や知事、職員と県民の皆さんとのトーク事業、「IT 広聴事業(e-モニターアンケート)」など、さまざまな広聴ツールを活用して県民の声を幅広く収集し、県民の意見やニーズを県政に反映するよう努めます。
- ⑤ 平成 26～27 年度に県ウェブシステムの再構築を行い、平成 28 年度から新システムによる戦略的な広聴広報を展開していきます。
- ⑥ 「三重県広聴広報基本方針」、「広聴広報ハンドブック」の普及徹底や、広聴広報マネジメント研修の実施など、職員の意識の向上に努めます。
- ⑦ 経済センサス-基礎調査、商業統計調査、全国消費実態調査、農林業センサス等の 5 年周期調査、工業統計調査、学校基本調査等の毎年調査、労働力調査、人口推計調査等の毎月調査等に取り組み、迅速かつ正確なデータ収集、精査、集計等を実施していきます。
- ⑧ 主要経済指標等の最新の統計情報をインターネット（「みえ DataBox」）等で提供していくとともに、「統計でみる三重のすがた」や「三重県統計書」「三重県勢要覧」を作成、刊行し、県民生活や企業活動、市町等で利活用していただけるよう提供していきます。
- ⑨ 情報公開制度について、最近の開示請求事例や審査会諮問案件を盛り込んだ内容の研修を実施していきます。また、個人情報保護については、実施機関からの相談・協議に対し適切な助言を行う等、条例の適正な運用を図っていきます。さらに、三重県情報公開・個人情報保護制度推進要綱に基づき、研修受講者（推進員）が各所属で行う研修を強化することにより、制度の的確な運用を図っていきます。

* 「○」のついた項目は、平成 26 年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営 7

IT利活用の推進

【主担当部局：地域連携部】

めざす姿

県民一人ひとりが、いつでも、どこでも、安全で安心なITを利活用して、さまざまな行政サービスを受けられるなど、県民生活の利便性が向上するとともに、自主的な情報発信・情報交流によって、人と人、人と地域の連携が強まり、各地域が活性化しています。

平成 27 年度末での到達目標

時代に応じた情報通信環境が整備されるとともに、県政のさまざまな分野で情報システムが効率的・安定的に運用されることで、県行政運営の効率化が図られ、県民の皆さんへの行政サービスや行政情報の提供が効果的に進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標、活動指標で掲げる項目について、25年度の目標値を概ね達成しており、ITの利活用が「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
行政手続等の オンライン利用 率	/	55.0%	56.0%	1.00	58.0%	58.0%
	52.9% (22年度)	58.5%	59.0%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目 の説明	国の定める「利用促進対象 21 手続」における、手続総件数に占めるオンライン利用率
26 年度目標 値の考え方	過去 2 カ年の実績値を参考に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40701 ITを 利活用した行政 サービスの提供 (地域連携部)	電子申請・届出 システム利活用 件数	/	170,000 件	179,000 件	0.99	181,500 件	184,000 件
		165,843 件	176,272 件	177,751 件		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40702 情報ネットワークおよび行政情報システムの整備と適正な運用 (地域連携部)	県情報ネットワーク停止時間		34分	30分	1.00	27分	24分
		36分	14分	16分			
40703 地域情報化の推進 (地域連携部)	携帯電話不通話地域整備数(累計)		68基	71基	0.00	71基	71基
		67基	70基	70基			
40704 最適なIT活用を実現するための仕組みの確立 (地域連携部)	新たな手法(システム評価*等)による支援を実施した大規模システム数(累計)		7件	14件	1.00	21件	28件
		-	9件	17件			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	996	979	782	1,417	
概算人件費		216	221		
(配置人員)		(24人)	(24人)		

平成 25 年度の取組概要

- ① 時間や場所に制約されない県民サービスとして、電子申請・届出システム、地理情報システムを運用
- ② 電子自治体推進の基盤となる県情報ネットワークを管理運営するとともに、次期ネットワークの基本設計、老朽化機器の交換を実施
- ③ 電子自治体推進用パソコンの更新、基本ソフトのバージョンアップを実施
- ④ 総合文書管理システム等情報システムを運用するとともに、利用促進のための職員研修を実施
- ⑤ 共有デジタル地図について市町と協働で更新作業を実施
- ⑥ 市町の情報化の推進について市町の自治体クラウド*共同調達の検討を進めるとともに、社会保障・税番号制度の導入も視野に入れた支援を実施
- ⑦ 携帯電話の不通話地域を抱える市町と連携して携帯電話事業者に対する要望活動を実施するとともに移動通信用鉄塔を整備した市町に対して補助金を交付
- ⑧ C I O 補佐業務*を外部専門事業者に委託し、予算要求前および契約前の審査、情報システム評価や必要な支援を実施
- ⑨ 職員のセキュリティマインド向上のための職員研修を実施
- ⑩ システムの安全な運用のため、脆弱性診断やウイルスチェックのほか、データのバックアップの取得や遠隔地保管の促進等セキュリティ対策を実施

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ① 電子申請・届出システムや地理情報システムについて多くの利用がありましたが、さらなる県民サービスの向上を目指して利用拡大に努める必要があります。
- ② 県情報ネットワークについては、安定運用ができましたが、引き続き安定運用、迅速な障害対応に努める必要があります。

- ③総合文書管理システムやグループウェアシステム等の行政情報システムについては、さらなる行政運営の効率化のため、システムの改善に努める必要があります。
- ④県と市町の共同事業として実施した共有デジタル地図の更新を完了するとともに、市町の自治体クラウドの導入について、検討会において各市町の今後の方針を決定しました。今後も共同調達を検討する市町に協力するとともに、国などの動向に関する情報提供を行っていく必要があります。
- ⑤携帯電話の不通話地域解消については、施設整備を実施した市町に対して2件の補助金交付を行いました。引き続き市町とともに取り組んでいく必要があります。
- ⑥IT投資の適正化を進めるため、外部専門家の支援を受けながら、予算要求前及び契約前の審査や必要な支援を実施するとともに、今年度から、「中小システム」に対しても、システム評価の運用を開始し、7システムを対象に実施しました。また、共通機能基盤の全庁的な利用促進を図るため、説明会の実施等により普及啓発を行うとともに統合サーバの追加環境を整備し、運用を開始しました。
- ⑦情報セキュリティ対策として、職員へのセキュリティ研修を実施するとともに、脆弱性診断、データ・プログラムの外部保管等を実施しましたが、引き続き情報セキュリティ事故発生の未然防止に努めていく必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【地域連携部 副部長 鈴木 伸幸 電話:059-224-2202】

- ①県民サービスの向上のため、電子申請・届出システムや地理情報システムをより使いやすく、わかりやすく提供するとともに利用促進に取り組みます。
- ②基盤となる県情報ネットワークについては、セキュリティ対策、点検等を行い安定運用に取り組むとともに、次期ネットワークの構築作業を実施します。
- ③ITを活用した行政サービスの充実、庁内の情報共有、事務処理の効率化を図るため、一人一台パソコン、総合文書管理システムやグループウェアシステム等の行政情報システムの運用を行います。また、総合文書管理システムについては、システム寿命及びセキュリティ対策として再構築を実施します。
- ④自治体クラウドや社会保障・税番号制度の導入など、市町の情報化推進について、引き続き支援や情報提供を行います。
- ⑤携帯電話の不通話地域解消に向けて、引き続き市町と連携して取り組み、地域の情報格差是正に努めます。
- ⑥全庁的なIT投資管理体制を確立していくため、予算要求前及び契約前審査、システム評価のそれぞれの仕組みが円滑に連携できるよう、さらなる改善に努めます。また、全庁情報システムの最適化を図るため、平成21年度に導入した統合サーバ等の共通機能基盤の再構築を実施します。
- ⑦セキュリティリスクの増大に対応するため、ウィルスチェック、脆弱性診断の実施など、多種多様な取り組みを効果的に組み合わせたセキュリティ対策を実施するとともに、情報セキュリティポリシーの定着化を推進し、職員のセキュリティマインドの向上をはかるため、引き続き計画的な研修等を行います。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

行政運営 8

公共事業推進の支援

【主担当部局：県土整備部】

めざす姿

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正に実施することにより、県民の皆さんの公共事業への信頼感が向上していることをめざします。

平成 27 年度末での到達目標

これまで進めてきた公共事業の再評価、事後評価の適切な実施、事業情報の県民の皆さんへの提供と有効活用等を進める取組に加え、地域の建設業者の地域・社会貢献の取組などを評価し、優良な企業が受注できるような入札制度の運用等に取り組むことにより、公共事業が適正に運営されていることをめざします。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	A (進んだ)	判断理由	公共事業評価システム*を適切に運用するとともに、企業における地域・社会貢献への取組が進むなど、全ての目標値を達成したことから、「進んだ」と判断しました。
----------	------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標

目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
公共事業への信頼度	/	95.0%	95.5%	1.00	96.2%	96.3%
	94.6%	97.3%	97.5%		/	/

目標項目の説明と平成 26 年度目標値の考え方

目標項目の説明	公共事業評価制度において、「三重県公共事業評価審査委員会」で審査を受け妥当とされた割合と総合評価方式*の入札において、地域・社会貢献の取組実績がある企業が受注した件数の割合の平均値
26 年度目標値の考え方	これまでの実績と今後の審査・取組の見通しを勘案し、「県の活動指標」である「公共事業再評価・事後評価達成度」と「受注者の地域・社会貢献度」の平成 26 年度の平均値を 96.2% として目標に設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	23 年度	24 年度	25 年度		26 年度	27 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40801 公共事業の適正な執行・管理(県土整備部)	公共事業再評価・事後評価達成度	/	97.2%	97.3%	1.00	97.4%	97.5%
		97.1%	97.2%	97.3%		/	/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度		26年度	27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
40802 公共事業を推進するための体制づくり(県土整備部)	受注者の地域・社会貢献度		92.8%	93.6%	1.00	95.0%	95.0%
		92.1%	97.3%	97.7%			

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	5,333	3,130	4,631	4,745	
概算人件費		1,614	1,646		
(配置人員)		(179 人)	(179 人)		

平成 25 年度の取組概要

- ①「三重県建設産業活性化プラン」に定める将来ビジョン「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」の実現に向けて、建設業界と県の連携のもと、技術力向上のための表彰制度の検討、地域貢献できる企業の存続や経営基盤の強化のための発注標準の見直しなど、優先的に進める取組を着実に実施
- ②公共事業評価については、事前評価・再評価及び事後評価を実施し、公共事業の実施プロセスの透明性を確保
- ③CAL S/EC* (公共事業支援統合情報システム)については、電子調達システムをはじめとする各システムの安定運用を確保。このうち、電子調達システムについて、入札業務の効率化とコスト削減を図るため、平成 26 年度中の運用開始に向けて公共事業と物件等を統合した新たなシステムの構築作業を実施
- ④総合評価方式については、受注者及び発注者の意見を聞きながら、事務手続きの簡素化、審査及び評価の公正性・透明性向上などの観点から作成した評価項目、評価基準にかかる見直し案を踏まえ、試行を実施
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会に諮るなど事務の適正を確保。公共工事の適正で円滑な執行を支援するため、2年間の事業実施手順を明確にした「2年間実施工程表」の仕組みを構築
- ⑥予定価格の算定については、実勢を踏まえた設計労務単価や建設資材単価となるよう、単価の臨時改訂を適切に実施。また、請負代金額の変更については、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対し円滑に対応できるよう、スライド条項の運用要件を制定

平成 25 年度の成果と残された課題 (評価結果)

- ①「三重県建設産業活性化プラン」の推進については、建設業界と県との間で、現在の取組状況や今後重点的に取り組む事項などについて協議する場を設けました。今後も、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の実現に向けて、若年者の雇用や人材育成、災害時の安全・安心の確保、入札契約制度の改善など「三重県建設産業活性化プラン」に基づいた取組を着実に実施することが必要です。
- ②公共事業の実施プロセスの透明性を確保するため、公共事業評価システムの運用を行っています。透明性の確保及び向上のために、評価内容について、一層分かりやすい説明に努める必要があります。
- ③公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムのうち、公共事業に関する部分を平成 26 年

4月から先行して運用を開始します。物件等に関する部分については、平成26年度中に運用開始できるよう、引き続き、構築を進める必要があります。また、新たなシステムが円滑に運用されるように対応する必要があります。

- ④総合評価方式については、土木一式工事において見直し案を踏まえた試行に着手しました。今後、試行の検証等を行い、地域・社会に貢献し、技術力を持った企業が受注できるよう新制度への移行を進めていく必要があります。また、橋梁等の専門工事についても引き続き課題の整理を行い、見直し内容等の検討を進めていく必要があります。
- ⑤入札契約事務手続きのうち事故線越案件について、入札等監視委員会などにより確認を受けました。「2年間実施工程表」を適切に運用することにより、事業実施手順の適正を確保することが必要です。
- ⑥設計労務単価及び建設資材単価の臨時改訂を実施し、実勢を踏まえた適正な予定価格を設定しました。また、スライド条項を運用し、受注者からの申請に応じて請負代金額の変更ができることとしました。今後も、予定価格の算定等について、適切に対応する必要があります。

平成26年度の改善のポイントと取組方向【県土整備部副部長 水谷優兆 電話:059-224-2651】

- ①「三重県建設産業活性化プラン」については、建設業界と連携し、技術力を持ち地域に貢献できる建設業の育成を目指して着実に実施します。特に、建設業における若年者の人材確保や育成が課題となっていることから、国の雇用対策事業を活用して、若年者の入職促進や人材育成を図る取組を支援します。
- ②公共事業の評価については、マニュアルに定められた定量的な効果だけでなく、周辺環境への影響など定性的な効果についても、より分かりやすく説明できるよう取り組みます。
- ③公共事業と物件等を統合する新たな電子調達システムについては、運用開始後、円滑に運用されるよう、システムを利用する多くの受発注者への周知や研修などに取り組みます。
- ④総合評価方式については、土木一式工事における試行の検証や橋梁等の専門工事における課題の整理に引き続き取り組み、評価項目、評価基準等の見直しをさらに進めます。
- ⑤入札契約事務手続きについては、入札等監視委員会などの確認を受けるなど、事務の適正を図ります。また、「2年間実施工程表」の活用により、計画的な事業実施と手順の適正に向けて取り組みます。
- ⑥契約金額の適正化のため、実勢を踏まえた設計単価による予定価格の算定や、契約後の資材や労務費の高騰などの変動に対応するスライド条項の適用等による請負代金額の変更を行うことで、円滑な施工確保に向けた取組を図ります。

* 「○」のついた項目は、平成26年度に特に注力するポイントを示しています。

(参 考)

用 語 説 明

用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は以下のとおりです。

- 第1章 : 第1章に掲載されています。
 三桁の数字 : 第2章の該当する番号の施策の取組に掲載されています。
 緊急○、協創○ : 第3章の該当する番号の選択・集中プログラムの取組に掲載されています。
 行政運営○ : 第4章の該当する番号の行政運営の取組に掲載されています。

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ABC(アルファベット)		
BCP(業務継続計画)	Business Continuity Plan、災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から事前に対応策などを定めた計画。	111 緊急1
BOD	Biochemical Oxygen Demand、生物化学的酸素要求量。河川の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を微生物によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
CALS/EC	公共事業の調査、計画、設計、積算、入札、施工および維持管理等の各段階で発生する各種情報を電子化し、インターネット等のネットワークを利用して、受発注者等の関係者間あるいは各事業段階において効率的に情報の交換・共有・連携をする公共事業支援統合情報システム。	行政運営8
CIO補佐業務	県のITに係る統括責任者(CIO=Chief Information Officer:情報統括責任者)を補佐し、専門的見地から全庁のIT効率化および効果的な利活用に関する提案・助言等を行う業務。	行政運営7
COD	Chemical Oxygen Demand、化学的酸素要求量。海域の汚濁の指標として用いられ、水中の汚濁物質(有機物)を化学薬品(酸化剤)によって分解させたときに消費される酸素の量。	154
DMAT	(Disaster Medical Assistance Team、ディーマツト)災害急性期(おおむね発災後48時間以内)に活動できる機動性を持つ、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する災害派遣医療チーム。	111 緊急1
DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あつた者からの暴力をいう。(Domestic Violence 略称DV(ディーブイ))	212
GAP	Good Agricultural Practiceの略。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。	113
HACCP(ハサップ)手法	(Hazard Analysis and Critical Control Point)製造工程の各段階で発生する可能性のある危害を予測・分析し、衛生管理上重要なポイント(加熱工程等)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。	113
ICT	ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とはほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着している。	第1章 254 323 342 緊急9 協創3 協創4
JSLカリキュラム	外国人児童生徒が、一定期間、初期の日本語指導を終えた後、日本語指導と並行して教科指導を実施するためのカリキュラム。	213 協創5

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
MIE-NET(ミエネット)	(Mie Interhospital Emergency - NETwork) 救急現場における患者情報を、携帯情報通信端末を活用して二次および三次救急医療機関に送信することにより、救急隊と医療機関が情報共有することができるネットワークシステム。医療機関が重症度、緊急度に応じて受入を判断することができ、受入医療機関の選定時間の短縮、医師の指示に基づく早期の処置等が可能となる。	第1章 121 緊急3
MIES(ミエス)	児童虐待の可能性のある子どもを早期に発見し見守ることを目的に開発された、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた要保護児童スクリーニング指数のこと。(MIES: Maltreatment Index for Elementary Schoolchildren)	第1章 123
MMC卒業臨床研修センター	県内の医療に関わる人材の確保、育成および地域医療の充実に向け、研修医や指導医、臨床研修病院等を対象に、臨床研修を円滑に実施するための事業を実施する、県内の関係医療機関が共同して設立したNPO法人。	121
MRJ	現在三菱航空機株式会社を筆頭に開発・製造が進められている初の国産ジェット旅客機「三菱リージョナルジェット(Mitsubishi Regional Jet)」の略称。	第1章 321 緊急8
Myまっぷラン	川口淳三重大学大学院工学部研究科准教授が提唱する住民一人ひとりが津波避難計画を作成するための手法。住民自らがシートの表面に住所や家族等の連絡先、非常持ち出し品などを記入し、裏面の地図に避難場所や避難経路などを書き込むことで、津波避難を考えるツール(道具)となる。また、作成を通じて家族や地域で課題を共有し、避難について考えるきっかけになり、対策の検討に活用できる。	111 224 緊急1
NOx・PM法	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。自動車排出ガスの窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)による大気汚染を防止するため定められた。県内では四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町が対策地域。	154
OJT	on the job training、現任訓練。 仕事の現場で、業務に必要な知識や技術を習得させる指導手法。	第1章 行政運営2 行政運営4
PM2.5(微小粒子状物質)	大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子。PM2.5は非常に小さい(髪の毛の太さの1/30程度)ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	第1章 154
RDF	ごみ固形燃料。ごみを固めた暖房や発電の燃料。ごみを選別、粉碎した後に乾燥させ、圧力を加えて固めたもの。発熱量は石炭に近く、1kgあたり約4,000~5,000kcalである。	152 325
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。	254 342 343 緊急7 協創4
TEU	(Twenty-Foot Equivalent Unit):コンテナ船の積載能力を示す単位で、1TEUは20フィートコンテナ1個分を示す。	351
TPP	Trans-Pacific Partnershipの略。アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざすための協定で、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、アメリカ、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の計12か国(平成26年4月時点)での協定交渉が行われている。	第1章 312
あ行		
アウトリーチ	英語で「手を伸ばすこと」を意味し、生涯学習の観点では、学校や公民館、福祉施設等出張講座や移動展示などを行うこと。	261 262
アウトリーチ(訪問支援)	入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、保健・医療・福祉の多職種チームによる訪問を中心とした活動により支援していくこと。	142

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
アカモク	ワカメやモズクなどと同じ褐藻類で、フコイダンなど、多くの機能性成分を含んでおり、東北地方では重要な食用海藻であるが、三重県では食べられていなかった。最大7m程度まで成長する。	緊急7
アサクサノリ	黒ノリとして、昭和30年頃まで養殖されていた海藻。味や香りは良いが、色が赤っぽく、養殖が難しいため、昭和40年代には、色が黒く、養殖しやすい同じ仲間のスサビノリにとっかわられ、現在では「幻の海苔」と言われている。	311 緊急7
アドバイザーボード	「みえ産業振興戦略」の具現化やその時々国際情勢や国内雇用経済情勢を踏まえた戦略の新しい方向性を模索していくため、有識者により構成された委員会。	第1章 321 343
育ボス	育児のために短期休暇をとった職員と、その職員の仕事を分担した同僚や上司に対し、人事評価を上げる制度のこと。	231
いなかビジネス	中山間地域において、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かして取り組まれる、地域の活性化はもとより就業機会の創出等にもつながる経済活動のこと。	第1章 254 緊急7
オープンイノベーション	新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の結集を図ること。一例として、産学官連携プロジェクトや異業種交流プロジェクト、大企業とベンチャー企業による共同研究などが挙げられる。	321 325 協創3
オンリーワン型の企業	その企業でしか提供していない技術や商品、サービスを持っている企業のこと。	322
か行		
介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者や虚弱高齢者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町の判断により総合的に提供できる事業	141
貝毒検査	春季～夏季にかけて、餌としてプランクトンを食べる沿岸域に生息する二枚貝類の麻痺性及び下痢性貝毒の蓄積状況について調べる検査。	314
学校支援地域本部事業	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てることを目的として、学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアが学校の教育活動を支援する事業。	222 協創1
家庭的養護推進計画	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、平成27～41年度を計画期間として、児童養護施設等の大規模施設の解消や養育単位の小規模化等を家庭的養護を進めていくための計画。	第1章 233 緊急5
川下企業	川下企業とは、最終製品を製造・販売する産業を総称している。反対に川上企業とは、川下企業に対して加工サービスや部品の供給等を行う産業を総称している。	第1章 322 324 緊急8
環境基準	環境基本法(1993)の第16条に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。	154
関西圏営業戦略	平成26年3月に策定した関西圏における三重の魅力の効果的な情報発信、観光誘客、「食」の販路拡大につなげる営業展開の基本的な方向性等を示すもの	第1章 341 緊急7
機能保全計画	効率的で効果的な漁港・漁場施設の更新を図るために実施する漁港・漁場施設の老朽化状況を調べる機能診断の結果に基づく計画。	314
揮発性有機化合物	トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。	154
教材「三重の文化」	子どもたちが、「郷土三重」の自然・地理、歴史、産業、文化・芸術について興味・関心を持ち、自ら課題を見つけ、主体的に郷土についての学習を進めるための教材。	222

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
集約型都市構造	人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとするすべての人がくらしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。	第1章 353
浚渫	水深の増加や有害な堆積物を除去するために、海や河川などで、海底や川底の土砂などを取り去ること。	314
小水力発電	農業水利施設等における落差と流量を利用した、発電出力が数十kW～数千kW程度の比較的小規模な水力発電のこと。	第1章 254
商品化等コーディネーター	農林水産各研究所が保有する研究成果の商品化・実用化に向けた助言や情報提供及び企業等とのコーディネートを行う外部人材。	311
初期適応指導教室	来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。	213 協創5
新規需要米	米の新規需要となる用途であって、主食用の需給に影響を及ぼさないもの。飼料用、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）、バイオエタノール用など、さまざまな用途がある。	312
シングルシード養殖	マガキの養殖方法の1種。人工種苗生産で、浮遊幼生から稚貝に変態する際、カキ殻を粉碎した粉末に定着させることによって、1粒ずつのマガキを生産し、かごに入れて養殖する方法。	314
森林施業プランナー	小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。	313
水産用医薬品残留検査	養殖魚に使われる水産用医薬品の残留状況を調べる検査。	314
水福連携	漁協や漁業者等の水産分野と福祉的就労事業所等の福祉分野が連携して、障がい者に対する就労機会の提供を図ること。	314
スポーツツーリズム	旅先で観光とともにスポーツを楽しむ、あるいはスポーツ大会への参加とともに旅を楽しむなど、スポーツを通じた新たな魅力の創出、スポーツを核とした交流のこと。	342 協創4
政策創造員会議	各部等の推薦を受け、又は公募により選定した職員で、知事から指名された職員（政策創造員）により構成され、政策創造員の政策創造能力の向上、新しい三重づくりのための政策創造及び提言、各部局の重要施策等の情報共有と連携強化に取り組む会議。	行政運営1
生態系維持回復事業計画	自然公園及び自然環境保全地域における、生態系の維持又は回復を図る事業の適性かつ効果的な実施に資するため、保全計画に基づき、生態系維持回復事業に関する計画を定めたもの。	153
船舶位置監視装置 (VMS:Vessel Monitoring System)	漁業操業場所の違反防止等を目的として、漁船の位置や速力等の情報を一定の時間間隔で、監視機関に送信する装置のこと。	314
船舶自動識別装置 (AIS:Automatic Identification System)	船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態およびその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間および船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行う装置のこと。	314
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、誰でも気軽に多種目のスポーツを楽しむことができるよう、地域の人たちが主体的に運営するスポーツクラブ。	241
総合相談支援センター	県内9つの障害保健福祉圏域ごとに設置した相談支援機関。障がい種別を問わないワンストップでのサービス提供を基本としている。県、市町が社会福祉法人等へ委託して事業を実施している。	142 緊急6

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
総合評価方式	公共工事の入札方式で、公共工事の品質を確保する上で「価格」のみならず、「受注者の技術力」も含め総合的に評価して契約者を決定する方法。	行政運営8
た行		
多面的機能	農林水産業が営まれることによって発揮される国土の保全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能等のこと。	第1章 254
地域活性化プラン	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、地域や産地などを単位に策定される農業および農村の活性化のための活動プランのこと。	第1章 254 312 緊急7
地域間幹線系統	国の「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく都道府県の協議会で認定された複数市町村（平成13年3月31日当時の市町村）をまたぐ幹線バスの系統。	352
地域ケア会議	地域包括支援センター等が、介護・医療関係者、民生委員等を参集し、個別ケースの支援内容の検討を行うとともに、この検討を通じて、高齢者に対する自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、多職種協働によるネットワークの構築、地域課題の把握等を行う会議のこと。	141
地域高規格道路	高規格幹線道路と一体となって高速ネットワークを形成し、地域相互の交流促進や空港・港湾等のアクセス等に資する路線。	緊急2
地域水産業・漁村振興計画	漁村地域を単位に水産業のあり方や漁村の活性化等についての方針を定めた計画。	第1章 314
地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。	141
地域包括支援センター	高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止などさまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。	141
チャイルドガーディアン	犯罪被害から子どもを守ることを目的に、学校を始め、関係機関・団体と警察の連携を強化し、統一的な活動の促進を行うために9名を警察署等へ配置。地域の各機関・団体の活動を一体化し、組織力を結集の上、不審者情報の集約、周知、見守り活動や合同パトロールの実施、地域安全マップの作成等の活動を展開する。	131
長期優良住宅	耐久・耐震・省エネ性に優れ、数世代にわたって暮らせる住宅で、配管等の維持管理や間取りの変更などが容易にできるよう一定の措置が講じられた住宅。	第1章 353
電子マニフェスト	紙マニフェストに代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者がインターネットを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。紙マニフェストよりも、処理過程の透明化と業務の効率化を図ることができる。	第1章 152 緊急10
道路防災総点検	豪雨・豪雪等による災害の未然防止及び必要な防災対策を検討するために実施している道路路面等の点検。	351
特定鳥獣保護管理計画	野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画。	第1章 153 254 緊急9

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
都市計画区域マスタープラン	正式名称を「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といい、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が当該都市計画区域全域を対象として、広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めるもの。	第1章 353
トライアルショップ	首都圏において、平成23年度に実施した三重の観光情報（ポスター・パンフレット等）と物産品（陳列等）をPRする期間限定の試行的な店のこと。	323
な行		
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した経営をめざす農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた農業者。	312
ネウボラ	Neuvola (Maternity and child health clinics) : 妊娠期から就学前まで、健診・保健指導・子育て相談等の親子（家族）支援を必要に応じて支援機関と連携しながらワンストップで行う地域拠点施設。地方自治体が設置。	第1章 232
農場HACCP	農場にHACCPの考えを採り入れ、危害要因となる微生物や化学物質、異物の混入などを防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことで、農場段階で危害発生をコントロールする手法のこと。	第1章 113 312
農地中間管理機構	平成26年3月に施行された「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理事業を行う法人として、都道府県段階で1つ設置された公的な機関のこと。	312
農福連携	農業と福祉が連携して、農業経営体による障がい者雇用や福祉事業所による農業参入などに取り組み、農業の担い手確保、障がい者の就労促進を支援すること。	第1章 223 312 緊急6
は行		
パーキングパーミット制度 （三重おもいやり駐車場利用 証制度）	障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に対して利用証を交付することにより、車いす使用者用駐車区画等を利用しやすくし、外出を支援することを目的とした制度。	第1章 協創5
パーソナルカルテ	本人および保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式。	第1章 223 緊急6
バイオリファイナリー	石油化学に代わり、植物由来の資源からバイオ燃料やプラスチックなどの化学製品を生み出す技術や生産設備のこと。	第1章 321 325 協創3
排出係数	電気の供給1kWhあたりの二酸化炭素の排出量を示す指標であり、電気使用量にこの排出係数を乗ずることにより、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素の量を算出する。	151
搬出間伐	間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。	313
干潟	河口部や海岸部に、川から流れた砂泥が堆積した砂泥地で、干潮時に海面上に姿を現す場所。様々な生物の生息の場であり、水質浄化などの重要な役割を果たしている。	第1章 254 314
非構造部材	柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。	第1章 224 緊急1

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
ビッグデータ	「ビッグデータ」(Big Data)とは、数百テラ(1兆)バイトからペタ(1,000兆)バイト級の膨大なデジタルデータの集積のこと。ビッグデータには従来の定型化したデータ以外に、ブログやまたは、FacebookやTwitterといったSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)からの文字、数字、図表、画像、音声、動画など、さまざまなタイプのデータが含まれる。従来、こうした大容量データは取り扱い自体が困難であったが、データ管理テクノロジーの進化と低価格化により、効率的、効果的な処理・活用が可能になり、ビッグデータの解析から得た知見を、マーケティングなど企業経営や新しいビジネスの創造に活かそうという動きが活発化している。	第1章 323 協創3
人・農地プラン	農業者の高齢化や担い手不足が懸念される中、地域や集落の話し合いに基づいて、市町が地域農業の中心となる経営体への明確化や経営体への農地集積のルールづくり、将来ビジョンなどを定める計画で、国がすべての市町での策定を推進している。	312
ヒロメ	全国的にも限られた地域でしか見られない一枚の広い葉っぱ様の昆布類の海藻。三重県では熊野灘に面した沿岸部でみられ、紀北町等で食用とされる。	314
フードコミュニケーションプロジェクト	農林水産省が食品事業者や消費者等の協働により、フードチェーン全体の食品事業者の取組の「見える化」を進め、事業者と消費者の相互理解による信頼の向上に取り組むプロジェクトのこと。	311 緊急7
豚流行性下痢(PED)	ウイルスによる水様性下痢を主徴とする豚の伝染病で、病気を発見したとき、家畜伝染病予防法の規定に基づき、都道府県知事に届出が必要となる届出伝染病の1つ。この病気は、人には感染しない(Porcine Epidemic Diarrheaの略)。	312
文化交流ゾーン	新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす、県立美術館を含めた県総合文化センター周辺地域のこと。	第1章 261
糞粒法	森林内に生息するニホンジカの個体数推定に糞塊を利用する方法。	153
ペイジー標準帳票	公共料金、税金などの各種料金をパソコン、携帯電話、ATMなどを利用して支払うことができる電子決済サービス(ペイジー収納サービス)に対応した納付書の標準的な様式のこと。	行政運営4
ベイズ推定法	「糞粒法」による調査結果に、捕獲数や狩猟における出合数(目撃情報)等の複数の因子を加味して、総合的に個体数を推計する方法。	153
ま行		
マイルージ制度	県内企業の成長や高付加価値化に向けた再投資を促進するため、今まで対象とならなかった小規模な投資をポイント化し、補助の対象とみなすことができる仕組みをいう。	第1章 321 緊急8
マザー工場	単なる量産工場ではなく、開発、量産試作などの機能を備え、他の工場に対しての技術指導や支援能力を持つなど、高い付加価値を有する施設をいう。	第1章 321 緊急8
まなびのコーディネーター	放課後や休日等に、各地域で子どもたちが学習や体験活動等ができる機会(子どもの「学び場」)の調整役。子どもたちに育みたい力を養う活動計画を立てたり、子どもたちに関わる地域の方々に、それらを浸透させたりする役割を担う。	第1章 221 協創1
三重が魅力ある地域であると 感じる人	首都圏等における県のアンケート調査において、「県産品を購入したい」、「観光目的で来県したい」、「本県で居住したい」、「本県で立地・操業したい」という回答や、「本県の『歴史』、『文化』や『街並み・建造物』などに対して『独自性』や『愛着』等を感じる」と回答した人のこと。	341
みえグリーンイノベーション構 想	今後の成長分野である「環境・エネルギー関連分野」における新技術・新製品の開発をめざす県内企業のネットワークづくりの支援をベースにして、研究開発の促進、事業化促進、販路・市場拡大、ひとづくり、設備投資および立地の促進等の取組を連携させて、環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図ることをねらいとした構想。	第1章 協創3

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
三重県営業本部	三重の魅力の情報発信と県内への誘客、県産品の販路拡大に向けた営業活動を全庁的に展開するため、知事を本部長とし、関係各部署が横断的に取り組む組織。	341 緊急7
三重県エネルギー対策本部	三重県におけるエネルギーの安定供給の確保、新エネルギーによる地域エネルギーの確保や省エネルギー対策を総合的に推進することを目的に、平成23(2011)年5月に設置した組織。	325
三重県住生活基本計画	本県がめざす住生活の将来像の実現に向け、住生活に関する基本方針と実現の方向を定め、総合的に施策を推進していくための計画。	353
三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針	入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度に則した施設サービスの円滑な実施を目的として、入所に関する手続き及び基準を明示したもの。これに基づき、各施設が「入所基準」を策定・運用する。	141
三重県地域医療支援センター	平成24(2012)年5月、県内の医師の地域偏在の解消を目的に、県庁に設置され、あわせて分室が三重大学内に設置。県内の医療機関や医師会、市町、三重大学等と連携して、若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくり等の取組を推進。	第1章 121
三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)	三重県の小規模事業所向け環境マネジメントシステム。国際規格と比べて取り組みやすく、費用負担の少ない制度となっており、幅広い県内事業者の環境負荷低減取組を促進することを目的とする。平成16年9月から運用を開始。	151
みえ広域スポーツセンター	総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツを推進するため、三重県営鈴鹿スポーツガーデン内に設置した県の機能。	241
みえ国際展開に関する基本方針	平成25年9月に、三重県の強みを発揮できる分野及び国・地域に対し、限られた資源の中で、重点的かつ集中的に国際展開を行うため、三重県が取り組むべき方向性を定めた方針	第1章 322 342 343 緊急8 協創4
みえ産業振興戦略	平成24年7月に策定した三重県における産業振興の方向性を示したもの。	第1章 321 323 343 緊急8
みえジビエ	三重県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカ、又はイノシシの肉のうち、人の食用にするもので、「みえジビエ登録制度」に登録された野生獣解体処理施設において、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に基づき解体処理されたもの。	第1章 254 緊急9
みえジビエ登録制度	『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルに沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する事業者を登録する制度。	第1章 254 緊急9
『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル	食肉のシシ肉やシカ肉の衛生管理や品質の確保については、と畜場法にある解体処理等の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通にいたる具体的な方法を定めたマニュアル。	第1章 254 緊急9
「みえ地物一番」キャンペーン	県産食材を一番に優先するという思いを込め、県産食材に親しむ機会を増やし地産地消を進めるための県独自キャンペーン。家庭の日である毎月第3日曜日とその前日を「みえ地物一番の日」とし、協賛事業者がPRを展開している。参加事業者数:896事業者(平成26年3月末現在)。	311

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
みえ“食発・地域イノベーション”創造拠点	食品関連分野におけるイノベーションの創出や、高付加価値商品の開発などを支援することを目的とした研究開発拠点(三重大学と三重県工業研究所の2カ所を整備)で、県内の食品関連企業が産学官連携や農商工連携を通じて活用することを目的とする。	緊急7
みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)	「みえ県民カビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、次年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み(マネジメントサイクル)。	第1章 行政運営1 行政運営2
みえセレクション	県内で生産される農林水産物、食品、酒類等において、特徴ある優れた産品を選定し、県が大都市圏などに情報発信することで県産品の販売拡大を目的とした制度。	第1章 311 緊急7
三重テラス (首都圏営業拠点「三重テラス」)	首都圏において、「食」、「観光」、「歴史」、「文化」、「産業」などの三重の魅力を効果的に情報発信し、三重ゆかりの店舗や企業等との連携など、さまざまな人々との交流や感動との出会い、新しいアイデアの創出などにつながる営業活動を総合的に進め、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげるための拠点として平成25年9月28日に東京日本橋に開設。1階にはショップとレストラン、2階には多目的ホールを設置している。	第1章 252 254 311 312 321 323 331 341 342 343 緊急4 緊急7 緊急9 協創4
みえフードイノベーション	県内の農林水産資源を活用し、生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することで、地域が抱える課題を解決し、新たな商品やサービスを革新的に生み出す仕組みのこと。	第1章 311 緊急7
みえフードイノベーション・ネットワーク	みえフードイノベーションを具体的に進めるために立ち上げる、異業種・産学官によるネットワークのこと。参加事業者数:302者(平成26年3月末現在)。	第1章 254 311 緊急7 緊急9
みえフードイノベーション・プロジェクト	生産者や食品産業事業者、ものづくり企業等の多様な業種や、大学、研究機関、市町、県などの産学官の連携による、県内の農林水産資源を活用した新たな商品又はサービスを開発する取組のこと。	緊急7
三重ブランド	県のイメージアップと観光及び物産の振興を目的として、県を代表する産品とその生産者を認定する制度。平成26年3月現在で14品目37事業者が認定されている。	311 緊急7
ミッシングリンク	幹線道路などの交通ネットワークの欠落区間。	第1章 351 緊急2
メガソーラー	出力1メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。	第1章 255 325 協創3
メタンハイドレート	永久凍土層や深海下の地層等、低温高圧の条件の下で存在するメタンガスと水が結晶化した固体の物質で、分解してガス化することで次世代のエネルギー資源として注目されている。	第1章 325 協創3
木質チップ	木材を機械的に小片化したもの。	313

単語（事項等の名称）	解 説	掲載箇所
藻場	沿岸域に形成された様々な海草・海藻の群落。水産生物の産卵や稚魚の成育の場として重要な役割を果たしている。	第1章 254 314
ら行		
ライフイノベーション	医療・健康・福祉分野で、新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことをいい、革新的な医薬品、医療機器、医療・介護技術等の研究開発の促進や関連産業の活性化をめざすもの。	第1章 321 322
漁師塾	若者などの水産業への就業・就労を促進するため、漁業技術の研修等を通じて人材育成や就業支援を行う育成機関。	第1章 314 緊急4
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状および保護対策をまとめた報告書。	153
6次産業化	1次産業が、加工(2次産業)や流通販売(3次産業)などを自己の経営に取り入れたり産業間の連携を図ったりすることにより業務展開している経営形態をあらわす言葉。	第1章 254 311 312 緊急7
わ行		
ワーク・ライフ・バランス	ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。	第1章 332